

平成30年

第5回美濃市議会定例会会議録

平成30年12月 3日 開会

平成30年12月21日 閉会

美 濃 市 議 会

平成30年第5回美濃市議会定例会会議録目次

第 1 号 (12月3日)	ページ
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
市長挨拶	3
開会・開議の宣告	4
諸般の報告及び行政諸般の報告	4
所管事務調査結果の報告	5
会議録署名議員の指名	9
会期の決定	9
議案の上程	9
議案の説明	
承第6号(総務部長 北村道弘君)	9
休憩	10
再開	10
質疑	10
委員会付託省略(承第6号)	10
討論	10
議案の採決	10
議案の上程	11
議案の説明	
議第63号・議第70号(総務部長 北村道弘君)	11
議第64号・議第67号・議第76号・議第77号 (民生部長(福祉事務所長) 篠田博史君)	13
休憩	15
再開	15
議第65号・議第66号・議第69号・議第78号(建設部長 古川雄太君)	15
議第68号(美濃病院事務局長 林 信一君)	16
議第71号(総務課長・選挙管理委員会事務局長 瀨瀬敬久君)	17
議第72号・議第73号・議第74号・議第75号(秘書課長 西部睦人君)	18
岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	19

休会期間の決定	20
散会の宣告	20
会議録署名議員	21

第 2 号 (12月14日)

議事日程	23
本日の会議に付した事件	23
出席議員	23
欠席議員	24
説明のため出席した者	24
職務のため出席した事務局職員	24
開議の宣告	25
会議録署名議員の指名	25
議第63号から議第78号まで	25
質疑	25
1 辻 文男議員	25
1. 議第63号 平成30年度美濃市一般会計補正予算(第5号)の歳出7款商工費1項商工費3目観光費美濃市観光キャンペーン推進事業費3,057千円について…	25
① 参加を決定するに至った経緯を含め、事業導入の背景はどのようなか。	
② 観光協会委託業務の内訳はどのようなか。	
③ あかりアート作品100点設置とした根拠はどのようなか。	
④ 市長・議長の役割は何か。	
市政に対する一般質問	27
1 永田知子議員	27
1. 美濃市における生涯学習について	27
① 中央公民館を中心に開講している生涯学習講座の開催状況はどのようなか。	
② 生涯学習講座への参加数の推移はどのようなか。	
③ 生涯学習講座の開講にあたり、市民の要望把握はどのように行われているのか。	
④ 生涯学習講座の充実は、どのように図っていくのか。	
2. 「放課後子ども総合プラン」に基づく「子どもの居場所づくり」について …	32
① 「放課後子ども教室」を開始した経緯はどのようなか。	
② 「放課後子ども教室」での活動や場所、支援員等の役割はどのようなか。	
③ 「放課後子ども教室」は、今後どのように進めていくのか。	
3. 教育委員会事務事業の点検・評価について	36
① 点検・評価の対象となる事務事業は何か。	

② 点検・評価はどのように行われているのか。	
休憩	39
再開	39
2 辻 文男議員	39
1. ユネスコ無形文化遺産「和紙：日本の手漉和紙技術」伝承について	39
① 現在の取り組み「本美濃紙保存会」への依存を継続していくのか。	
② 確実な伝承には、技術者（職人）養成とともに技術情報の収集・蓄積・分析も必要と考えるがいかがか。	
③ 市が直接管轄し、技術伝承することはできないか。	
2. 和紙の里周辺の活性化について	44
① 現在の状況はどうか。	
② 蕨生地区・上野地区の今後について、どのように考えているか。	
③ 和紙の里会館を拠点とした和紙の里を充実してはどうか。	
3. 市営駐車場の有料化について	47
① 協力金徴収を試験運用として始めてから相当年経っているが、今後はどのようなか。	
② すべての市営駐車場への展開はどうか。	
休憩	50
再開	50
3 豊澤正信議員	50
1. 和紙の伝承文化の継承について	50
① 美濃和紙の文化をアピールするために、美濃まつりの花みこしを活用したらどうか。	
② 寄贈を受けた大滝文庫の今後の展開はどうか。	
4 梅村栄一議員	53
1. 予算編成における行政評価の取り組みについて	53
① 行政評価に関して、客観性、透明性を高める観点から市民各層が委員に加わった行政評価委員会の設置が望ましいと考えるがどうか。	
2. 木のものづくりによる林業の活性化について	54
① 「みの木工工房FUKUBE」の活用のあり方のほか、木工特産品づくりとそのPRをどのように進めていくのか。	
5 梅村辰郎議員	57
1. 一般県道上野関線の道路改良工事について	57
① （仮称）新大矢田トンネルを含めたバイパスの進捗状況と今後の予定はどうか。	
休憩	58

再開	58
6 古田 豊議員	58
1. 人口減少対策について	58
① 美濃市における若年層の転入転出の状況はどのようか。	
② 美濃市で生まれ育った若年層の流出防止対策はどのようか。	
③ 若年層の人口減少に対する今後の方策はどのようか。	
④ 移住希望者への仕事面でのサポート体制はどのようか。	
2. 固定資産税と相続税について	64
① 相続税の土地評価には路線化方式と倍率方式があるが美濃市はなぜ倍率方式なのか。	
② 廃業したり空き家を取り壊した土地の固定資産税を減免できないか。	
7 古田秀文議員	67
1. 美濃和紙伝承千年プロジェクトの経過と今後の見通しについて	67
① 本美濃紙後継者育成の後はどのようか。	
② 和紙関連施設を有効に活用する方法はどのようか。	
③ 美濃和紙伝承千年プロジェクトに対する市の今後の取り組みはどのようか。	
2. うだつの上がる町並みの防災計画について	72
① 現在までの経過を含め今後の流れはどのようか。	
延会	73
会議録署名議員	75

第 3 号 (12月17日)

議事日程	77
本日の会議に付した事件	77
出席議員	77
欠席議員	77
説明のため出席した者	77
職務のため出席した事務局職員	78
開議の宣告	79
会議録署名議員の指名	79
市政に対する一般質問	79
8 山口育男議員	79
1. ユニバーサルデザイン (UD) フォントの導入について	79
① 市の公式ホームページや広報誌にUDフォントを使用できないか。	
② 教育現場での導入についてはどのようか。	
2. 市内小・中学校の色覚特性のある児童、生徒について	80

① 色覚特性のある児童、生徒の人数はどうか。	
② 色覚特性のある児童、生徒への配慮は、どのようか。	
③ ユニバーサルカラーチョークの導入はなされているのか。	
9 庄司義廣議員	84
1. 県内で発生した豚コレラの現状と対応について	84
① 現在の豚コレラの発生状況はどのようか。	
② 国・県の対応はどのようか。	
③ 市の対応はどのようか。	
④ 調査捕獲の結果と今後についてはどのようか。	
10 太田照彦議員	87
1. 美濃市土産菓子コンテストについて	87
① 今回のコンテストを行った目的と経緯はどのようか。	
② 出品者は入賞にかかわらず、今後どのような取り組みをされていくのか。	
③ 市は出品者に今後どのような支援をしていくのか。	
2. 高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種について	89
① なぜ定期予防接種の助成対象年齢が65才となったのか。	
② 5年間の経過措置がとられた経緯と今後5年に1回の接種が必要なのか。	
③ 経過措置終了後の制度はどのようになるのか。	
3. (仮称) 市民わくわくふれあいセンターについて	92
① 建設工事の今後の予定はどのようか。	
② 着工に伴い名称はどのように考えているのか。	
休憩	93
再開	93
11 佐藤好夫議員	93
1. 花みこしを活用した観光誘客について	93
① 花みこしの展示・組み立て作業の一般公開の検証結果はどのようか。	
② 今後の花みこしの一般公開についてはどのようか。	
休憩	100
再開	100
議案の上程	100
議案の説明	
議第79号(総務部長 北村道弘君)	100
休憩	101
再開	101
質疑	101
委員会付託(議第63号から議第79号まで)	101

休会期間の決定	102
散会の宣告	102
会議録署名議員	103

第 4 号 (12月21日)

議事日程	105
本日の会議に付した事件	105
出席議員	105
欠席議員	106
説明のため出席した者	106
職務のため出席した事務局職員	106
開議の宣告	107
会議録署名議員の指名	107
議案の上程	107
委員長報告	
総務産業建設常任委員会委員長 梅村辰郎君	107
民生教育常任委員会委員長 梅村栄一君	108
修正案の上程	109
修正案の説明	
議第63号の修正案(7番 辻 文男君)	109
委員長報告及び修正案に対する質疑	111
討論	111
議案の採決	112
休憩	114
再開	114
議案の上程	114
議案の説明	
議第80号(総務部長 北村道弘君)	114
休憩	115
再開	115
質疑	115
委員会付託省略(議第80号)	115
討論	116
議案の採決	116
閉会の宣告	116
市長挨拶	116

会議録署名議員	118
総務産業建設常任委員会審査報告書	119
民生教育常任委員会審査報告書	120

美濃市告示第79号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、平成30年12月3日に平成30年第5回美濃市議会定例会を美濃市議会議事堂に招集する。

平成30年11月26日

美濃市長 武藤 鉄 弘

付議事件名

- 1、専決処分の承認について
平成30年度美濃市一般会計補正予算（第4号）
- 1、平成30年度美濃市一般会計補正予算（第5号）
- 1、平成30年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 1、平成30年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 1、平成30年度美濃市下水道特別会計補正予算（第2号）
- 1、平成30年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 1、平成30年度美濃市病院事業会計補正予算（第1号）
- 1、平成30年度美濃市上水道事業会計補正予算（第1号）
- 1、美濃市犯罪被害者等支援条例について
- 1、美濃市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について
- 1、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 1、岐阜地域児童発達支援センター組合からの脱退について
- 1、市道路線の認定について

平成30年12月3日

平成30年第5回美濃市議会定例会会議録（第1号）

議 事 日 程 (第 1 号)

平成30年12月 3 日 (月曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 承第 6 号 専決処分の承認について
平成30年度美濃市一般会計補正予算 (第 4 号)
- 第 4 議第63号 平成30年度美濃市一般会計補正予算 (第 5 号)
- 第 5 議第64号 平成30年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 6 議第65号 平成30年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 7 議第66号 平成30年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 8 議第67号 平成30年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 9 議第68号 平成30年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第10 議第69号 平成30年度美濃市上水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第11 議第70号 美濃市犯罪被害者等支援条例について
- 第12 議第71号 美濃市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する
条例について
- 第13 議第72号 美濃市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について
- 第14 議第73号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
について
- 第15 議第74号 美濃市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第16 議第75号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第17 議第76号 美濃市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例について
- 第18 議第77号 岐阜地域児童発達支援センター組合からの脱退について
- 第19 議第78号 市道路線の認定について
- 第20 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

本日の会議に付した事件

第 1 から第20までの各事件

出席議員 (1 3 名)

1 番	豊 澤 正 信 君	2 番	梅 村 辰 郎 君
3 番	梅 村 栄 一 君	4 番	永 田 知 子 君
5 番	古 田 秀 文 君	6 番	岡 部 忠 敏 君
7 番	辻 文 男 君	8 番	庄 司 義 廣 君
9 番	古 田 豊 君	10 番	太 田 照 彦 君

11 番 森 福子君
13 番 佐藤好夫君

12 番 山口育男君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	武藤鉄弘君	副市長	柴田徳美君
教育長	樋口宜直君	総務部長	北村道弘君
民生部長 (福祉事務所長)	篠田博史君	産業振興部長	成瀬孝子君
建設部長	古川雄太君	会計管理者	古田和彦君
教育次長	澤村浩君	美濃病院事務局長	林信一君
民生部参事	辻幸子君	総務課長・ 選挙管理委員会 事務局長	瀬瀬敬久君
秘書課長	西部睦人君		

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	市原義則	議会事務局次長 兼議事調査係長	石原まさる
議会事務局書記	平田純也		

○議長（森 福子君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成30年第5回美濃市議会定例会が招集されましたところ、御参集いただきましてまことにありがとうございます。

今期定例会は、美濃和紙の日にちなみ「美濃和紙議会」と銘打ち開催いたします。どうか慎重に審議を賜りますとともに、議会の円滑なる運営に御協力をお願いいたします。

市長挨拶

○議長（森 福子君） 開会に先立ちまして、市長の挨拶があります。

市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 皆様、おはようございます。

本日は、平成30年第5回美濃市議会定例会をお願いしましたところ、議員各位には公私とも御多用の中、御出席を賜りましてまことにありがとうございます。

この議場を見ますと、外を見ますと、もうすぐ山々の紅葉が終わろうかなとなりますが、議場の中はもう春本番のような、輝かしい春らしい和紙の花に囲まれておりまして、大変すがすがしい気分でのこの会議が迎えられたなあと思います。

早いものでございますが、ことしも残すところあと一月となりました。晩秋から初冬を迎え、日を追うごとに寒さが増してきております。県内においても、先月、初雪の便りも聞こえてまいりました。間もなく本格的な冬を迎えようとしているところであります。

4年前の11月27日に、午前2時でありましたけれども、本美濃紙が日本の手漉和紙技術としてユネスコの無形文化遺産に登録されました。1,300年の伝統と文化を継承し、後世に伝えるためということで、11月27日を美濃和紙の日として制定させていただきました。市民皆さんで顕彰することでこの美濃和紙を後世に残していきたいと、こんな思いでございます。

議会におきましても、この12月議会を「美濃和紙議会」として市内外に情報発信いただき、まことにありがとうございます。

また、先月24日でありますけれども、美濃和紙の里ウオーキングということで、市内外から200名を超える多くの方々に御参加いただきました。手すき和紙の家である旧古田行三邸、職人による紙すき、楮のちり取り体験などを見ていただき、または原料となります楮畑を巡っていただくなど、美濃和紙をより身近に感じていただきたいと思っておりました。

また、この秋、和紙に関連してうれしいニュースが続けて飛び込んでまいりました。ことし第25回目を迎えました美濃和紙あかりアート展が、日本デザイン振興会が運営するグッドデザイン賞を受賞しました。あわせまして、国土交通省が実施をしました手づくり郷土賞に美濃和紙あかりアート展が受賞を受けました。四半世紀にわたった地域に根差した点や、子供からプロまで全国から参加できる点、国内外の地域での展示の広がりなど、地域づくりのすぐれた取り組みとして評価をいただいたところであります。実行委員の皆様を初め、ボランティアで運営に御協力いただきました皆様に厚くお礼を申し上げたいと思っております。

今後も市民全員が美濃和紙文化を誇りに思っていただけけるよう、引き続き美濃和紙の振興

と産業の発展に取り組んでまいりたいと考えております。

さて、10月に開会いたしました第197回国会の所信表明演説で、安倍首相は、全世代型社会保障改革の一つとして、来年10月に実施する消費税率の引き上げが経済に影響を及ぼさないよう、あらゆる施策を総動員することとあわせて、来年10月から幼児教育を無償化するとしています。さらに、再来年の4月から、真に必要な子供たちへの高等教育の無償化も掲げ、未来を担う子供たち、子育て世代に大胆に投資するなど、子供から現役世代、お年寄りまで全世代が安心できる社会保障制度へと今後3年をかけて改革を進めていくというふう

に述べておられます。地方創生や人口減少対策が国の大きな課題となっている中、地方においても地域の実情に応じた子育て支援や雇用創出につながる具体的施策を進めていく必要がございます。国の情報を十二分に把握しながら、職員とともに地域活性化のため施策に一丸となって取り組んでまいり所存でございます。

さて、本日の定例会に審議をお願いしました案件は、専決処分が1件、補正予算が7件、条例改正が7件、その他が2件、合計で17件でございます。議案の内容につきましては、後ほど担当部長から御説明を申し上げますが、いずれも重要な案件でございますので、慎重に御審議を賜りますようお願いいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願

○議長（森 福子君） ここで発言の訂正をさせていただきます。

前回、9月議会最終日における市議第2号 中小河川の治水対策予算の確保を求める意見書の採決におきまして、挙手全員でありますと申し上げましたが、挙手多数でありますの誤りでしたので、おわび申し上げ訂正させていただきます。

開会・開議の宣告

○議長（森 福子君） ただいまから平成30年第5回美濃市議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

本日の日程は、さきに御通知申し上げたとおり決めました。

開会 午前10時08分

諸般の報告及び行政諸般の報告

○議長（森 福子君） 諸般の報告及び行政諸般の報告をいたします。

報告の内容につきましては、お手元に配付してありますので、御承知をお願いいたします。

また、市長から報第8号、地方自治法第180条第2項の規定による専決処分の報告がありましたので、御承知をお願いいたします。

所管事務調査結果の報告

○議長（森 福子君） 次に、所管事務調査結果の報告を行います。

これについて、各常任委員会における調査結果の報告を求めます。

最初に、総務産業建設常任委員会委員長 梅村辰郎君。

○総務産業建設常任委員会委員長（梅村辰郎君） 皆さん、おはようございます。

総務産業建設常任委員会の行政視察について報告いたします。

去る10月10日水曜日から10月12日金曜日の3日間、大分県日田市、福岡県筑後市、熊本県益城町を視察いたしました。

初めに、日田市では、伝建地区の観光振興について視察を行いました。

日田市は、美濃のうだつの町並み同様、電柱を地中化した豆田町が国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、城下町の面影を残し、日田一番の観光名所になっています。しかしながら、観光入り込み客数は年々減少傾向にあり、日帰り観光が主体となっています。

そこで、観光ニーズを的確に捉えて日田の魅力づくりに取り組み、効果的に情報発信することが重要であり、将来を見据えた観光戦略を構築するため日田観光振興基本計画を策定し、人材育成及び組織の構築、地域が持つ機能や役割を明確化して、地域づくりと地域間連携を進めています。

また、伝建地区における防災まちづくり計画書を策定し、住民の防災意識を高めるために毎年防災訓練を実施しています。

美濃市においても、観光誘客を図るために地域の魅力を高め、効果的な情報発信や広域間連携、インバウンド対策など戦略的に進めていく必要があります。行政、民間事業者、市民が一体となって観光づくりの推進を行っていく上で大変参考になりました。また、早急に伝建地区の防災計画の策定に取り組むべきであると考えます。

次に、筑後市では、定住促進事業について視察を行いました。

筑後市は、人口増加を図るための基本的な方向性や方策を明らかにする筑後市定住促進行動計画を策定し、「安心して子どもを産み育てられる都市」「すぐにでも住んでみたくなる都市」「誰もがいつまでも住み続けたい都市」を目指してさまざまな事業を展開し、充実した市のPR活動が実施されています。

その中でも、新婚世帯家賃支援事業、マイホーム取得支援事業の活用が多く、結婚を機に新生活の場として転入される方が多くみえ、少子化対策にも一役買っています。この定住促進制度を利用して、平成27年4月から10月末の半年間で、移住者受け入れ人数は全国487市町村中3位、105組188人となっています。特に20代、30代の移住者が増加しています。

美濃市においても、住みたい、住み続けられる活力ある美濃市づくりのために、若い世代の移住定住環境の充実を図り、人口の増加や地域の活性化につながる施策を考えていく上で大変参考になりました。

次に、益城町では、熊本地震の復旧・復興について視察を行いました。

平成28年4月14日に発生した熊本地震は、震度7の地震が2回、震度6弱以上の地震が5回発生する大震災で、公共施設やインフラの被害が甚大でありました。町役場庁舎が倒壊寸前となり行政機能は麻痺、公共施設に多くの被災者が避難し、職員250人中150人が避難所勤務に追われ、災害本部の機能も麻痺し現場は大混乱となりました。

このような状況の中で、市長は前震の際、とっさの判断で避難所である体育館の閉鎖を指示、余震が続く中、体育館のつり天井が下がり、本震の際には天井が全て落下、瞬く間に悲惨な状況になり、前震の際に被災者を受け入れていたら犠牲者が増大していたとのことでした。瞬時に住民の安全確保を第一に考え、適切な判断ができたとのことでした。

また、昼夜を問わず議長は役場に張りつき、議員は各地区の食料分配やトイレの設置などを手伝い、行政と住民のパイプ役として、執行部に各地区の現状を伝える役割を担ったことなど、視察中に最後までみずからが経験したことの説明を受けました。議長の悲惨な経験を語られる姿は、我々も熱いものを感じました。

しかしながら、防災計画マニュアルどおりにはいかなかったそうです。こういった現状を踏まえ、平成28年12月に住民が主体となり、行政、大学、民間との協働で復興を図る益城町復興計画を策定し、住民生活の再建と安定、災害に強いまちづくりを進めています。

美濃市においても、市民、地域、行政による災害時の減災対策や災害に強いまちづくりを推進し、市民の生命、身体及び財産を災害から守り、被害の軽減を図るために、我々議員も災害時にいかに役割を果たしていけるのか、今後どのように行政と一体となって防災訓練を含め議会が携わっていくのかをしっかりと見きわめ、今後の防災・減災対策を行っていく必要性を認識しました。

以上で報告を終わります。なお、視察の資料につきましては、事務局にまとめてありますので御参照願います。

○議長（森 福子君） 次に、民生教育常任委員会委員長 梅村栄一君。

○民生教育常任委員会委員長（梅村栄一君） 皆さん、おはようございます。

民生教育常任委員会の行政視察について報告いたします。

去る10月24日水曜日から10月26日金曜日の3日間、福岡県福津市、大牟田市、朝倉市を視察いたしました。

福津市では、郷育カレッジについて視察いたしました。

平成15年に開講した郷育カレッジは、ふるさと、地域を指す「郷」を育てていくという理念と、大学のような単位制の受講制度をとっていることから名づけられた福津市独自の生涯学習システムです。受講者は入会金と年会費を負担し、興味のある講座を選択して受講します。合計100単位となった受講者は学位認定され、翌年の開校式で表彰されます。さらに、300単位、500単位と受講を続けることで、中級、上級とランクアップする制度となっています。

基本理念として、地域を育てる人材育成、学習講座の体系化、循環システム、地域を育む人材活用の4つが掲げられています。この理念を実現するために、受講するカレッジ生が学

びを深め、次のステップとして教える側に立って活躍ができるような循環型の学びを推奨しており、近年は全体の2から3割の講座は受講者が講師となっています。

この事業の運営は、郷育カレッジ運営委員会が担っています。委員は、学長1名と市民の受講者から募った10名の合計11名で活動しており、おおむね月1回程度の全体会議と2つの部会により構成され、講座内容の検討やイベントの企画について協議されています。

現在でも毎年100名前後が新規に受講登録をしており、新規受講者のためにも、どの生涯学習講座でも起こり得る受講メンバーの固定化を防ぐことも考慮されています。

美濃市の生涯学習を考えていく上で、美濃学に通ずる地域を育てる考え方や市民主体の取り組み、循環型の受講システムによる活躍の場の提供といった取り組みが大変参考になりました。

次に、大牟田市では、先進的な小学校での英語教育について視察いたしました。

大牟田市は、平成12年度より小学校の外国語活動の取り組みを始め、ことしで18年目を迎えています。最も特徴的なことは、学級担任を中心として全ての授業を進めていることです。子供たちが英語に親しみ、楽しく積極的にコミュニケーションをとることを目的としているため、教室でそういった環境をつくり出すことができるのが学級担任であるとの考え方です。

新規の赴任者や英語教育に不安のある教員のためにもさまざまな研修を準備しており、18年間の研究の積み上げもあり、どの教員でも対応できるような体制となっています。

小学校が19校ありますが、全校を1人のALTと呼ばれる外国語指導助手で対応しているため、各学期に1回程度しか授業に参加できませんが、学級担任が中心の授業であるためALTはサポート役に徹しています。

市内の明治小学校は研究指定校の位置づけとして、より先進的な取り組みを行っています。教材、教具、校内環境の充実や、ICTとも称される情報通信技術の活用などについて実践研究が進められています。今年度は、明治小学校に人型ロボットのNAO-kunを導入しています。現在は3年生に特化したプログラムとなっていますが、学習に変化を持たせ、授業の活性化に寄与していると捉えられています。

美濃市の英語教育について考えていく上で、子供たちが楽しみながら積極的なコミュニケーションをとれるような授業にしていこうことや、ICTの活用事例などの取り組みが大変参考になりました。

朝倉市では、九州北部豪雨からの復興対応について視察いたしました。

朝倉市は、平成29年7月に未曾有の豪雨による洪水と土砂災害に見舞われ、多数の人的・物的被害が発生し、現在も復旧・復興に取り組まれています。

花崗岩が風化してできた真砂土が堆積した土壌と、植林事業による根の浅い針葉樹林に、9時間で774ミリもの豪雨が降ったことにより土砂と流木が大量に流れ出しました。朝倉市は中小河川が多く、そこにかかる橋脚に流木が詰まったことでより大きな被害が発生しました。

災害現場の視察をいたしましたが、平時にはほとんど水量のない河川が氾濫したことや、豪雨により河川の位置が変わってしまったこと、8メートルもの土砂の堆積により現地の景

色が全く変わってしまったなどと説明を受け、自然の驚異を目の当たりにしました。

復旧・復興については、ことしの出水期に向けた応急復旧から始められ、流れの変わってしまった河川や道路の位置を確定してから居住地域の確定を進める必要があることなど、本格的な復興までには時間が必要であり、3月に策定した朝倉市復興計画をもとに今後10年間のスパンで推進されます。

行政職員については、関係省庁の災害査定に当たり、約20名しかいない技術職員では対応ができないため、全国から60名の応援職員を迎え入れていました。3カ月で500時間を超える残業となる職員もおり、心のケアの必要性などが生じました。

避難所は7月の発災時から最大で10カ所、約1,200名が避難され、11月末までに1カ所となりましたが、運営は24時間体制で行政職員が対応することになり、こちらも大きな負担が生じていました。

災害ボランティアは、特に家屋の土砂の撤去などは社会福祉協議会が開設したボランティアセンターが窓口となり、延べ4万5,000人を受け入れ、農地の土砂や流木の撤去もJAが開設した農業ボランティアセンターにより、週末を中心に現在も取り組まれています。

朝倉市では、市内に17の地域コミュニティがあり、そのうちの8カ所が被災しました。平成24年にもこの地域で豪雨災害を経験していることから、それぞれの地域コミュニティが自主防災組織を持ち、自主的な防災訓練を実施しています。役割分担や避難経路の確認、防災担当課や学識経験者などを招いての講演会などにより、ふだんからの防災意識の高揚に取り組まれ、最悪の被害を防げたという地域もありました。

議会としては、発災翌日に朝倉市議会災害対策会議を開き、全議員を招集しましたが、18名の議員のうち8名が出席できず、地域の現状把握から始めた議員もいました。その後は、月2回、全員協議会を災害対策会議として開催し、執行部からの報告や議会との意見交換がされました。

被災する直前の平成29年4月に議会としての災害マニュアルを策定しており、災害時の議員の規範が規定されていました。個々の議員が行政の担当者に直接指示を出すことはなく、市の災害対策本部には、人命にかかわるような緊急事態を除き、全て議長を通じて提案することと定められていたため無用の混乱が生じることはありませんでした。平成24年の豪雨災害において、議員が混乱を生じさせた経験から策定されたものです。

美濃市も平成30年7月豪雨による被害を経験し、朝倉市同様に災害対策本部が設置され、避難所が開設されました。今回、実際の大きな災害現場を視察したことで、今後の防災や減災のあり方、自治会を中心とした自助、共助の必要性、行政と議員それぞれの責務と連携など大変参考になりました。

災害時や被災後の復旧・復興体制において、議員としての役割を明確にし、市民の安全・安心な生活を守っていくための備えの必要性を認識しました。

以上で報告を終わります。なお、視察の資料につきましては、事務局にまとめてありますので御参照願います。

○議長（森 福子君） 本日の日程は、さきに御通知申し上げたとおり決めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（森 福子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、12番 山口育男君、13番 佐藤好夫君の両君を指名いたします。

第2 会期の決定

○議長（森 福子君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、本日から12月21日までの19日間といたしたいと思っております。これに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 福子君） 御異議がないものと認めます。よって、この定例会の会期は本日から12月21日までの19日間と決定いたしました。

第3 承第6号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（森 福子君） 日程第3、承第6号を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

承第6号について、総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） おはようございます。

それでは、承第6号 専決処分の承認について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の4ページをお開きください。

専第7号 平成30年度美濃市一般会計補正予算（第4号）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、本年10月3日付をもちまして専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

この補正は、本年9月4日に通過した台風21号による災害について、復旧事業の事業費が確定し、早急に復旧事業に取りかかるための補正を行ったものでございます。

第1条は、予算総額に歳入歳出それぞれ3,983万2,000円を追加し、補正後の予算総額を98億4,020万2,000円にしたものでございます。

補正をいたします款項の区分、補正額、補正後の予算額は、5ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、補正の内容につきまして御説明いたしますので、6ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表によりまして、歳入もあわせて御説明申し上げます。

11款 災害復旧費は3,983万2,000円を追加して1億9,514万4,000円とするもので、中美濃

林道等の倒木除去の林業施設災害復旧費、市道25カ所の倒木除去等の道路橋りょう災害復旧費、藍川第1児童公園フェンス倒壊による公園災害復旧費、梅山住宅1号棟・2号棟屋根損壊による住宅災害復旧費、美濃中学校瓦屋根損壊等による公立学校施設災害復旧費、上牧公民館屋上防水シート損壊等による社会教育施設災害復旧費、和紙の里スポーツ広場テニスコート防球フェンス倒壊等による保健体育施設災害復旧費でございます。

以上、補正総額は3,983万2,000円で、財源は全て一般財源で、その内訳は財政調整基金の繰入金3,500万円、繰越金483万2,000円でございます。

7ページ以降につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で承第6号の説明を終わります。御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（森 福子君） 以上で説明は終わりました。

なお、本議案の質疑及び討論の通告は、休憩中に事務局へ御提出ください。

これより議案精読のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時36分

○議長（森 福子君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 福子君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいまの議題については、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 福子君） 異議がないものと認めます。よって、ただいまの議題については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 福子君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

承第6号について、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって、承第6号はこれを承認することに決定いたしました。

第4 議第63号から第19 議第78号まで（提案説明）

○議長（森 福子君） 日程第4、議第63号から日程第19、議第78号までの16案件について、日程の順序を一部変更し、一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に、議第63号、議第70号の2案件について、総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） それでは、議第63号 平成30年度美濃市一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、人件費の整理、各種事業の推進に当たり、当面する課題に対応するために所要の補正をお願いするものでございます。

赤スタンプ1の議案集、12ページをお開きください。

第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,964万1,000円を追加し、補正後の予算の総額を98億5,984万3,000円とするものです。補正をいたします款項の区分、補正額、補正後の予算額は、13ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、債務負担行為の追加で、「第2表 債務負担行為補正」によるものでございます。

それでは、補正の内容につきまして御説明いたしますので、16ページをお開きください。

第2表の債務負担行為補正につきましては、広報みの発行事業、スクールバス運行管理業務委託、給食調理等業務委託を追加するもので、それぞれ期間、限度額を定めております。

次に、18ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括、18ページの歳出の表により、歳入もあわせて御説明申し上げます。

1款 議会費は104万4,000円を減額し、1億2,827万9,000円とするものです。内訳は、人件費、議員報酬等の減額で、財源は一般財源を減額するものでございます。

2款 総務費は612万2,000円を減額し、10億1,276万4,000円とするものです。内訳は、人件費の減額と、本庁舎施設管理経費162万6,000円、公用車管理経費98万1,000円、電算管理事務経費43万8,000円、住民基本台帳ネットワーク関係経費62万7,000円の増額などで、財源は全て一般財源を減額するものでございます。

3款 民生費は3,235万1,000円を増額し、30億812万3,000円とするものです。内訳は、人件費の増額と、福祉医療助成事業427万3,000円、自立支援医療（更生医療）助成事業42万円、老人保護措置経費109万6,000円、地域福祉センター施設管理経費78万6,000円、留守家庭児童教室運営経費349万5,000円、児童センター施設管理経費18万9,000円、生活保護経費2,400万円、国民年金事務経費のシステム改修委託等の58万4,000円の増額と、介護保険特別会計繰出金295万2,000円、国民健康保険特別会計繰出金106万円の減額などでございます。財源は、国・県支出金2,045万1,000円、一般財源1,190万円でございます。

4款 衛生費は1,012万8,000円を減額し、8億60万2,000円とするものです。内訳は、人

件費の減額と、母子保健事業30万5,000円、予防接種事業5万3,000円、健康年齢向上事業22万5,000円の増額で、財源は全て一般財源を減額するものでございます。

6款の農林水産業費は221万2,000円を減額し、3億6,509万4,000円とするものです。内訳は、人件費の減額と、農業企業化資金利子補給補助経費12万9,000円、被災農業者向け経営体育成支援事業245万5,000円、農業集落排水事業特別会計繰出金28万1,000円、農業水利施設保全対策事業（曾代用水）負担事業114万2,000円、高性能林業機械導入事業補助経費45万8,000円の増額で、財源は県支出金245万4,000円、一般財源466万6,000円の減額でございます。

7款 商工費は130万1,000円を増額し、3億2,901万3,000円とするものです。内訳は、人件費の減額と、美濃市産業祭補助経費50万円、美濃市観光キャンペーン推進事業305万7,000円の増額で、財源は、その他財源の寄附金50万円、一般財源80万1,000円でございます。

8款 土木費は1,060万円を減額し、18億8,340万5,000円とするものです。内訳は、人件費の減額と、道路施設住民協働型事業35万円の増額で、財源は全て一般財源を減額するものでございます。

9款 消防費は130万1,000円を減額し、4億2,350万円とするもので、内訳は、人件費の減で、財源は全て一般財源を減額するものでございます。

10款 教育費は1,739万6,000円を増額し、10億5,412万5,000円とするものです。内訳は、人件費のほか、小学校大規模改造事業635万2,000円、各中学校施設改修経費482万円、学校給食センター施設管理経費250万2,000円の増額などで、財源は全て一般財源でございます。

以上、今回の補正総額は1,964万1,000円で、財源は国・県支出金2,290万5,000円、その他財源50万円、一般財源は376万4,000円を減額し、一般財源につきましては財政調整基金繰入金金を376万4,000円減額するものでございます。

19ページ以降につきましては説明を省略させていただきます、以上で議第63号の説明を終わります。

続きまして、議第70号 美濃市犯罪被害者等支援条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番の議案集では103ページから105ページでございますが、赤スタンプ2番の議案説明資料で御説明させていただきます。

それでは、議案説明資料の1ページ目をお開きください。

この条例は、犯罪被害者等基本法の規定に基づき、犯罪等により被害をこうむった者及びその家族または遺族に対し、その被害を回復または軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援するために必要な事項を定めるものでございます。

第1条は、この条例制定の目的を、第2条から第3条では、条例の定義及び基本理念を、第4条から第5条では、市及び市民等の責務を、第6条では、犯罪被害者等に対する相談及び情報の提供等を、第7条では、犯罪被害者等の経済的負担の軽減に関する事を、第8条では、市民への理解を深めるための広報及び啓発を、第9条では、民間支援団体等に対する支援に関する事を、第10条では、支援を行わないことができることを、第11条では、その

他必要な事項を規則で定めることを規定しています。

また、附則では、条例の施行日を平成31年4月1日と定めております。

以上で、議第63号、議第70号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 福子君） 次に、議第64号、議第67号、議第76号、議第77号の4案件について、民生部長 篠田博史君。

○民生部長（福祉事務所長）（篠田博史君） それでは、初めに議第64号 平成30年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

赤スタンプ1の議案集、48ページをごらんください。

第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ106万円を減額し、補正後の総額をそれぞれ26億3,286万8,000円とするものでございます。

補正をいたします款項の区分、補正額、補正後の予算額は49ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、債務負担行為の補正で、「第2表 債務負担行為」によるものでございます。50ページをごらんください。

債務負担行為の補正につきましては、国民健康保険診療報酬明細書点検業務委託を追加するもので、その期間及び限度額を定めております。

次に、補正の内容につきまして御説明いたします。

51ページをごらんください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表により、歳入もあわせて御説明いたします。

歳出の1款 総務費は、人件費等106万円を減額するもので、財源内訳は一般会計繰入金でございます。

52ページ以降の説明は省略いたしまして、議第64号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第67号 平成30年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

赤スタンプ1の議案集、72ページをごらんください。

第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ295万2,000円を減額し、補正後の総額をそれぞれ22億724万1,000円とするものでございます。

補正をいたします款項の区分、補正額、補正後の予算額は、73ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

74ページをごらんください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出により、歳入もあわせて御説明いたします。

歳出の1款 総務費は、人件費等295万2,000円を減額するもので、財源内訳は、その他財源、一般会計からの繰入金でございます。

75ページ以降の説明は省略させていただきます。議第67号の説明を終わらせていただき

ます。

次に、議第76号 美濃市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

赤スタンプ1の議案集、134ページと、赤スタンプ2の議案説明資料の37ページをごらんください。

改正の趣旨は、学校教育法の改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたため、所要の改正を行うものです。

改正内容は、専門職大学の制度化に伴い、放課後児童支援員の資格要件を定める規定に専門職大学の前期課程修了者を追加するもので、第10条第3項第5号に加えるものです。

附則では、この条例は平成31年4月1日から施行すると定めております。

以上で議第76号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第77号 岐阜地域児童発達支援センター組合からの脱退について御説明申し上げます。

赤スタンプ1の議案集、135ページをごらんください。

平成33年3月31日をもって岐阜地域児童発達支援センター組合から脱退することについて、地方自治法第286条の2第1項の規定により、議決をお願いするものであります。

まず岐阜地域児童発達支援センター組合の概要であります。昭和51年に国立療養所長良病院内の整肢センターが病院側の都合により廃止されたため、当時このセンターに通園していた障がいのあるお子さんたちの住む美濃市ほか17市町村により、同年、新たに岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合として設立されました。その後、新規加入や市町村合併等による脱退等がありまして、現在は11市町によって、名称も岐阜地域児童発達支援センター組合と改称されて運営されております。

こうした中、美濃市からの通園児を見ますと、平成3年度までは年に一、二名の利用者があり、その後、平成10年度に1名が利用したのを最後に、この20年間は利用者がない状況であります。

今後の見込みとしまして、代替施設として県の施設が利用できることや、ひばり園と連携体制をとっている美濃病院のほか、市外の医療機関との支援体制の充実により、このまま組合加入を継続することは費用に見合った効果がないと判断したものであります。

また、脱退の日につきましては、法律の規定が、その議会の議決を経て、脱退する日の2年前までにほかの全ての構成団体に書面で予告をすることとなっているため、平成33年3月31日をもって脱退させていただくようお願いするものであります。

なお、脱退に伴う財産分与についてですが、事務局である岐阜市によりますと、財産は施設の土地建物及び自動車で、分与できる財産はなく、平成16年に川島町が、また平成28年に美濃加茂市が脱退したときも分与はなかったとのことであります。

以上で、議第77号の説明をもって民生部に関する4議案の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（森 福子君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（森 福子君） ただいまから、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議第65号、議第66号、議第69号、議第78号の4案件について、建設部長 古川雄太君。

○建設部長（古川雄太君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議第65号 平成30年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の56ページをお開きください。

今回、補正をお願いします内容は、職員給与費等の調整による増額でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億3,711万3,000円とするものでございます。また、補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の金額は、次ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、58ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の1. 総括の歳出の表によりまして、歳入もあわせて御説明申し上げます。

歳出の第1款 農業集落排水事業費は、補正前の額に28万1,000円を増額し、補正後の額を1億1,496万9,000円とするものであり、補正額の財源は一般会計からの繰入金28万1,000円の増額でございます。

なお、59ページ以降の説明は省略をさせていただき、以上で議第65号の説明を終わります。続きまして、議第66号 平成30年度美濃市下水道特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の64ページをお開きください。

今回、補正をお願いします主な内容は、職員給与費等の調整による減額、左岸浄化センター屋根瓦修繕及び右岸6号中継ポンプの故障に伴う修繕料の増額でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ534万円を減額し、歳入歳出予算の総額を10億3,176万5,000円とするものでございます。また、補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の金額は、次ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、66ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の1. 総括の歳出の表により、歳入もあわせて御説明申し上げます。

歳出の第1款 総務費は、補正前の額から665万9,000円を減額し、補正後の額を6,063万

5,000円とするものであり、補正額の財源は、使用料及び手数料665万9,000円の減額でございます。

次に、第2款 下水道事業費は、補正前の額に131万9,000円を増額し、補正後の額を3億1,768万8,000円とするものであり、補正額の財源内訳は、一般会計からの繰入金565万3,000円の減額、使用料及び手数料665万9,000円を増額、諸収入31万3,000円を増額でございます。

なお、67ページ以降の説明は省略をさせていただき、以上で議第66号の説明を終わります。続きまして、議第69号 平成30年度美濃市上水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の92ページをお開きください。

今回、補正をお願いいたします内容は、職員給与費等の調整による増額でございます。

第1条は、総則でございます。

第2条は、予算の第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出の第1款 水道事業費用の既決予定額に75万5,000円を増額し、補正後の額を4億27万9,000円とするものでございます。

第3条は、予算の第6条に定めた経費の金額を次のとおり改めるものでございます。

(1)職員給与費の既決予定額に75万5,000円を増額し、補正後の額を3,498万2,000円とするものでございます。

93ページ以降の説明は省略をさせていただき、以上で議第69号の説明を終わります。

続きまして、議第78号 市道路線の認定について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の136ページをお開きください。

今回、市道認定をお願いいたします路線は、道路法第8条第2項の規定に基づき、下の表の整理番号1番、半道・大矢田線と、整理番号2番、美濃211号線の2路線でございます。

表には認定する路線名、区間の起点・終点及び重要な経過地を掲載しております。

また、137ページ及び138ページには、市道（認定）要図を掲載しておりますので御参照ください。

なお、認定する延長は、半道・大矢田線が1,250メートル、美濃211号線が46メートル、幅員は、半道・大矢田線が5.0メートルから36.0メートル、美濃211号線が6.0メートルでございます。

以上で議第78号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 福子君） 次に、議第68号について、美濃病院事務局長 林信一君。

○美濃病院事務局長（林 信一君） おはようございます。

それでは、議第68号 平成30年度美濃市病院事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の78、79ページをお開きください。

それでは、予算書に従い御説明申し上げます。

第1条は、総則でございます。

第2条は、予算第3条に定めました収益的支出の予定額を補正するものでございます。

支出の第1款 病院事業費用の既決予定額に1億3,652万5,000円を追加し、補正後の額を27億7,093万4,000円とするものでございます。

この主な内容につきましては、80ページをごらんください。

第1項 医業費用では、職員及びパート職員の増などに伴い、給与費を9,598万5,000円増額するほか、経費では医師住宅の修繕及び医療機器破損に伴う修繕費用の追加、検査機器更新による賃借料及び委託料の増額、また新規の委託業務費用の追加などに伴い6,452万8,000円を、訪問看護ステーション費では、時間外勤務手当の増加などにより239万8,000円をそれぞれ増額し、材料費を検査機器更新による検査体制の変更に伴い2,680万円減額するものであります。

第2項 医業外費用では、資本的支出の建設改良費の病院整備費増額による消費税相当額として雑支出を41万4,000円増額するものであります。

79ページに戻りまして、第3条は、予算第4条に定めました資本的支出の予定額を補正するもので、支出の第1款 資本的支出の既決予定額に557万6,000円を追加し、補正後の額を3億6,302万3,000円とするものでございます。

この内容は、第1項 建設改良費でシャワー入浴装置、超低床電動ベッドの購入に伴い、医療機器購入費を557万6,000円増額するものであります。

第4条は、予算第7条に定めております職員給与費に変更が生じることから、既決予定額に9,838万3,000円を追加し、14億6,031万1,000円とするものでございます。

81ページ以降の説明を省略させていただきまして、議第68号の説明といたします。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 福子君） 次に、議第71号について、選挙管理委員会事務局長 額額敬久君。

○総務課長・選挙管理委員会事務局長（額額敬久君） おはようございます。

それでは、議第71号 美濃市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の106ページ、107ページ、赤スタンプ2、議案説明資料の2ページ、3ページをお開きください。

説明につきましては議案説明資料で行いますので、2ページのほうをごらんいただきたいと思えます。

改正趣旨は、公職選挙法の一部改正により市議会議員の選挙において、候補者が選挙運動のためのビラの頒布をすることが可能となり、また条例で定めるところによりビラの作成費を公費負担できることとされたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、議案説明資料3ページの新旧対照表をごらんください。

最初に、条例の題名を美濃市議会議員及び美濃市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例に改め、第1条及び第2条においては、選挙におけるビラの作成費用を公費負担で

きる対象者に、美濃市議会選挙の候補者を加えるものでございます。

また、附則においては、施行期日を平成31年3月1日と定めております。

以上で議第71号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 福子君） 次に、議第72号、議第73号、議第74号、議第75号の4案件について、秘書課長 西部睦人君。

○秘書課長（西部睦人君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議第72号 美濃市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の108ページをお開きください。

また、あわせて赤スタンプ2、議案説明資料の4ページ、5ページを御参照ください。

今回の改正は、学校教育法の一部改正による専門大学の新設に伴い、自己啓発等休業の対象となる大学等教育施設に関する引用規定に生ずる項ずれを解消するものです。

附則では、施行期日を平成31年4月1日と規定し、経過措置を設けています。

続きまして、議第73号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の109ページをお開きください。

また、あわせて赤スタンプ2、議案説明資料の6ページ、7ページを御参照ください。

今回の改正は、人事院勧告により国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が、11月6日に閣議決定を経て11月28日に可決・成立されたことを踏まえて行うものです。

内容としましては、期末手当の支給月数を0.05カ月分引き上げるものです。

附則では、施行期日と適用日、期末手当の内払いについて規定しています。

続きまして、議第74号 美濃市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の111ページをお開きください。

また、あわせて赤スタンプ2、議案説明資料の8ページ、9ページを御参照ください。

提案理由及び内容につきましては、議第73号と同様ですので省略をさせていただきます。

附則では、施行期日と適用日、期末手当の内払いについて規定をしております。

続きまして、議第75号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の113ページをお開きください。

また、あわせて赤スタンプ2、議案説明資料の10ページ以降を御参照ください。

提案理由につきましては、議第73号、議第74号と同様ですので省略をさせていただきます。

主な改正内容は、民間給与との格差を埋めるため、世代間の給与分配の観点から、若年層に重点を置きながら俸給表の水準を見直し、行政職表（一）について、平均で0.2%引き上げるもので、医療職（一）（二）（三）表についても同様に引き上げを行うものです。

また、期末勤勉手当の支給月数を0.05カ月分引き上げるものです。このほか宿日直手当の改定を行うものです。

改正条例は2条から成っております。

附則では、施行期日や適用日等を規定するもので、給料表については平成30年4月1日から遡及適用することとし、期末勤勉手当は改定相当額を12月中の調整、支給としております。

改正条例2条の規定につきましては、平成31年4月1日から施行することとしています。

このほか、給与の内払い、市の規則への委任を行っています。

以上で議第72号、議第73号及び議第74号並びに議第75号についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森 福子君） 以上で16案件の説明は終わりました。

第20 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（森 福子君） 日程第20、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 福子君） 御異議がないものと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 福子君） 御異議がないものと認めます。よって、指名の方法については議長において指名することに決定いたしました。

これより指名いたします。

岐阜県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項に規定する広域連合議会議員に柴田徳美君、同規約第8条第2項第2号に規定する広域連合議会議員に森福子を指名いたします。

ただいま指名いたしました柴田徳美君、森福子を岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 福子君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました柴田徳美君、森福子を岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人とすることに決定いたしました。

この当選告知は、追って文書をもって行います。

お諮りいたします。議案精読のため、あすから12月13日までの10日間休会いたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 福子君） 御異議がないものと認めます。よって、議案精読のため、あすから12月13日までの10日間休会することに決定いたしました。

なお、発言通告書は、一般質問については本日の午後4時までに、質疑については12月5日の正午までに事務局へ御提出ください。

散会の宣告

○議長（森 福子君） 本日はこれをもって散会いたします。

12月14日は午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。

本日は御苦勞さまでした。

散会 午前11時29分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年12月3日

美濃市議会議長 森 福 子

署 名 議 員 山 口 育 男

署 名 議 員 佐 藤 好 夫

平成30年12月14日

平成30年第5回美濃市議会定例会会議録（第2号）

議 事 日 程 (第 2 号)

平成30年12月14日 (金曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議第63号 平成30年度美濃市一般会計補正予算 (第 5 号)
- 第 3 議第64号 平成30年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 4 議第65号 平成30年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 5 議第66号 平成30年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 6 議第67号 平成30年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 7 議第68号 平成30年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 8 議第69号 平成30年度美濃市上水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 9 議第70号 美濃市犯罪被害者等支援条例について
- 第10 議第71号 美濃市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する
条例について
- 第11 議第72号 美濃市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について
- 第12 議第73号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
について
- 第13 議第74号 美濃市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第14 議第75号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第15 議第76号 美濃市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例について
- 第16 議第77号 岐阜地域児童発達支援センター組合からの脱退について
- 第17 議第78号 市道路線の認定について
- 第18 市政に対する一般質問

本日の会議に付した事件

第 1 から第18までの各事件

出席議員 (1 3 名)

1 番	豊 澤 正 信 君	2 番	梅 村 辰 郎 君
3 番	梅 村 栄 一 君	4 番	永 田 知 子 君
5 番	古 田 秀 文 君	6 番	岡 部 忠 敏 君
7 番	辻 文 男 君	8 番	庄 司 義 廣 君
9 番	古 田 豊 君	10 番	太 田 照 彦 君
11 番	森 福 子 君	12 番	山 口 育 男 君
13 番	佐 藤 好 夫 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	武藤鉄弘君	副市長	柴田徳美君
教育長	樋口宜直君	総務部長	北村道弘君
民生部長 (福祉事務所長)	篠田博史君	産業振興部長	成瀬孝子君
建設部長	古川雄太君	会計管理者	古田和彦君
教育次長	澤村浩君	美濃病院事務局長	林信一君
民生部参事	辻幸子君	総務課長・ 選挙管理委員会 事務局長	額額敬久君
秘書課長	西部睦人君	総合政策課長	近藤宗由君
税務課長	西部芳秀君	産業課長 (農業委員会事務局長)	佐藤裕之君
美濃和紙推進課長	高橋保雄君	土木課長	後藤幸泰君
都市整備課長	島田勝美君	教育委員会 教育総務課長	井上博司君
教育委員会 人づくり文化課長	早戸智也君	教育委員会 人づくり文化課主幹	高木宏和君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	市原義則	議会事務局次長 兼議事調査係長	石原まさる
議会事務局書記	平田純也		

開議の宣告

○議長（森 福子君） 皆さん、おはようございます。

議場内の皆さんにお願いします。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか、電源をお切りくださるようお願いします。

ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

○議長（森 福子君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり決めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（森 福子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1番 豊澤正信君、2番 梅村辰郎君の両君を指名いたします。

第2 議第63号から第17 議第78号まで

○議長（森 福子君） 日程第2、議第63号から日程第17、議第78号までの16案件を一括して議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。

7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） 皆さん、おはようございます。

私は、発言通告に従いまして、質疑1件を行います。

今議会に提出されました議第63号 平成30年度美濃市一般会計補正予算（第5号）の歳出、7款 商工費、1項 商工費、3目 観光費に計上されました美濃市観光キャンペーン推進事業費305万7,000円について、全員協議会で2019台湾ランタンフェスティバル in 屏東への参加事業だという説明を受けました。

これにつきまして、1. 参加を決定するに至った経緯を含め、事業導入の背景はどのようなか、2. 観光協会委託事業の内訳はどのようなか、3. あかりアート作品100点設置とした根拠はどのようなか、4. 参加する市長、市議会議長の役割は何か、以上4点についての質疑に対して、産業振興部長に答弁を求めます。よろしくお願いします。

○議長（森 福子君） 産業振興部長 成瀬孝子君。

○産業振興部長（成瀬孝子君） 皆さん、おはようございます。

辻議員の質疑の1点目、参加を決定するに至った経緯を含め、事業導入の背景についてお答えいたします。

平成30年度7月30日付、台湾屏東県知事から岐阜県知事宛てに平成31年2月に開催する台湾ランタンフェスティバル in 屏東に関する招聘の書類が届きました。同日、その写しをメ

ールにて岐阜県から美濃市にいただきました。

その後、市として、参加の可否について検討してまいりましたが、平成30年10月10日に岐阜県知事と美濃市長が協議し、フェスティバルに参加することとし、岐阜県知事から屏東県知事へ参加の旨を報告していただいたところでございます。

一方、同時期に、屏東県知事から美濃市長へ、あかりアート作品の出展と開幕式への出席について招聘がございました。

次に、事業導入の背景につきましては、屏東県から岐阜県に参加の要請があったこと。世界でも有数のイベントであり、台湾国内外からおよそ2,000万人の方々が訪れるランタンフェスティバルであること。昨年、嘉義県でのランタンフェスティバルではおおよそ100万人の方々があかりアート作品をごらんいただいて、高い評価を得たこと。嘉義県知事と面談した折に、あかりアート作品はすばらしいので、来年も参加を検討してほしいとの話もあったことなど、総合的に判断し、ランタンフェスティバルに参加することで、美濃和紙の魅力の発信、和紙産業の活性化、観光誘客につながればありがたいと考え、参加することを決めたものでございます。

なお、岐阜県の補助金の採択を受けて、県と一体的に美濃和紙活性化会議や美濃和紙伝承千年プロジェクトで取り組んでいる美濃和紙産業の活性化や世界への情報発信につながればよいと考えております。

続いて、2点目の、観光協会委託業務の内訳についてお答えいたします。

事業費305万7,000円のうち、観光協会への委託費は280万円で、財源の2分の1は岐阜県からの補助金をいただくことになっております。

委託費の内訳としましては、こん包の費用・倉庫借り上げ費用として51万8,000円、設置及び撤去に係る旅費・人件費として64万6,000円、現地委託費として、関税に係る書類作成費に34万円、日本国内輸送費に30万円、現地監視員の人件費に80万円、看板作成費に12万5,000円、その他消耗品など7万1,000円でございます。

なお、船賃、台湾国内の輸送費、整地費及び作品展示台の設置代、電気代につきましては、昨年と同様、主催者側の負担となります。

続いて、3点目の、あかりアート作品100点設置とした根拠についてお答えいたします。

台湾ランタンフェスティバルは毎年開催地が変わって行われるもので、最大級のイベントであり、前回、嘉義県で行われたフェスティバルは約50ヘクタールの広大なところで開催されました。赤、青、黄、緑など、カラフルなランタンが大小数え切れないほどたくさん展示されました。その中でもあかりアート作品は統一された和紙の明かりで対比ができ、PRができたものと存じます。

今回のフェスティバルの詳細はまだ発表されていませんが、前回と同規模で開催され、あかりアート作品を設置する場所についても前回と同規模程度の場所が確保されると聞いております。美濃和紙をPRするには、このフェスティバルの規模でどの程度の展示が必要か確認した結果、30個や50個では十分なPRの効果が得られないのではないかと考えられます。

し、また300個から400個を展示することは経費がかかるので、最低限の数量として100個程度が望ましいと考えたものでございます。

続いて、4点目の、市長・議長の役割は何かについてお答えいたします。

参加する市長及び議長の役割は、美濃市民の代表者として屏東県知事に表敬訪問し、面談を行うとともに、開幕式に出席するものでございます。面談の折には、美濃市のうだつの上がる町並み、観光資源、歴史・文化、美濃和紙の発信などPRをし、今後、あかりアート作品を見ていただいた方が本場の美濃市のあかりアート展を鑑賞していただければありがたいと期待しております。

[7番議員挙手]

○議長（森 福子君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） ありがとうございます。

質疑の内容については理解できたと思います。ありがとうございます。これで質疑を終わります。

○議長（森 福子君） 通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 福子君） ほかに質疑はないものと認めます。

これをもちまして質疑を終わります。

第18 市政に対する一般質問

○議長（森 福子君） 日程第18、市政に対する一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） 皆さん、おはようございます。

私は、今回この会議におきまして、一問一答形式で3点についての一般質問を行います。

まず1点目なのですが、1点目は、美濃市における生涯学習についてです。

その1つ目、中央公民館を中心に開講している生涯学習の開講状況はどのようなかということについてお尋ねいたします。

民生常任委員会は、さきの10月24日から26日の3日間、福岡県福津市のほか2つの市を行政視察いたしました。その狙いは、人づくり・地域づくり、高齢者の社会参加、生涯学習の活性化をキーワードに置いて、福津市の市民の学びの場である郷育カレッジの実態を知ることになりました。

このカレッジなんですけど、15年前、地域の特性に着目した独自の学習システムを構築して、今日に至っております。10年計画で推進し、現在は2期目に入っております。カレッジの拠点、つまり場所をどうつくるか。ネットワークづくり、それから学ぶ人の興味・関心を引き出す講座づくりで市民力を生かして成果を上げております。そのもとにあるのは、人的

資源を地域の貴重な財産とみなして活用していく気概が伝わってきました。

福津市教育部郷育推進課というのが担当しまして、これまでの足跡を積み上げ、その成果を確認しながら、市民による運営委員会が活躍しているのです。

そこで、興味深いのは、循環型生涯学習システムがあるということです。学習内容は、地域の全ての「ひと」「もの」「こと」において、学びたい内容をいろいろな方法によって探ることを基本に据えております。

私たちの住む美濃市内にも学習資源である「ひと」や「もの」「こと」は豊富にあります。自然、歴史、人物、建造物、産業など、資源の発見、そして発掘さえできれば生涯学習の内容は格段に広がられます。

そこで、美濃市の中央公民館を中心に開講されている生涯学習関連の講座もいろいろあるんですが、その開講の状況はどのようになっているかということについてお尋ねいたします。よろしくお願ひします。

○議長（森 福子君） 教育次長 澤村浩君。

○教育次長（澤村 浩君） 皆さん、おはようございます。

中央公民館を中心に開講している生涯学習講座の開催状況はどのようかについてお答えをいたします。

生涯学習講座は、市内にお住まい、または勤められている方なら誰もが参加できる市民講座として、文化活動を初め、レクリエーションや創作活動など、その内容に美濃学の要素を盛り込んだものを毎年20講座程度開催しております。

講座の内容や参加者の募集は、「広報みの」5月号に掲載するほか、公民館や地域ふれあいセンターなどの公共施設にチラシを配布し、市民の皆さんにお知らせをしております。

受講費用は1講座当たり1人1,000円で、講座によっては別途材料代をいただいております。いずれの講座もおおむね6月ころから開始し、週1回程度、年間で5回から12回程度開催しております。

講座の開催に要する市の経費は、平成30年度当初予算額で講師謝金など151万8,000円となっております。

[4番議員挙手]

○議長（森 福子君） 4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） 現在の開催状況の概要を知ることができました。

この4年間の学習講座数とその内容というのは、年度ごとにわずかな変化はあるものの、ほぼ同じであるように思いました。

答弁の中的美濃学、この美濃学の目的はふるさと再生と地域活性化にあるとしています。そのために、みんなで市内の地域資源を掘り起こして、行動していこうと呼びかけてもいます。学ぶことで新たな発見をして、それを美濃市の将来を考えるきっかけになるよう働きかけています。

自由な意思で自分に合った方法で生涯にわたる学習が可能になる講座をさらに拡大して、

より多くの市民が興味・関心を持つことができる内容が用意できないものかと思いました。

「美濃学百科」というのがホームページを検索しますと出てくるのですが、この美濃学百科は新しい講座の対象としてふさわしい内容を満載しております。小規模の美濃市ではありますが、この内容は決して福津市に劣らないものを持っていると、そのように確信いたしました。

さて、その美濃学について、市民はどれくらい知っているのでしょうか。市民の皆さんに、美濃学で述べられている趣旨を広く知ってもらい、講座の準備委員会などを設置することから、案内や参加者の募集、チラシの工夫に至るまで、市民力に委ねるのも一考かと思えます。

さて、2つ目の質問に移ります。

市民は、公民館で開催されている生涯学習について、年度当初の募集講座を知り、時間帯を選び、学びたい内容があれば、応募して学習しているのだと思います。

その学習の場は、参加者同士が年齢や地域を問わず、声をかけ合う仲間づくりや交流の場としての機能もあわせ持っています。そこから新たな動きが発生して活性化につながります。夜間、あるいは週末の土・日にもっと開講されれば、昼間働いている人々は参加しやすくなります。

行政視察からの福津市モデルを知ることで、生涯学習の原点に立ち返り、これからの美濃市の再生と活性化について振り返らねばならない、そうした時期にあるのではないかということに気づかされました。

そこで、開催講座への参加数の推移はどのようなかについて質問します。

○議長（森 福子君） 教育次長 澤村浩君。

○教育次長（澤村 浩君） 生涯学習講座への参加数の推移はどのようなかについてお答えをいたします。

平成28年度は24講座を計画し、このうち21講座に339人の方が参加されました。計画より開講した講座数が少ないのは、参加申し込みが定員を大きく下回るなどの理由で開講を取りやめたためでございます。

同じく、平成29年度は21講座を計画し、19講座に259人が参加、平成30年度は22講座を計画し、16講座に236人が参加されました。

講座に参加される方は、高齢者だけでなく、昼間に働く若い世代の方々も多くお見えになります。

〔4番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） 過去3年間の推移から見ますと、講座の数や参加者数というのは減少傾向にあるように思われます。今、進行している人口減少ですとか、あるいは勤務先の市町村の生涯学習講座に参加していること、そうしたことも原因にはいろいろ考えられます。仮にこうした現象が今後も続けば、ふるさと再生ですとか、地域の活性化からは遠ざかってし

まいります。

地域に眠っている資源や、特別な価値を持つ「ひと」「もの」「こと」にアンテナを張り、市民のみんなで見つける努力を促す動きが求められています。

3つ目の質問です。生涯学習講座の開講に当たり、市民の要望の把握は行われているのかについてです。

これまでの開講講座を見ると、同じ内容が目につきます。年度によって新規の講座はありますが、数が少ないです。「初めに講座ありき。希望者は申し込みを」といった受け身的な構図が見えてきます。

その発表の場に参加していく人たち、これもやはり横ばい状態です。市民の中には、美濃市にはないから勤務先の市町村の生涯学習講座に参加する人もいるのではないかと推測されます。

生涯学習の本来の目標を検証・評価する目安として、生涯学習講座の開講に対して、市民の要望把握は行われているのかを答弁願います。

○議長（森 福子君） 教育次長 澤村浩君。

○教育次長（澤村 浩君） 市民の要望把握はどのように行われているのかについてお答えをいたします。

生涯学習講座の内容などを充実させるため、講座によっては講師が独自にアンケートを実施し、参加者の要望把握を行っているケースもありますが、通常は、講座に参加する生徒の皆さんや公民館を訪れた市民の方々に意見をお聞きしながら、開催講座や内容などに関する要望を把握しております。

〔4番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） 答弁から察しますに、要望を把握していくその範囲が狭いのではないかと思います。市民のニーズを、対象範囲を広げて積極的に把握する工夫が必要ではないでしょうか。開講講座や参加者も毎年一定になってくると、意欲の持続を図るのも難しくなります。中学生以上を対象にしている一般成人向けの現在の内容だけで果たして若い世代の関心を引きつけられるかどうか。

そこで、福津市が行っているように、時間をかけ、あらゆる手段を使い、市民はどんな講座を希望しているのかについて、対象年齢である中学生以上にアンケートをとってはどうか。講師の人材発掘、人材バンクを設けることなども進め、開講への筋道を行政が手助けすることを望みます。

4つ目の質問です。

行政視察によって、生涯学習はリニューアルさせることで、地域づくりの大きな力につながるという確信を得ることができました。

市内全体を改めて捉え直してみますと、面積もさして広くなく、コンパクトな市であります。約8割は森林、水も豊か、空気も爽やかで、都会から来た人に安堵感を与える地形であ

ることは誰もが認めることです。御近所は相互に顔が見える距離感のもと、声をかけ合うことが可能な環境の中で生活しています。講座に参加する人たちを広げ、学んだことを地域活動に生かしていくのもそれほど難しくないように思います。

市民は、どの人もその人の人生の中にきらりと光るものを必ず持つておられます。学習講座の内容を見直し、美濃市の姿を市民の心の虫眼鏡で見詰め直し、特化した内容を新たに組み入れていけば、今回の視察や文部科学省の推進している施策そのものとなり、成果も期待できそうです。

生涯学習講座の充実はどのように図っていくのかについて、4つ目の質問でお尋ねいたします。

○議長（森 福子君） 教育次長 澤村浩君。

○教育次長（澤村 浩君） 生涯学習講座の充実はどのように図っていくのかについてお答えをいたします。

生涯学習講座に参加された方の中には、講座が終了すると、地区公民館などで活動している絵画や陶芸、レクリエーションなどの生涯学習団体に加入したり、あるいは翌年度に再び同じ講座に参加して、さらに理解を深めたりするなど、さまざまな方のお見えになります。

一方、市内には生涯学習講座とは別に、高齢者学級の梅山大学や、地域の公民館などで独自に行われている講座や教室に参加し、地域の文化祭へ作品を出展するなど、仲間たちと自主的な活動に取り組まれている方もたくさんお見えになります。

市では、引き続き住民ニーズを的確に把握しながら、講座の種類や内容の充実を図り、市民の方に学習機会の場を提供するほか、学習成果を発表する場の確保を行い、広く市民の皆さんに作品発表や成果発表を参観いただける機会の充実を図ってまいります。

〔4番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） 講座の学習が終わった後の動きということがよくわかりました。

また、高齢者対象である梅山大学というのは、卒業証書が発行されて、学習した達成感とか、次への意欲化につながっております。これ、枠組みは高齢者対象なんですけど、こうした枠を取り払い、誰でも参加可能な形で一元化していけば、この場が若い人との交流の場にもなり得るのではないのでしょうか。

学習をもとに、自主的な活動から仲間の中で講師を発見することもできそうです。そうなれば、還元型生涯学習システムが美濃市でも成立することになります。

市内にもよく似た活動が実はあります。やまびこ元気体操がその一つです。このやまびこ元気体操のスタートは、12年前のポレポレ体操からスタートしております。最初は行政の導きがあったと聞きます。今では、平均年齢、何と78歳ですが、皆さんそろって心身ともに非常にお元気で若いです。ここでは、体操だけではなく、手話の歌唱、ダンス、それから脳の活性化を促す手や指を動かしながら活性化につなげていく、そんな運動も自分たちで内容を見つけてチャレンジしておられます。この場をうまく活用して、別の場所での開設を計画

し、そのために体験参加をされている方もいるほどです。

近ごろでは、社会教育の成果を残してはいるものの、社会の変化によって幾つかの課題が出てきていると、国はそう分析しております。その課題に対して、社会教育行政に、公民館の施設を使って開くこれまでの自前主義から抜け出して、福津市の事例に倣って、美濃市でも地域の多様な資源を生かして連携・協働していくネットワーク型行政の推進を、今でも進めてはいらっしゃるんですけども、さらに推進していくことを望みます。

行政視察は美濃市を外から見直すきっかけになりました。美濃学を学び、そこでの新たな発見を通して、将来を仲間と一緒に考えることが地域の活性化になります。そのための生涯学習、今後はどうあったらよいのか、市民目線で見直しの検討を強く要望して、1点目の質問を終わります。

続いて、2点目の質問に移ります。2点目は、放課後子ども総合プランに基づく子供の居場所づくりについてです。

1つ目です。去年の6月に、私は子供の居場所づくりについて質問しました。放課後子ども教室はどのような事業か。留守家庭児童教室との違い、あるいは平成19年度から取り組まれてきたこの事業についての課題などについて答弁いただきました。その時点では、放課後子ども教室の事業計画はないと回答されていました。というのも、それにかわる美濃市独自の校庭での遊びの放課後ランド、子ども創造館活動ですとか、プレーパークなど、安心して遊べる多様な居場所が先行してあり、その充実を図ることに力を入れると、このように答弁されています。同時に、放課後子ども教室の事業を推進している自治体が抱えている課題もそこで示されました。

その1つ、活動を推進していく推進員、無償ボランティアを含む地域ボランティアが慢性的に不足している。2つ目、参加人数の増加にかかわって、基準はないけれど、活動スペースが不足していること。児童の一人一人に目が行き届かない。したがって、安全の確保が十分とは言えない。

国の厚生労働省所管である留守家庭児童教室、一般的には学童保育といますが、ここの指導員の不足についても同じ課題を持っている。そうした今の状態から、解決につなげるには相当な時間、努力が必要なのだなあということをそのとき痛感しました。

今年度の当初予算の重点に、地域交流の推進、その中で学校・地域・家庭が連携した子供の居場所づくりで335万円の計上がありました。

どうしてもお聞きしたいのは、先行して進めている自治体の課題把握も示され、既に多様な居場所の工夫もされているにもかかわらず、なぜ今、放課後子ども教室が出てきたのか。加えて、実施の方向で市内2カ所の校区で試行されているのかということです。準備に当たり、留守家庭児童教室担当の福祉課と、放課後子ども教室担当の教育委員会の2つの担当部局はどういった協議を重ねてこられたのか。

実際には、準備もあり、10月から開始されました。まだ時間もわずかしかなかったっておりません。そうした状況のもとで質問するのは甚だ申しわけないと思ったんですけども、本当に

大丈夫かなという不安を抱き、あえて質問することにしました。

1 点目、放課後子ども教室を開始した経緯はどのようなか、御答弁願います。

○議長（森 福子君） 教育次長 澤村浩君。

○教育次長（澤村 浩君） 放課後子ども教室を開始した経緯はどのようなかについてお答えをいたします。

美濃市では、これまで放課後ランドやプレーパークなど、学校の校庭を使った遊びやさまざまな体験活動を通じて子供たちの居場所づくりに取り組んでまいりました。

一方、国におきましては、平成26年度に放課後子ども総合プランを策定し、共働き家庭など、昼間に留守家庭となる児童に適切な遊びや生活の場を与える留守家庭児童教室と、地域の方々の参画を得て、全ての児童が学習や体験交流活動などを行うことができる放課後子ども教室を全ての小学校区で一体的に実施するなど、放課後における安全・安心な居場所づくりを推進しています。

こうした中、美濃市におきましては、本年10月から放課後子ども教室を大矢田小学校と中有知小学校区で先行的に開始したところであります。

開始に当たっては、従前まで取り組んできた居場所づくりをもとに、留守家庭児童教室との一体的な運営や、活動を支えるスタッフの確保、スタッフや児童が参加しやすい場所などを考慮し、地区の公民館を活動場所として、毎週1回開催しております。

〔4 番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 4 番 永田知子君。

○4 番（永田知子君） 答弁からうかがえますのは、国が推進してきたから美濃市もそれに倣って実施するのだというふうに受け取れます。現在、全ての市町村が実施しているわけではありません。また、法律で定めているわけでもありません。平成19年からスタートした2つの省庁の共同事業ということです。

これまで教室数の増加の幅は、5年間、当初に比較すればだんだん小さくなり、国の補助金は、実施数が増加しているのに対して、29年度は前年比で3,200万円減額に変じておるのです。国の補助金がいつまで続くのかも不明です。教室数の増加を考えれば、各自治体の負担額はふえるか、あるいは事業の内容の変更を余儀なくされることも想定しなければなりません。

私はここで、この教室設置について疑問が5つあります。

1つは、学校と家庭と地域が連携した居場所づくりなら、前もって人材確保が必要です。今、3種類の人材を確保しなければならないことがわかりました。今回の試行でその点は問題なく進められてきたのか。

2つ目、対象が1年生から6年生までの児童です。先ほどの留守家庭児童教室、通称学童保育の教室からも希望があれば加わっていきますから、人数はかなり多くなります。今、試行の段階において、その数に見合う支援員、あるいはサポーターの確保、そして将来的な見込みはどの程度あるのだろうか。

3つ目、要項には留守家庭児童教室との違いが示されております。これは利用者に配られている要項なのでありますが、そこでは、支援員、サポーターは有償ボランティアであって、資格は問わないとなると、学習面の世話で留守家庭児童教室から参加する子らの保障は大丈夫なのでしょうか。

4つ目、場所は学校の校庭、あるいは教室、公民館となっております。特にその中で、大矢田地区公民館は、4年生までの子が利用している留守家庭児童教室ですら基準を満たしていない狭いスペースなのです。その隣の部屋で1年生から6年生までのより多くの子らが別の活動をしているのです。内容によっては複数の小部屋も同時に使う状態です。6年生までを対象にすれば、相当な人数となっていきます。別の場所を用意する必要があるのですが、その対応策はあるのでしょうか。

5つ目、現在、子供の居場所は、子供の人口比から見れば充足しているのに、なぜ今新たに起こす必要があるのでしょうか。

これらに確実な対応ができなければ、将来禍根を残す事態の発生が予想されます。子供たちの健全な発達を促すためのプランづくりは、子供の目線を基本に置き、決して急いではないと思います。遂行しながら条件補充をしていくことでは子供たちを混乱に陥れ、伸びる力を保障されぬまま時間だけ過ぎていくことになりかねません。拙速な進め方を避け、計画は綿密に立ててから施行していただくことを要望いたします。

2つ目の質問です。

放課後子ども教室での活動や場所、指導員等の役割についてです。注目したいのは、2カ所のうちの大矢田教室の場所です。

大矢田教室では、先ほども申し上げましたようにもう一つの事業が展開されてきております。仮にこの状況で事故が発生すれば、行政の責任は強く問われます。今まで起きなかったから心配無用というのは余りにも無謀としか言いようがありません。放課後子ども教室が留守家庭児童教室と同じ場所を重ねて使うということは全く理解できないんです。同時に、見学、観察をしてみれば、納得がいきます。子供の健全育成に逆行する場所だと私は思います。

かたや中有知教室はどうかといいますと、状況が非常に対照的なんです。数人の指導員がいらっしゃって、広々としたスペース、豊富な活動内容など、教員資格を有する方も複数参加されていました。試行されている2つの教室では何かにつけ大きく違っていました。

そこで、放課後子ども教室での活動や場所、支援員等の役割はどのようなか、お尋ねいたします。

○議長（森 福子君） 教育次長 澤村浩君。

○教育次長（澤村 浩君） 放課後子ども教室での活動や場所、支援員などの役割はどのようなかについてお答えをいたします。

国の基準などによれば、放課後子ども教室は、小学校1年生から6年生まで希望する全ての児童を対象とし、下校時刻から保護者の迎えの時間までの2時間程度の間、学習やスポ

ーツ、文化芸術活動など、さまざまなプログラムを実施するものです。

運営に当たっては、プログラムの企画・調整などの役割を担うコーディネーターや、プログラムを実施する支援員、プログラムの実施のサポートや子供たちの安全を管理するサポーターを配置し、活動場所は学校の校庭や教室、公民館などを活用することとなっております。

美濃市においては、現在、大矢田小、中有知小校区ともに、勉強を初め、牛乳パックを使った工作や折り紙、デッサンなどの創作活動などを行っており、コーディネーターと支援員は放課後ランドを主宰してきた森林文化アカデミーの教授やそのメンバーにお願いをしております。また、サポーターは、ボランティア活動に興味のある方に登録していただいております。なお、支援員やサポーターの方には、わずかですが国の基準による謝礼をお渡ししております。

活動場所はいずれの校区も地区の公民館を使用しておりますが、今後の活動内容や利用者ニーズなどを十分精査し、公民館以外の活動場所も視野に入れながら、放課後における子供の安全・安心な居場所づくりを進めてまいります。

[4番議員挙手]

○議長（森 福子君） 4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） これまでの試行を通して見えてきた、把握していらっしゃる課題も幾つかあると思います。それが次の平成31年度までの残る数カ月で解決され、新しい年度にスタートさせるには相当に無理があるように思えるのです。

答弁を聞く限りにおいては、内容的にすばらしい取り組みと言えるでしょう。けれども、美濃市の実情から説明どおりの期待ができるとは到底思えません。子供の活動に対応できる支援員、サポーターの確保だけでも大変です。対応できる方々は、今もまだ現役で事業所で働いている方たちも多くいらっしゃいます。

そして、2つの担当部局はどのようにかかわっていくのかも不透明です。今も教育委員会が担当しているということで答弁は願っておりますが、事業内容については双方の共同事業ですから、福祉課も同等の責任があります。福祉課と市教委で事前にかなり協議されてきたとは思いますが、地域や家庭との連携となると、学校のPTA役員とか青少年育成会などといったような、いろいろな方面からの参加を呼びかけなければ、せつかくの取り組みであっても意味をなしません。行政の計画だけで進めず、市民を巻き込んで慎重に取り組むことを要望いたします。

そして、3つ目の質問に移ります。

実施を視野に入れて事業が展開されています。この事業のかなめである地域の人材発掘というのは、市内全域で情報収集されているとは思いますが、そのために、まずこの事業を市民の皆さんに広く知ってもらうことが不可欠です。広報だけでは確実ではありません。しなければならぬのは人材の確保です。例えば人材バンク登録ですとか、生涯学習講座を通して募集をかけるとか、幾つかの方法が考えられます。放課後子ども教室は今後どのように進

めていくのか、答弁願います。

○議長（森 福子君） 教育次長 澤村浩君。

○教育次長（澤村 浩君） 放課後子ども教室は今後どのように進めていくのかについてお答えをいたします。

この事業は、地域の皆さんが担い手となって進めていただくことで、地域ぐるみで子供を育てる環境づくりに寄与するものでございます。

今後は、サポーターの登録など、地域の皆さんの参画を一層促すため、公民館だよりやPTAのお知らせなどを通じた情報発信を行い、広く活動内容を紹介していきます。

また、放課後子ども総合プランが目指す留守家庭児童教室との一体的な運営を図るため、関係機関が集まり、活動プランや人員確保などの課題について意見交換を行っていきます。

そして、現在、開設している大矢田小、中有知小校区で抽出される問題の解消を図りながら、地域サポーターや会場確保などの条件が整った小学校区において、放課後子ども教室を開設していきたいと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） 先ほど紙面でのお知らせですとか、いろんな今までのところの情報発信を使ってとおっしゃったんですが、こうした子供を巻き込む事業について、周知、あるいは理解を求めるにはそれだけでは十分とは思えません。この教室の趣旨説明を地域ごとに丁寧に行うことから始めなければ、地域ぐるみで子育てをすることにつながっていきません。子供たちにかかわるといことは、未来の人的資源をこの美濃市の中で育み、育てるといことにつながるからです。

文科省が言うところの市町村の役割、その体制の中に運営委員会を設けるということが出ています。これは、先ほどの2つの部局をメンバーに入れたり、その中で、その2つの部局が相互の事業の目的や趣旨を理解する上で運営が進めていかれることが望ましいと知らせております。その参加の中にはいろんな方々が入ってきます。福祉、地域の方、PTA、学校、公民館、いろんなどころの参加が求められていきます。

今後、留守家庭児童教室との一体化を図るとなれば、現在の指導員はこれからどんな位置づけになるのでしょうか。留守家庭児童教室から通う子供たちへの対応にはよほど周到な準備がなければなりません。画期的な事業だとしつつも、その具体策は各自治体に任せてしまっているため、これまで取り組んでいる自治体の多くが現場の混乱を招いているということがわかっています。約半年間試行された事実を重要な参考資料とし、本格的な実施に向けた準備計画を運営委員会によって慎重に進められることを強く要望いたします。

最後、3点目の質問に移ります。3点目は、教育委員会における事務事業点検・評価についてです。

その1つ目、点検・評価の対象となる事務事業は何かについてです。

29年度の事務事業点検・評価を見ました。評価は、どんな事業をどれだけの予算でどのよ

うに行ったか、その政策についてどうであったかを問うことが一般的な評価の受けとめとなっております。予算の公正な使われ方やその効果はあったのかなどは多額になるほど話題になります。

さて、その予算も含めて対象となつてはいるんですけども、執行予算が明記されているこの事務事業評価の冊子、各欄には事業名とか目的とか実績が説明してあります。

そこで、私が事業評価を教育委員会に特定したのは、その評価項目がオールAというとてもすばらしい結果で評価されていたことです。現実にはいろいろ、オールAなのかなあとちょっと紛らわしく思えるような事象が耳に届いておりましたものですから、ぜひ一遍、教育委員会の事務事業評価はどうなのだろうかということで絞ってみました。

教育委員会というのは、学校教育課、人づくり文化課、そして教育総務課という3つの担当課から成る場所であります。特に誰が何をどのような基準で評価を下しているのか、市民も知るべきだと思いました。

そこで、初めに、教育委員会の点検・評価の対象となる事務事業は何であるかについて質問いたします。

○議長（森 福子君） 教育次長 澤村浩君。

○教育次長（澤村 浩君） 点検・評価の対象となる事務事業は何かについてお答えいたします。

教育委員会の事務事業の点検・評価は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うものとされております。

教育委員会の権限に属する事務とは、同法第21条で規定されておりますが、各地方公共団体が処理する教育に関する事務で、例を挙げますと、学校などの設置や廃止、教育財産の管理に関する事、教育課程や学習指導、教科書などの教材の取り扱いに関する事、青少年教育や公民館事業などの社会教育、スポーツ、文化財保護に関する事、学校給食、校舎などの施設及び設備の整備、教育行政の相談に関するものなどでございます。

平成29年度に実施しました点検・評価では、平成28年度実績の52の事務事業を対象に評価を行いました。

具体的には、学校教育関係では、基礎学力と基礎体力の向上、ふるさと教育の推進など5つの施策に分類し、少人数指導等教育推進事業、子どもいきいき学校づくり事業など10の事務事業を対象に、また社会教育関係では、図書館事業の充実、公民館事業の充実など11の施策に分類し、図書館運営事業、地区公民館施設管理事業など35の事務事業を対象に、またそのほかには、学校規模の適正化と教育環境の整備、学校給食の充実など、3つの施策に対して7つの事務事業を対象に点検・評価を実施しました。

[4番議員挙手]

○議長（森 福子君） 4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） 52の事務事業を具体的に3つの施策に分類して、それぞれの施策ごと

に事業の例を挙げ、評価対象となる事業数の説明をしていただきました。ただ漠然と捉えるのではなくて、分類された捉え方ができて、よくわかりました。

2つ目の質問です。

平成28年度分の教育委員会事務事業点検・評価によれば、評価基準をAからDであらわしてあります。その中の国内・海外との文化交流の促進がB評価で、あとは全部オールAの評価でした。このA評価というのは、施策は十分に生かされている、こういったことをあらわしています。

教育委員会の事務事業といたしますと、市民である保護者は、特に学校教育課に関する事務事業について日ごろから関心を強く持っています。子供が学校ですとか地域とかで活動する姿を見て、あるいはそのかわりを把握して、お互い仲間同士交流しているからなのであります。話題は、いじめとか、不登校、またはそうしたことににかかわった人間関係について、よく耳にすることがあります。

そこで、教育委員会の事務事業の点検・評価はどのように行われているのか、答弁願います。

○議長（森 福子君） 教育次長 澤村浩君。

○教育次長（澤村 浩君） 点検・評価はどのように行われているのかのについてお答えいたします。

点検・評価は、前年度の事務事業について、最初に教育委員会の事務局担当課が第1次評価を行い、次に、第1次評価の結果をもとに、教育委員会点検評価懇談会の意見を聞いた上で教育委員会が最終の評価を行い、その結果を市議会へ提出し、公表しております。

最初に行う第1次評価は、学校教育課、人づくり文化課、教育総務課がそれぞれ所管している事務事業を、市全体で実施しています行政評価の事務事業評価を参考にしながら行います。評価は、事務事業の取り組みや成果をAからDの4段階の基準で行っております。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条では、点検・評価を行う場合は、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされております。このため、美濃市では、教育委員会点検評価懇談会を設置し、外部からの意見を伺っております。

なお、現在の委員は、教育に関する学識経験を有する方及びPTAの代表の方の2名を委嘱しております。

最終の評価は、1次評価及び教育委員会点検評価懇談会からの意見をもとに教育委員会が評価を行います。評価結果につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づいて報告書を市議会へ提出するとともに、市ホームページに掲載して公表しております。

美濃市では、ただいま御説明しました方法により、平成20年度より点検・評価を行っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） その過程はよくわかりました。その中で、判定結果に至るまでの情報公開というのも必要であり、例えば現実にある問題をどこまで把握しているのかというあたりについては市民目線に立つ対応が必要だと思えます。もちろんいろんな施策について、100%の達成というのは決して望めません。それだからこそ、現実をしっかりと見きわめるといことは、外部評価の段階において、2名の方で十分に把握し、伝達できているのかというところに疑問を感じます。

例えば今後につきましてですけど、今、学校ごとで行われている学校評価アンケートというのは、保護者が一人一人評価をし、そして学校に提出し、学校教育に生かされているということなんですが、共通した課題が出てくれば、7校の中でそれもまた情報が共有されて、課題として出てくるのではないのでしょうか。あるいは学校評議員制度なども、これは地域の皆さんの目線で声を吸収することができる。私は、こんなことを申し上げますが、恐らく自分で今調べている以上にいろんなところの連携は持っているんですよと、そういう説明も恐らく、時間の中では十分伝わってこなかったんですけど、いろいろあると思えます。

一番申し上げたい、最後に要望としては、市民目線に立つところの真に必要な施策と事業の選択、それから市民の意見や声の吸い上げ、市民満足度の向上、こうしたことを基本に今後とも検討していただくことを要望して、長々となりましたが、私の質問を終わります。

○議長（森 福子君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時06分

○議長（森 福子君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 辻文男君の一般質問となりますが、先ほどの質疑の時間を差し引いた時間をもって一般質問をお願いします。

それでは、7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） 先ほどの質疑に続いての登壇になりますので、またよろしくお願いたします。

私は、発言通告に従い、一般質問3点を一問一答にて行います。

大項目の1番目、ユネスコ無形文化遺産「和紙：日本の手漉和紙技術」伝承について、武藤市長に答弁を求めます。

平成26年11月27日にユネスコ無形文化遺産として登録された「和紙：日本の手漉和紙技術」は、美濃市を国内はもとより世界に向けて発信できる大きな力を与えてくれました。

また、県からも大きな補助をいただき、我が市としても、和紙に関係する分野において、いろいろな施策を実施しながら、1,000年続く、続かせることを目指したプロジェクトを進めているところでもあります。

私自身も和紙の里に生を受け、和紙職人の家に育っていますので、こうしたさまざまな取り組みはありがたく思うと同時に、後世まで残ることを切に願っている一人であります。

ことは全国和紙サミットが美濃市で開催され、改めて和紙の文化や技術の伝承について深く考えるいい機会になりました。

反面、和紙づくりには必要不可欠な桁と簀という大切な道具についても、桁づくりに関しては日本で3人、そのうち美濃ではただ一人という職人さんも亡くなられてしまい、また一方、簀の製作も美濃では調達できないという厳しい現実に直面もしています。

紙すきの職人は、和紙スクールの開講や、直接和紙職人に弟子入りして修行を積むなど、個人の意思に委ねるところからスタートしているのが現状です。中には、家族が後継者として技術習得に励んでみえる例もありますが、その次の世代への後継は当事者に委ねるしかありません。

今年度予算として、ユネスコ無形文化遺産から生産される本美濃紙関係として、職人育成支援事業に2名分の240万円、本美濃紙保存会補助経費22万円、本美濃紙無形文化遺産伝承補助経費600万円、本美濃紙後継者育成基金積立金2万円が計上され、合計は864万円になります。

また、手すき和紙として範囲を拡大した予算は、美濃手すき和紙協同組合補助経費35万7,000円、美濃手すき和紙後継者育成事業140万円、美濃手すき和紙後継者育成事業補助経費30万円、美濃手すき和紙原料購入資金貸付事業500万円、この合計金額705万7,000円が予算計上されています。

本美濃紙だけをすいている職人さんはいらっしゃいませんので、手すき和紙に関する予算は、本美濃紙関係と手すき和紙関係を合計すると1,569万7,000円になり、このうち300万円は無形文化遺産伝承事業費とする岐阜県からの補助金であります。これらは、後継者育成と職人さんへの補助経費がほとんどで、運用に関しても、現在ある組織に依存しているのが現状です。

そこで、最初の質問になりますが、こうした背景を踏まえ、これからも無形文化遺産の伝承について本美濃紙保存会への依存を継承していくのですか、武藤市長に答弁を求めます。よろしくをお願いします。

○議長（森 福子君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 皆さん、こんにちは。

それでは、辻議員の、ユネスコ無形文化遺産の和紙技術の伝承につきましての答弁をさせていただきます。

その1点目ではありますが、現在の取り組みの本美濃紙保存会への依存を継続するのかわりかということでもありますけれども、現在、ユネスコ無形文化遺産に登録されました本美濃紙の技術の伝承につきましては、市としましては、国・県の支援を受けながら、その技術の保持団体である本美濃紙保存会の会員が中心になって技術の伝承に努めていただいているところでございます。

本美濃紙は、昭和44年に国の重要無形文化財として指定されて以降、国の文化庁の指導を受けてその高い技術の伝承を行っており、市は保存会事務局として、研修内容や技術の取得

状況の把握、文化庁との調整等を行っております。

本市におきましては、ユネスコ無形文化遺産登録を契機としまして、美濃和紙伝承千年プロジェクトを立ち上げ、技術の保存伝承について、本美濃紙を製作する技術、並びに桁、簀、はけなどの周辺の道具類の伝承、コウゾなどの原料、干し板用のトチノキなどの植栽など、総合的に伝承保存を進めているところでございます。

なお、議員お尋ねの伝承に係る今後の取り組みにつきましては、今までと同様に本美濃紙の技術保持団体である本美濃紙保存会を中心に、本美濃紙後継者育成基金の活用、国の国宝重要文化財等保存整備費補助金、岐阜県の無形文化遺産伝承事業補助金、財団法人田口福寿会などの寄附を財源に、引き続き本美濃紙手すき和紙技術や手すき和紙用具製作職人の支援を行っていくこととしています。

[7 番議員挙手]

○議長（森 福子君） 7 番 辻文男君。

○7 番（辻 文男君） 今までどおり本美濃紙保存会を中心に保存継承を行っていくこと、それとともに、本美濃紙後継者育成基金を創設するという答弁がありました。

これからの財源の調達を含め、運用面についても詳細を決めて取り組むこととなりますので、今後を見守りたいと思っております。

次に、2 番目の質問に移ります。

今の答弁にもありましたが、国・県の補助などを財源として支援を考えられているようですが、国・県からの補助金も恒久的な予算配分を期待できるものではないと考えます。であるなら、今後の取り組みにおいては、現在は実施されていない分野にも適用を考えるべきではないかというのが次の質問になります。

現在は、後継者となる職人さんへの育成の補助政策が主になっていると思いますが、このような状況がいつまでも続くとは考えられません。後々、本美濃紙の技術的な、あるいは製品としての復元を試みなければならないときが来ることも想定した対応が必要ではないかと考えます。

ユネスコの手すき和紙技術に登録されている紙すきの技法、技術紹介する映像はたくさんあると思いますが、技術を再現する資料に特化した映像はないのではないかというふうに思います。

手すき和紙の技術を一挙手一投足に至るまで、あらゆる角度から撮影した映像があれば、現在の映像解析技術をもってすれば、腕の動きはもちろん、体の細部にわたる関節の動きまでも数値で捉えることも可能です。こうしたデータがあれば、仮に手すき和紙の技術が一時的に途絶えるようなことがあっても、再現可能になる基本的なデータになります。

同様に、製品としての本美濃紙についても、手ざわりや色合い、艶などの感覚的な捉え方ばかりではなく、引っ張り強度や繊維の絡みぐあい、紙の厚さ、密度などといった物理的データを収集しておけば、古田行三さん、鈴木竹一さん、沢村正さん、それぞれのすいた紙として、後の世になっても再現できる可能性を残すこととなります。こうした手すき和紙の物

理的検証データの収集・分析もユネスコ無形文化遺産として後世まで伝承するもう一つの側面ではないかと考えます。

そこで、2番目の質問になりますが、確実な伝承には、職人としての技術者養成とともに、和紙製造に係る技術、製品の情報の収集・蓄積・分析も必要と考えますが、いかがですか。

○議長（森 福子君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 本美濃紙に関する2点目の御質問にお答えします。

本美濃紙の技術情報につきましては、後世にその技術を伝承するのに非常に大切なものであるというふうに考えております。今後、さまざまな形で取り組んでまいりたいと存じますが、本美濃紙の技術情報は、文化庁が昭和46年に発刊している無形文化財記録「工芸技術編3」にあります「手すき和紙」については、当時の会員11名の紙について物理試験を行い、厚さや重量、引っ張り強度、破裂強度、繊維の絡まりぐあいなどのデータ化が既にされております。これが本美濃紙のスタンダードとされております。

また、平成24年には、文化庁により本美濃紙工芸技術記録映画が作成されており、その技術を忠実に記録されております。さらに、美濃手すき和紙協同組合と連携しまして、平成27年度には国の伝統工芸品産業支援補助金を得て、伝統工芸士の技術記録、手すき和紙用具製作の技術記録、図録の作成などを行い、手すき和紙の用具編と工程編の2枚のDVDを作成し、美濃和紙の里会館で保存をしております。

また、岐阜県産業技術センターの紙業部、並びに岐阜県森林研究センターと連携し、平成27年度からは、コウゾの栽培、並びに美濃和紙原料の高品質化のための栽培・管理の研究を行っていただいております。

紙をすく技術というのは、職人の長年にわたる経験のたまものがなせるわざと考えております。気温、水温、水質、原料の濃度、揺りの回数など、科学的なデータや解析によることは非常に困難であることも事実ではないかと感じております。こうしたことを伝承していくことは非常に難しいので、このような技術をしっかりと継承できる職人の育成が大切だと考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） 美濃和紙に関するさまざまなデータが和紙の里会館や図書館に保管されているということは私は知りませんでした。恥ずかしいことではありますけれども、これを知った以上は、これから和紙の製造技術などに興味・関心のある方が閲覧や視聴できるということを理解しましたので、また皆さんに伝えていきたいというふうに思っております。

後世への伝承についての最後の質問になりますが、ここまで伝承を担う組織の問題や保存すべき分野の問題について意見を伺ってきました。

私は、我が美濃市に課せられた無形文化遺産「和紙：日本の手漉和紙技術」伝承へのかかわりは、確実な製造技術の継承に寄与することであると考えています。

本来、和紙製造は商業であり、製品の特性を維持しながら、いろいろな工夫を凝らし、需要者のニーズに応えながら、売れる商品としてその歴史をつないできたものです。

現代社会における手すき和紙の需要は、大勢の職人さんが生計を賄っていただけるほどのニーズがあるとは考えられません。文化財の修復や手すき和紙を使った障子、芸術作品への使用など、ごく限られた用途に限定されている現況から、ある日突然需要が急増し、生産が追いつかなくなるというようなことはなかなか想像できない状況だと思います。加えて、特定の分野を支援するために補助金など財源措置を恒久的に約束できるとも考えられません。

では、どのようにして手すき和紙技術を伝承していくのかと考えた場合、一つの方法として、手すき和紙技術専任の市職員として雇用して、確実な製造技術を継承していく仕組みを提案したいと思います。

桁の職人や簀の職人も外部に依存しなければならない中で、専任職として、和紙の製造技術のほかに、桁や簀についても製作、修理を学び、研究することに特化すれば、民間で和紙職人を目指す方への技術はもちろん、道具の提供も含めた指導体制の核として活動が期待できると考えます。あわせて、伝承技術の広報としての役割も十分担えると思います。

これは今すぐに実現できる事案ではありませんが、数年後、例えばユネスコ無形文化遺産登録10周年を見据えて施策と組織化を図る。そのためには今がまさにその時期だと考えます。このような提案を踏まえ、市として、直接管轄して技術伝承することはできないかについて、答弁を求めます。

○議長（森 福子君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 本美濃紙に関する3点目の御質問にお答えさせていただきます。

本来、本美濃紙というのは、今まで生活の中で技術の伝承が行われてまいりました。したがって、今後も本美濃紙というのは生業の中で、あるいはなりわいの中で残していくことが一番いい方法だと考えております。

市が公務員として職人を採用し、紙をすかせることが本来の技術の伝承であるかどうかということについてはそれぞれの判断があると思いますけれども、若干疑義を感じるところでございます。

この技術が1,300年にわたって途切れずに伝承されてきたことは、生活の中であって生業としてされてきたものであります。さらに、ユネスコ無形文化遺産として認められたのもそういうことが大きく影響しているものと考えております。

また、今後も生業として残っていくことが重要であります。ただ、現実には、生活様式の変化によって、洋紙やガラスの導入などにより障子文化がなくなり、需要が減ってきたことも事実であります。また、このままでは技術の伝承がなされなくなる可能性が非常に高く、そこで、技術を残していくためには、最初にも言いましたけれども、生業としていかにしていくのが大きな課題となります。

現在、本美濃紙保存会の会員は7名、研修生11名でございます。年代別の従事者は、70歳以上が4名、40歳以上が9名、30歳以上が5名となっており、30歳代の若手の職人も少しず

つではありますが育ってきております。こういった職人の方々にさらに技術の向上を図っていただくとともに、和紙の新しい可能性、こういったものを見つけ出していくことで、生業、あるいは技術の伝承に努めていただけたらと考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） 今の市長の答弁を聞きまして、私の心配事が杞憂であるのかもわかりませんが、しかし、今、でき得ることを網羅しながら、若い世代へ伝承し、和紙の新しい可能性を見出していける、そういう地盤を支え続けていこうとする、そういう点では同じだと考えております。これからもさまざまな視点から美濃和紙産業と技術伝承を見守っていくことを誓って、私のこの質問を終わりたいと思います。

2つ目の質問に入ります。

平成24年3月に国の認定を受けた美濃市歴史的風致維持向上計画に基づいた事業として、蕨生、上野を含めた和紙の里エリアを中心に取組みされてきました。

大項目1の質問でも取り上げましたが、ユネスコ無形文化遺産に登録された「和紙：日本の手漉和紙技術」のまさに中心となるエリアのさらなる充実に向けて、現在を検証し、見直し、今後を提案する和紙の里周辺活性化について、大項目の2つ目として質問いたします。この質問では、産業振興部長に答弁を求めます。

最初に、和紙の里周辺エリアにおいて、市が管轄する施設のうち、中核をなす和紙の里会館の入り込み客の推移、美濃手すき和紙の家旧古田行三邸、旧古田家住宅、本年オープンしました美濃和紙用具ミュージアム、蕨生にある勘兵衛さんの川屋等の利用状況、並びに整備計画の進捗など、現在の状況はどのようなか、答弁を求めます。

○議長（森 福子君） 産業振興部長 成瀬孝子君。

○産業振興部長（成瀬孝子君） 辻議員の御質問の2. 和紙の里周辺の活性化の1点目、現在の状況についてお答えいたします。

最初に、各施設の利用状況でございますが、美濃和紙の里会館の入館者数は、平成27年度5万3,545人、平成28年度4万1,930人、平成29年度3万9,301人となっております。

次に、美濃手すき和紙の家旧古田行三邸は、平成28年度は952人、平成29年度は601人、今年度は11月末現在710人で、隣接する紙すき工房は3件の利用がございました。

次に、旧古田家住宅は、管理をNPO法人美濃のすまいづくりに委託し、今までに移住定住イベントで2回、年間を通じて約360人の利用がございました。

次に、美濃和紙用具ミュージアムは、ことし7月オープン以来、小学生の社会見学など、11月末までで926人が利用されました。

次に、勘兵衛さんの川屋はデータをとっていないのでわかりませんが、ウォーキング大会のコースにするなど、見学される方が散見されております。

続いて、整備計画の進捗状況についてですが、美濃和紙の里会館は、平成28年度には開館以来初めて大幅なリニューアルをいたしました。

また、紙屋・川屋保存整備事業につきましては、伝統的な紙屋の様式を有する旧古田行三邸を平成27年度に改修し、平成28年度にオープン。勘兵衛さんの川屋につきましては、平成15年に市の有形文化財に指定し、所有者からの申し出により、一部修繕を行い、どちらも見学施設として一般に公開をしております。

〔7番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） 和紙の里のメインとなる和紙の里会館の入館者は、ユネスコ無形文化遺産登録以降はじり貧状態になっていますので、当然のことながらこの地区への入り込みも減少しているということは容易に推測できると思います。

関市洞戸の名もない池、通称モネの池への観光バスは日に何台も通るのに、和紙の里での停車はほとんどないような状況です。インスタ映えしないのかもわかりませんが、原因を考えてみる必要もあると思います。

次に、今、答弁を求めた市が管理している施設は、全て蕨生、片知の下牧地区にあります。しかし、かつて紙すきが最も盛んであった上野地区にはこうした市が管理している施設は一つも存在しません。

京都大学所蔵の「紙祖伝説」には、約830年前の1190年代、建久年間に美濃国武儀郡牧谷村の太田縫殿助信綱という人が紙をすき始めたという美濃市における紙すきの始まりに係るエビデンスを示す記述があり、上野にも歴史を残す史跡が存在しています。

また、御手洗の真木倉神社にも、助右衛門サのみじでおなじみの武井助右衛門の製紙に関する功績を示した製紙紀功碑が境内にあります。

ちなみに、蕨生地区にも、小保木に自費で製紙伝習所を建設し、蕨生における大判すきの改良技法を普及した沢村千松の製紙紀功碑もあります。

このような史実に裏打ちされた史跡もあり、今では故人となりましたが、太田秀雄さん初め、引退した後藤明さん、現役の石原英和さんは御存じの方も多いと思いますが、太田弥八郎さんも手すき和紙の達人の一人として、現在も紙すきをしておられます。

12月7日の中日新聞には、「和紙の聖地 本格修行」と題して、1992年から99年に美濃市に滞在して紙すきを学んだイレイン・クーパーさんが上野に住まわれ、居宅を改造して、紙すきの工房と自身の作品を展示するギャラリーを設けるということが紹介されました。私の居住区の上野にも美濃和紙を世界に向けて発信する、そういう拠点ができることになり、大変うれしいニュースとして喜んでいきます。

また、片知にも武井柳一さんがお見えになりますと最初の原稿には書いていました。武井さんは、製造工程の過程で不慮の事故に遭われて、1週間前に御逝去されました。まことに残念です。武井さんの業績に感謝するとともに、御冥福をお祈りしたいと思います。

このほかにも、手すき和紙の歴史をかいま見ることができる史跡、作業施設や家屋が今なら残っています。残すべきだと思っています。広く後世に伝承する美濃和紙千年プロジェクトには必要不可欠な要素だとも考えます。

そこで、小項目2番目の質問になりますが、今紹介した史跡、作業施設、家屋などが多く存在する上野地区や蕨生地区の今後についてどのように考えるのか、答弁を求めます。

○議長（森 福子君） 産業振興部長 成瀬孝子君。

○産業振興部長（成瀬孝子君） 2点目の、蕨生地区、上野地区の今後についてどのように考えているかについてお答えいたします。

蕨生地区及び上野地区は、平成23年に策定した美濃市歴史風致維持向上計画では、伝統的な手すき和紙の技法による和紙製造が行われている紙屋などを含む一体的な集落や、製造工程であるコウゾの寒ざらしが行われる板取川や、それにつながる小河川などとその周辺一帯に広がる山々などの自然環境と紙すき集落の信仰の対象である長蔵寺を含む範囲として、約908ヘクタールが重点区域として位置づけられております。

上野、蕨生地区に関しましては、計画の中では和紙の里環境整備事業を実施する予定になっております。ここでは、道路の美装化、建物の修理・修景事業、看板設置などを行うことや、来訪者に手すき和紙の生産現場を見ていただき、和紙文化や和紙産業に対する理解を深めていただくとともに、歴史的な景観を保全していくこととなっております。

しかしながら、全体を進めていくには多額の経費がかかりますので困難であり、まずは典型的な紙すきの家として旧古田行三邸の整備を行ったところでございます。

かつて武儀郡内では約3,700軒の紙すきの家があったと聞いております。今後、この紙に関する歴史的な背景や紙の文化については、うだつの町並みと連携させながら、和紙の里において紹介し、和紙の里の活性化につなげてまいります。

〔7番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） 莫大な経費がかかるから困難である。そういう理屈はよくわかりますが、しかし、維持向上していくという計画があるのですから、地域内にある魅力を地域住民が発信するためにも、わずかながらでも粛々と取り組んでいくことは必要だと思います。地域の力も借りながら進めていくことも一つの方法ではないかと考えています。

それでは、3番目の質問になりますが、3番目の質問は提案になります。

上牧、下牧地区には、今まで述べてきたことを含め、まだまだたくさんの歴史的、文化的な財産もあります。上野の長蔵寺、美濃市最古の臨済宗の寺院ですが、ここには国の重要文化財「長蔵寺舍利塔及び須弥壇」、県指定文化財「白山三社本地仏図」、市指定文化財の「開山和尚像」「覚源禅師墓」「不動明王図」を所蔵しています。

また、御手洗の真木倉神社の330年前に造営された本殿は、江戸時代初期の貴重な本殿建築として県文化財の指定を受けており、社宝である獅子頭も700年前、鎌倉時代末期の作品で、これも岐阜県指定重要文化財であります。

乙狩の板山にはサンショウウオが生息する滝神社もあります。

このような上牧地区のポイントと、先日、蕨生地区で開催された和紙の里ウオーキング大会のコースを合体させてマップにしたり、周遊ルートとして紹介したりすれば、和紙の里会

館を拠点とした「和紙に育まれた歴史と紙づくりの里を堪能できる風景」などと銘打って、にぎわいの創出が可能な環境が整備されるのではないかと考えます。

あわせて、市街地の今井家住宅やあかりアート館と和紙の里会館入場券セットのように、和紙の里会館をメインに、美濃手すき和紙の家旧古田行三郎や美濃和紙用具ミュージアムの入館券セット、旧古田行三郎での紙すき体験は現在行われているミニ版での紙すき体験の上級コースとして、手すき和紙職人希望者にはいつでも体験できる仕組みづくりなど、今ある施設に加え、地元の史跡、歴史や文化、さらには緑に囲まれた自然を結びつけ、今までの個別の木を対象としてきた施策にさらに多くの関係する木々を加え、森として捉える「和紙の里会館を拠点とした和紙に育まれた歴史と紙づくりの里」として充実を図ることを提案しますが、どうでしょうか。

○議長（森 福子君） 産業振興部長 成瀬孝子君。

○産業振興部長（成瀬孝子君） 3点目の、和紙の里会館を拠点とした和紙の里を充実してはどうかについてお答えいたします。

和紙の里周辺の誘客につきましては、現在、長良川おんぱくによる体験ツアーや和紙の里ウオーキング大会の実施、民間団体による和っしょいマルシェの開催、ツアー・オブ・ジャパン美濃ステージのゴールなど、市民のお力をお借りし、多くの人が集まり、地域の活性化につながるようさまざまなイベントを開催しております。

また、和紙の里会館を中心に、わくわくファーム創造館の活用や川屋、旧古田行三郎の修繕など、その活性化に向けて一体的な整備を進める中で周辺の活性化を進めております。

なお、現在、十分に認知されていない史跡などがありますが、新たな地域資源として発掘し、整備することにより、さらなる誘客に努めてまいります。

〔7番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） 和紙の里会館を中心にして、施設の活用や修繕を行い、活性化を一体的に進めること及び史跡を新たな地域資源として取り入れて充実させていくこと。前向きな答弁の実施に期待し、見守るとともに、地域住民の一人として、和紙に育まれた歴史と紙づくりの里に向けて取り組んでいきたいと思っております。

これで2番目の質問を終わって、3番目の質問に入りたいと思っております。

3番目の質問は、市営駐車場の有料化についてです。

市営駐車場を所管する担当課は、市民生活課及び美濃和紙推進課があります。民生部市民生活課が総括しておりますので、民生部長に答弁を求めます。

この問題については、平成24年3月議会から私の議員活動の課題の一つとして取り組んできました。

有料化の試験運用が始まったのは、もう4年も前にさかのぼりますが、平成26年8月からです。試験運用というからには、運用結果を検証し、何らかの結論を出すのが流れだと思っています。

昨年の平成29年第3回定例会においても質問させていただきましたが、そのときの答弁では、市内にある市営駐車場は、地元の関連も含め、それぞれ多くの課題を持っているが、今年度中をめどに有料化する場所と無料の場所を方向づけるというものでした。また、本年3月の質問でも、観光客が一時的に利用できる駐車場については一元化を図り、民間活用の方で検討するという答弁をいただいております。

こうした経緯から、事業評価がどのようになされているのか。より効果的な運用につながるための研究や対策にどのような取り組みをしているのか。今年度に入ってから、動向はどのようになっているのか等々を踏まえ、協力金徴収を試験運用として始めてから相当年たっているが、今後はどのようなかについて答弁を求めます。

○議長（森 福子君） 民生部長 篠田博史君。

○民生部長（福祉事務所長）（篠田博史君） 協力金徴収の試験運用を始め、相当年たっているが、今後はどのようなかについてお答えいたします。

今までに市営駐車場の有料化に向け、適正で効果的な管理運営のため、さまざまな検討を行ってまいりました。

昨年度に、ある議員から、市営駐車場を駐車場運営会社に一括して委託したらどうかと御提案をいただき、数社に対して相談をしましたが、投資に対する収入が見込めないということで参入されるまでには至りませんでした。今後も民間活力を活用する意向ではございますが、現状では困難であると判断しました。

一方で、平成26年から加治屋町駐車場では協力金方式にて管理運営を行っておりますが、見込みより多くの収入を得られていることや、長時間駐車や私物化などの駐車マナーも改善されていることが認められております。以上のことから、市営駐車場については協力金方式で有料化を進めようと考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） 観光客の一時利用に供する駐車場については協力金方式で有料化を進めるという答弁は、これまで取り組んできたことの成果として高く評価したいと思います。

最後の質問に移ります。

一部市民の声として、観光バスの駐車場では無料で駐車しているバスが相当数あるということを知っています。同じように、協力金という形態の料金箱設置は、協力金を払わない駐車もまた可であるというふうに解釈されても差し支えない状況だとも考えます。

利用台数の推移は、毎年大きな変化がないような結果報告は決算時にいただいておりますが、美濃の町並みには観光客の増加を伺うことができます。

関市のバスターミナルのような、最初2時間まで無料、あとは1日単位で料金が加算されるなど、検討する価値は大いにあると考えています。市内の方々には、ちょっとした買い物などで利用していただいても負担をかけることにはならないし、観光客も安心して駐車できます。

観光バスの駐車に関しては、シルバー人材センターや近隣のシニアクラブへ30分単位程度の見回りを委託することで適正な料金徴収が可能になれば、これを1年間続けて積み上げるのかなり大きな収入源として期待できるというふうに考えております。

現在の料金前納システムは、初めての利用者、特に高齢の方には自分の車の番号を入力するときに3桁番号の場合などは何回もやり直すうちに、もう面倒になってしまって、協力金を納めずに、気持ちはあっても料金を納めないで駐車をしておくというようなことが多くなります。

障がい者の研修などで観光広場を集合場所に指定しまして、駐車料金の支払いを参加者にお願いしているんですが、そういう場合でもうまく払えない人が多いので、私たちがそばについて指導して対応してもらっているような現状もあります。何回か利用していただいている人たちでもこのような状況なんですから、初めて利用される方にはちょっと厄介な料金システムになっていると思います。

利用しやすい発券機に変更すると、またちゃんとお金を払ってくれる利用者もふえて、料金徴収額もふえるはずだと思います。発券機をかえることによって、多少経費がかかっても、初期投資、またはリース代金はすぐにペイできるのではないかというふうにも考えます。こういった改善はできないのかなあというふうに思います。

このほかに、以安寺山、広岡町交差点の南、福社会館及び会館に隣接する駐車場、小倉公園や文化会館の利用に使われる周辺の駐車場、さらには美濃病院、市役所の駐車場もいろんな事例を検証しながら有料化を目指すことで、少しでも維持管理費を補填できる財源につなげる仕組みを講じる必要があると考えますが、この点を踏まえ、全ての市営の駐車場を有料化する展開について、どのように考えるのか、答弁を求めます。

○議長（森 福子君） 民生部長 篠田博史君。

○民生部長（福祉事務所長）（篠田博史君） 全ての市営駐車場への展開はどのようなことについてお答えします。

これまでの検討結果を踏まえ、加治屋町、俵町、殿町の3つの市営駐車場を早期に有料化を行います。

なお、公共交通機関を利用した通勤者や旅行者のための広岡町駐車場と、公園利用者のための小倉公園駐車場、泉町駐車場、さらに整備中の以安寺山への来訪者のための以安寺山駐車場の4つの駐車場は従来どおり無料での運営を考えております。

また、公共施設附帯の駐車場も、利用者の利便性の確保のため、従来どおりの運営を考えております。

なお、議員御指摘の観光バス駐車場においては駐車料金徴収の徹底を、また観光ふれあい広場駐車場の発券機に関しましては、機器更新時に利用者の利便性の向上を図るよう検討してまいりますので、御理解を賜りますようお願いをいたします。

〔7番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） 市営駐車場を観光客の一時利用駐車場、公共交通機関利用者のための駐車場、公共施設附帯の駐車場、それぞれ利用目的に相応した活用方式の提案には賛成したいと思います。

また、今後の検討を約束いただいた観光ふれあい広場駐車場の発券機については、隣接する（仮称）市民わくわくふれあいセンター駐車場もあわせて、相当数の駐車台数の収容が可能なことから、無料時間帯を定めた有料駐車場として機能が発揮できる、そういう発券機の設置につながるよう、さらに検討を重ねていただくとともに、観光バスの違反駐車料金の徴収にも適切な対策を講ずることを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

市長には、大変答弁を急がせるようなことで、早口で答弁をお願いしましたが、時間がちょっと余りましたので申しわけなかったですけど、ありがとうございました。これで終わります。

○議長（森 福子君） これより昼食のため休憩いたします。午後1時から会議を開きます。
休憩 午前11時51分

再開 午後1時00分

○議長（森 福子君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番 豊澤正信君。

○1番（豊澤正信君） 皆さん、こんにちは。

議長より発言のお許しをいただきましたので、私は、発言通告書に従い、一般質問、和紙の伝統文化の継承についてを産業振興部長に一問一答にてお尋ねをいたします。

1,300年の歴史を誇る美濃和紙は、2014年11月に本美濃紙がユネスコの無形文化遺産に登録されました。

何項目かの指定要件をクリアした本美濃紙が美濃和紙ブランドの頂点になり、美濃手すき和紙、美濃機械すき和紙と分類されて、美濃和紙の用途が広がっていきます。

本美濃紙の使用用途については、障子紙、文化財修理用紙に使われているようです。実際に使用された場所は、京都迎賓館の回廊、そして障子、照明とありました。地元の文化が高貴な場所で使用されることは本当に市民としても誇り高いことだと思っています。

私も、地産地消の立場で世界遺産に登録された本美濃紙製の扇子を手に入れて、恐る恐るあおいでみました。ほのかにお香の香りが印象的で、ああ、これが世界遺産の風なんだなあと感じて大切にしております。

先日、新聞の記事に、「和紙作家の英国のクーパーさん、美濃市に拠点 本格修行」との見出しに、美濃市のことを和紙の聖地と言っているようです。和紙の関係者は別格にして、市民はそこまでの認識があるのでしょうか。地元美濃市も地産地消の意味で和紙の意識を高めていく必要があると思います。

そして、新しいことを企画して、提案して、仮に市民に書道を薦めたり、家の新築の際は

障子の部屋をつくったらどうですかと薦めても、その人のライフスタイルにそぐわないとなかなか難しい話だと思います。市民の認識を高めるには、既に市内で定着していて、和紙文化を推進する雰囲気づくりに格好な題材を探すことが私は一番の近道だと思います。

そこで、思い当たりますのが、4月に行われる美濃まつりの花みこしです。全町内の花みこしが使用している紙は、市内の製紙会社が抄造するパルプ100%、機械すき和紙を使用しております。現在はブランド化こそなっていないませんが、十分に美濃和紙と呼べるものを使用しております。

花みこしの歴史に関しましても、1850年代には既に花みこしの原型となるみこしの形で参加した記録が残っております。当初の花みこしは屋根部分に数本の花がつけられた質素なものでしたが、昭和に入ると、美濃紙の産地らしく花の数がだんだんと多くなり、昭和40年あたりからは竹刀300本ほどの形が定着してきました。みこしは、歴史的な立場から見ても申し分ありません。

花みこしの伝統文化を守っていくに当たり、町内によっては年末、そして正月明け早々から和紙の染めつけ作業が始まり、各家庭に配られ、こよりに通され、花を竹刀に巻きつける花巻き作業と大変な手間をかけております。でき上がった花を、ある店舗では早い時期から玄関先に飾られ、一足早い春を観光客に感じていただいております。

しかしながら、観光客からは、美濃市はすばらしいものがありながらPRが下手ですねとよく言われ、耳が痛いのですが、先日の美濃市で行った和紙サミットの折にも、文化会館のステージの上には花みこしの花をあしらった垂れ幕と、ステージ袖には実際のみこしの花が飾ってあったにもかかわらず、美濃市をアピールする映像の中で花みこしのことには一切触れず、初めて美濃市へ来た方には、ステージで飾ってあった花の意味が伝わらなかったというふうに思っております。

そこで、今回の質問は、この花みこしを和紙の文化の一環で情報発信したいというふうに思っております。花みこしは今までも祭りで皆さんの目に触れてきましたが、いま一つ、美濃和紙文化の関連が薄かったようで、美濃市ならではの和紙文化のアピールに美濃和紙と花みこしを関連づけて、皆さんに伝えていきたいというふうに思っています。

和紙の産地、美濃市だからこそ花みこし。華やかだけではない和紙が育てた文化だと。美濃市のポテンシャルを引き出す格好の題材だと私は思っています。美濃和紙花みこしなんていう響きはどうですか。

それでは、質問に入りますが、美濃和紙の文化をアピールするために美濃まつりの花みこしを活用したらどうか。産業振興部長、お聞かせください。お願いいたします。

○議長（森 福子君） 産業振興部長 成瀬孝子君。

○産業振興部長（成瀬孝子君） 豊澤議員の御質問の1点目、美濃和紙の文化をアピールするために、美濃まつりの花みこしを活用したらどうかについてお答えいたします。

平成24年3月発刊の「美濃市の文化財」によりますと、美濃まつりの主役である花みこしは、1853年に原型となる花みこしが初めて登場し、昭和初期、各町内の若衆が美濃和紙の産

地らしく、竹刀竹に紙の花をつけ、みこしの上に300本の竹刀を取りつけ、うだつの上がる町並みを乱舞したとあり、今もなお続いており、美濃和紙と花みこしは切り離すことができないものと認識しております。

今まで、花みこしは美濃市の観光ポスターに活用することや、観光資源の目玉として、大阪万博や愛・地球博、岐阜清流国体、大阪御堂筋パレード、ハワイなどへ出演いただき、美濃和紙のPRに一役も二役も買っていただきました。

美濃まつりは、美濃市民の方々にとってはかけがえのない、素晴らしいお祭りとして捉えられており、今後は関係者の御協力を得ながら市内外に向けて発信し、美濃市の観光産業の振興に努めてまいります。

〔1番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 1番 豊澤正信君。

○1番（豊澤正信君） わかりました。

次の質問に入らせていただきます。

次に、寄贈を受けた大滝文庫について質問をいたします。

ことしの6月に寄贈記念展が開催され、6月の議会の中で一般質問をさせていただきました。

蔵書の内容は全てが紙に特化したもので、江戸時代から現代までを網羅した約3,500冊が、個人の方が集められたものとしては全国的に見ても有数なものであり、和紙の里会館で収蔵し、紙の研究者や紙職人に活用していただけるようにしたい。蔵書リストをつくり、ホームページの公開、紙に関する研究は美濃に来れば全てが解決するなど、美濃市の和紙文化の魅力につながればとの発言がありました。私も、美濃市、そして和紙の里会館の宝になると思っています。

半年がたった今日、蔵書リストの作成やホームページの公開に向けての準備、進行状況など、どうでしょう。

質問に入らせていただきます。

寄贈を受けた大滝文庫の今後の展開はどのようなか、産業振興部長にお尋ねをいたします。

○議長（森 福子君） 産業振興部長 成瀬孝子君。

○産業振興部長（成瀬孝子君） 2点目の、寄贈を受けた大滝文庫の今後の展開はどのようなかについてお答えいたします。

ことし6月に故大滝国義様の御家族から寄贈を受けた3,516冊の蔵書につきましては、日本でも有数なものであり、寄贈を受けたときに美濃和紙の里会館で企画展を開催したところでございます。

現在、調査を進め、蔵書リストの作成、並びに公開に向け、図書室の整理を行っている段階でございます。整理ができれば、蔵書の一部につきまして会館内に常設展示し、紹介ができるようにと考えております。

あわせて、蔵書リストにつきましては美濃和紙の里会館のホームページ上で公開し、国内

外に向けて情報を発信してまいります。

いずれにしましても寄贈していただいた大切な書籍でございますので、故人や御家族の意思を反映し、美濃市を訪れば紙の全てがわかるよう、研究者を初め、和紙職人、紙に興味のある方々に広く見ていただき、和紙についての見識を広めていただくことに活用していきたいと考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 1番 豊澤正信君。

○1番（豊澤正信君） ありがとうございます。

大滝文庫の展開も楽しみにしております。

美濃市はよいものがありながら、活用が下手だと観光客からよく言われる。温故知新のごとく、過去のことを調べたり、そこから新しい知識や考え方を得ることだと私は思っています。歴史の中から美濃らしさ、そして長い歴史の中で市民が守ってきた美濃のエネルギーを大切にしたいと思います。

ありがとうございました。これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（森 福子君） 次に、3番 梅村栄一君。

○3番（梅村栄一君） 皆さん、こんにちは。

私は、発言通告に従い、一般質問として、予算編成における行政評価の取り組みについてを総務部長に、木のものづくりによる林業の活性化についてを産業振興部長にそれぞれ一括にてお尋ねいたします。

まず、1つ目として、予算編成における行政評価の取り組みについて、総務部長にお尋ねいたしますが、本年10月、美濃市の平成31年度予算編成方針が市役所内各部署に示され、その具体的内容は市ホームページでも公開されているところです。

そこで、その中身について見てみますと、(1)平成31年度予算の基本的考え方では、費用対効果を考え、行政評価を実施しつつ、市民の目線に立った真に必要な施策と事業を選択し、限られた財源でより効果的な施策の展開を図るため、事業の一層の優先順位づけと予算のさらなる重点化に向けた最大限の取り組みが必要であること及び現場主義を徹底し、市民からの意見や声のもと、市民満足度の向上を図るため、優先順位づけによる施策と事業の選択及び予算のさらなる重点化を図りながら、施策の基本目標の実現に向けた重点事業を推進し、行財政改革の歩みを着実に進めつつ、次世代への過度な負担を残さない、住みたい、住み続けられる、活力ある「笑顔あふれる元気な美濃市」に向けた持続可能なまちづくり予算を編成するとあります。また、このことは、(3)市の予算編成方針についての1. 一般会計の予算編成方針中の1. 基本方針でも同様に述べられております。

そこで、行政評価の実施と市民の目線との関係でお尋ねしますが、行政側は、各種事業を実施する際、日常生活を送る市民の目線がどこにあるのか常に把握しておく必要があるのは、本予算編成方針に記載されているとおりですが、その把握と行政の反映手法については、より市民生活に密着した方法を用いることが望ましいのではと思うところです。

現在、市側において実施されている行政評価について見てみますと、公開されている市ホームページでは、平成26年度分から平成29年度分までの行政評価がなされており、例えば80ページほどの平成29年度施策評価表では、将来目標や実績が数値指標として示され、まとめとして、達成状況評価や課題、来年度目標が記載されているところです。あわせて、行政評価についてとして、その目的や期待する効果、評価概要も記載されていますが、目的欄には、「住民ニーズに基づく、よりよいサービスを効果的・効率的に提供することを目的として、行政経営の効果について、目標を明確にして、客観的な評価を行い、その評価結果に基づく改善を次の行政経営の企画立案、実施に反映します」とあります。

評価書に記載されている評価の主体が誰であるのか明確に記載されておりませんので、その詳細は不明ですが、市側で把握された数値を客観的数値として捉えた担当部署による評価ではと预料されるところです。

しかしながら、今後ますます厳しい財政運営が求められると言われている中で、市が行う事業の選択と集中及び、いわゆるP D C Aサイクルの励行は欠かせない取り組みでありますし、その適切な実施が求められるところですが、これらについて、具体的に行政評価を実施するに当たっては、私は客観的評価に透明性も加えることが重要ではないかと思うところです。

指標の公平性や妥当性、進捗状況の把握等において、多様な角度から数値や内容を審議し、客観性を高めていく必要があると思いますし、市民の誰もが各種事業の行政施策の実施についての評価内容を理解できることが望ましいのではと考えます。

そのためには、評価のより客観性、透明性を高めるため、市民の視点による外部評価の導入が望ましいのではと考えます。

具体的には、行政評価を行う機関として、高齢者、子育て世代、若者といった各階層の市民や学識経験者らで構成される行政評価委員会といったような組織を設けて、行政が実施している各種事業についての市民意見を評価に加えるなど、より市民の目線に立った行政評価が望まれると考えますが、このことについて、総務部長のお考えをお尋ねいたします。

次に、2つ目として、木のものづくりによる林業活性化について、産業振興部長にお尋ねいたします。

この質問の端緒は、新生児の生後1年目の誕生日に市から贈呈されている「つみあゆ」について、保護者の皆さんから、高価な木のおもちゃがいただけて、子供も喜んでありがたいけれど、2人目以降の子供さんにも同じものときがあり、できれば違ったもの、あるいは数種類から選べることであればもっとありがたいとお話をお聞きしたところです。

このことについて、福祉担当部署にお話を伺ったところ、「つみあゆ」については同じもの、違ったもので、保護者側の受けとめ方の違いもあるところ。今後は、市内産木材を活用して、みの木工工房FUKUBEなどで、市内の木工業者において、木育も念頭に木のおもちゃを製品化し、行く行くは美濃市の特産品づくりとその活性化にまで成長させたいとの期待もあるとのことでした。

また、林業振興担当部署に、さきに開所したみの木工工房FUKUBEの利用状況や木工業者の事業実施見通し等をお尋ねしたところ、人材育成も視野に、まずは木工業者とその生産性の確保が課題とのお話でした。

そこで、課題の克服のための方策の一つとして、今後、みの木工工房FUKUBEの活用のあり方のほか、全国に向けた特産品アピールとして、販売側の意向を踏まえたふるさと納税の返礼品に加える等も視野に、特産品づくりとそのPRをどのように進めていくのかについて、産業振興部長にお尋ねいたします。

○議長（森 福子君） 総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） 皆さん、こんにちは。

それでは、予算編成における行政評価の取り組みについて、市民各層による行政評価委員会の設置が望ましいのではないかについてお答えいたします。

行政評価とは、行政活動の目的を明確にしながら成果目標を設定し、活動に要した予算、成果物等を総合的に勘案して評価を行い、その結果を次年度以降の活動に反映させていくことを目的としています。

行政評価は、政策評価、施策評価、事務事業評価の3階層に分けられていますが、美濃市では施策評価、事務事業評価について実施しています。

事務事業評価の内容は、事業の目的、実施内容、事業費・人件費等のコストを把握し、事業の妥当性や課題を精査し、それに対する改善内容や今後の方向性等を検証しています。

また、施策評価においては、事務事業評価をもとに、目標達成に向けた事業の優先度を判定し、来年度の目標等を設定しております。その結果については市ホームページで公表し、わかりやすく説明しております。

なお、政策評価につきましては、少子・高齢化や教育問題、喫緊の課題など、行政として判断し、施策展開していくものと考えています。

評価方法につきましては、行政みずからが行う場合が一般的であり、美濃市においても、監査法人の指導、助言を受けながら、職員により1次、2次評価の2段階で実施していますが、外部委員を入れて評価を行っている市町村もございます。

しかし、外部委員の選任においては、評価における利害関係や適正な評価基準をどうするかなど検討課題も多くあります。市としましては、市民がやがや会議や自治会長との懇談会など、市長を初め市幹部が市民の皆様と直接お話をさせていただく機会や、市長へのメール・手紙などでさまざまな御意見、御要望をお聞きし、市の事業に反映させていきたいと考えておりますので、当面は現状の行政評価を実施していきたいと考えております。

○議長（森 福子君） 産業振興部長 成瀬孝子君。

○産業振興部長（成瀬孝子君） 木のものづくりによる林業の活性化についての1点目、みの木工工房FUKUBEの活用のあり方のほか、木工特産品づくりとそのPRをどのように進めていくかについてお答えいたします。

ことし6月に、旧下牧小学校の2階、3階の一部を活用し整備をいたしましたみの木工工

工房FUKUBEは、市産材を活用した木のおもちゃなどの林産工芸品や木工製品を企画、製造、販売する施策として、地方創生事業のうち、仕事をつくることを目的として整備した施設でございます。

木のおもちゃを通して、子供、特に幼児から小学生を対象に、木工を学べる、そして遊べる施設として運営することとしております。

開所以降、市内の木工団体が当施設の木工作業室を利用し、現在、商品化に向けて木のおもちゃの設計、試作に取り組んでおります。試作案としましては、幅広い年齢層に受け入れられるように、幼児向けのおもちゃ、小学生を対象とした組み立て式のおもちゃ、また中学生以上を対象とした、さらに遊べるゲームなどを考案中でございます。

試作品を商品化するためには一定の時間を要することや、販売につなげていくためには地道な努力を重ねていく必要があると考えております。試作品が商品化された折には市の特産品としてPRすることや、ふるさと納税の返礼品にするなど販売促進に努めてまいります。また、小学生を対象に木工教室なども開催し、ものづくりの楽しさを提供していくこととしております。

〔3番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 3番 梅村栄一君。

○3番（梅村栄一君） ありがとうございます。

まず1点目の、予算編成における行政評価の取り組みにつきましての御答弁にもありましたように、平成26年3月に総務省が公表した地方公共団体における行政評価の取り組み状況等に関する調査結果によれば、行政評価を実施している市町村のうち、外部有識者による評価は4割で実施しているとの結果が出ていますし、外部評価に期待することとして、行政運営の効率化、行政活動の成果向上、職員の意識改革に加え、住民への説明責任の確保などが上げられています。

これらを踏まえれば、外部評価の導入には事務作業や調整等の負担が大きくなることに課題も生じると思いますが、行政評価による改善の実効性を担保するために、外部評価の実施と評価結果及びその予算への反映状況を公表することも重要であり、こうした第三者のチェックによる緊張感が評価結果を改善につなげる取り組みを促進すると考えられますし、問題点を掘り起こし、改善を実施した部署や職員が評価される仕組みを検討するなど、職員が負担に見合う成果を実感できるようにすることもPDCA効果につながるのではと考えます。

今後、課題と見込まれる効果等を比較いただきながら、外部評価の導入について御検討いただくよう、再度お願いいたします。

また、2つ目の質問の、木のものづくりによる林業の活性化につきまして、みの木工工房FUKUBEの取り組みは、市内及び県内産木材等を活用するための林業振興施策の一つであり、これを契機として、既存及び新規参入される木工業者の採算性に見合った特産品づくり等の事業展開が行われ、人材育成や生産性の向上が進むことを期待いたします。

また、市統計によりますと、市内面積の約8割は山林ですが、現状の市内山林の多くは、

所有者や従事者の高齢化、木材需要の低迷等を大きな要因として、耕作放棄地と同様の放置状況にあり、このままでは鳥獣被害の拡大や、さきの台風21号による倒木被害を上回る自然被害も想定されるところであり、その先には景観や防災への課題も聞かれるソーラーパネルの林立も懸念されるところです。よって、今後、この約9,200ヘクタールに及ぶ山林をどのように活用していくのかは美濃市における重要な課題の一つと考えます。

現在、林業に関する計画としては、県による平成28年度策定の第13次長良川地域森林計画書や、32年が経過した美濃市林業振興地域整備計画書がありますが、今後、針葉樹林、広葉樹林のすみ分け、里山保全及び特産品づくりやその振興も含めた美濃市における総合的な林業振興計画の策定を御検討いただければ幸いです。

以上2点、御要望等をお願いいたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（森 福子君） 次に、2番 梅村辰郎君。

○2番（梅村辰郎君） 皆さん、こんにちは。

議長より発言のお許しをいただきましたので、私は、発言通告書に従い、一般質問、一般県道上野・関線の（仮称）新大矢田トンネルを含めたバイパスの進捗状況と今後の予定はどのようなかについて、一括にてお尋ねいたします。

県道上野・関線は、洞戸及び牧谷方面から岐阜方面へ通勤される方を含め、多数の方が利用する道路であるとともに、通学バスが利用するなど、非常に重要な道路であります。しかしながら、大矢田トンネルを含む前後の道路については道路の幅員が狭く、急勾配の上、カーブが連続し、車のすれ違い時には大変危険な状況となっております。また、冬の雪が降った折にはスリップ事故等が多発するなど、交通の支障となっております。

そのような中、岐阜県は以前から（仮称）新大矢田トンネルを含めたバイパスの建設を進めていただいております。

私が2年ほど前に進捗状況について質問をさせていただいた際には、地質調査やトンネルの詳細設計、用地買収等を進めていただいているとの答弁であり、現地でも工事が進んでいる感じは余りしませんでした。しかし、昨年度よりトンネルの取り付け道路の工事が始まるなど、地元として長年の夢であったトンネル本体工事の着手にも期待が膨らみます。

そこで、（仮称）新大矢田トンネルを含めたバイパスの進捗状況と今後の予定はどのようなかについて、建設部長にお尋ねいたします。よろしく申し上げます。

○議長（森 福子君） 建設部長 古川雄太君。

○建設部長（古川雄太君） 皆さん、こんにちは。

（仮称）新大矢田トンネルを含めたバイパスの進捗状況と今後の予定はどのようなかの御質問をいただきましたので、お答えいたします。

まず、現在の進捗状況でございますが、用地の取得につきましては、取り付け道路の区間も含め全て完了しております。

また、工事の状況につきましては、半道側では現大矢田トンネルと本バイパスをつなぐ道

路の工事を、西洞側ではトンネル抗口に向けたバイパスの工事を進めていただいているところ
です。

今後の予定についてでございますが、岐阜県に確認したところ、本年度中にトンネル本体
工事の契約を締結できるよう手続を進めていると伺っております。契約が締結されれば、工
事準備期間を経た後に、工事に着手していただけることとなります。

一般県道上野・関線は、地域住民には欠かせない生活道路であるとともに、岐阜方面へ通
勤される方が多く利用され、また災害時における第2次緊急輸送道路にも指定されている非
常に重要な道路であります。

そういった中、議員御指摘のとおり、現道は幅員狭小、線型不良であり、交通の支障とな
っていることから、市としましては、本バイパスが早期に完成するよう県に対し引き続き要
望してまいります。

なお、今回の議会では、現大矢田トンネルを含む現道を市道として認定していただくよう
お願いをしておりますが、市道認定をしましても、本バイパスの開通までは現道の維持管理
は岐阜県で行っていただくことになっております。

また、県には、今年度、現大矢田トンネルの補修工事を行っていただいておりますので、将来、市
の管理となった以降、当面負担とならないよう配慮いただいておりますので、御報告いたし
ます。

〔2番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 2番 梅村辰郎君。

○2番（梅村辰郎君） 御答弁ありがとうございました。

（仮称）新大矢田トンネルを含めたバイパスの開通は、地域住民はもとより、牧谷方面及
び関市洞戸、板取地区住民の長年の夢であり、早期完成に向け、県への積極的な働きかけと
積極的な協力を要望し、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森 福子君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午後1時42分

再開 午後1時52分

○議長（森 福子君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 古田豊君。

○9番（古田 豊君） 皆さん、こんにちは。

私は、一問一答の質問で、人口減少対策についてと固定資産税と相続税についての2点に
ついて質問をさせていただきます。

まず、人口減少対策についての1つ目の質問、美濃市における若年層の転入・転出の状況
はどうかについて、総務部長にお尋ねします。

先般公表されました平成31年度の予算編成方針では、人口減少対策と地域経済活性化対策
に取り組むために、「仕事をつくる」「人を呼ぶ」の視点に立ち、予算を策定するとされて

います。

そこで、日本の人口構造を見てみますと、2025年には団塊の世代が75歳を迎え、2040年には団塊ジュニア世代が65歳を迎えるという超高齢社会が待ち受けており、今後、医療・介護といった社会保障費が増大して財政が圧迫され、経済活動が停滞することが危惧されています。

このような社会の到来を受け、高齢者自身が活躍できるまちづくりが求められると同時に、持続可能なまちづくりを進めるためにも若い世代が暮らしやすい環境づくりが大事だと思います。

美濃市においても若年層が減少して、高齢化率が上昇しており、社会保障制度の持続という面でも懸念があります。このため、高齢化対策という切り口ではなくて、美濃市で生まれ育った若者にいかにして美濃市に残ってもらうことができるのかをもっと真剣に考える必要があると思います。

私は、これまでも人口減少対策についていろんな角度から意見を申し述べてきました。今回は、住宅団地ができ、そこに子供や大人がたくさん住むようになって、20年くらいたつと、そこで生まれ育った子供たちが大学進学や就職を機に都会へ居住を移してしまい、高齢者ばかりが残ってしまっている現状から、長期的な視野で考える人口増には結びついていないという問題について申し上げたいと思います。

まず1点目として、美濃市における若年層の転入・転出の状況はどのようなかについて、総務部長にお尋ねをいたします。

○議長（森 福子君） 総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） 人口減少対策についての1点目、美濃市の若年層の転入・転出の状況はどのようなかについてお答えします。

平成27年10月に策定しました美濃市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンによると、本市の人口の転入・転出、いわゆる社会動態の状況としては、昭和55年からほぼ一貫して転出超過で推移しており、最近では毎年100から200人程度の転出超過となっています。

転入の主な理由は住宅事情によるもので、転出の理由として割合が高いのは、結婚等と職業上となっています。20年ほど前まで割合の高かった学業上の理由による転出は余り目立たなくなっています。

年齢別の状況ですが、2017年の美濃市の日本人移動者数のデータでは、転出者が合計572人で、このうち若年層と言える20歳代と30歳代は351人で、全体の6割を占めています。転入者は合計392人で、全体としては180人の転出超過となっていますが、これも20歳代と30歳代の転入者は合わせて265人で、全体の7割近くを占めています。

20歳代では就職、結婚による転出が多い一方で、30歳代より上の層では、子供の就学前の時期に住宅等を購入してUターンする方が、転出者を上回らないまでも一定数いると分析しています。

〔9番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 9番 古田豊君。

○9番（古田 豊君） よくわかりました。

次に、2点目の質問に移りたいと思います。

美濃市で生まれ育った若年層の流出防止対策はどのようなかについて、総務部長にお尋ねをいたします。

中有知地区の現状をお話いたします。

御存じのとおり、今から40年前に整備されたさくらヶ丘や、20年前に整備された松倉台一丁目は、団地ができた当時には子供も大人もたくさんいたのが、現在では子供や若者がいなくなり、高齢者ばかりになっています。このため、なかなか人口がふえず、少子・高齢化が進み、人口が減少していくという状態に陥っています。

ことしから自治会が発足した美濃インター前の中央十丁目では、戸数が72戸で、自治会人口は291名であります。このうち、19歳以下は111名で、全体の38%を占めているそうです。その内訳は、ゼロ歳児から小学校6年生までの子供が90名おりまして、中学1年から19歳までの子供が21名おられるそうです。こういう子供たちが、20年もすると松倉台一丁目のようにほとんどいなくなるというのはいかにも寂し過ぎます。

そこで、美濃市で生まれ育った若年層の流出防止対策はどのようなかについて、総務部長にお尋ねをいたします。

○議長（森 福子君） 総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） 御質問の2点目、美濃市で生まれ育った若年層の流出防止対策はどのようなかについてお答えします。

議員御指摘のとおり、美濃市で生まれ育った若者にいかに美濃市に残ってもらうかは重要な課題ではありますが、若い有望な人材が市内にとどまらず、あらゆる分野で活躍する姿を見せてくれることは大変喜ばしく、否定できるものではありません。

市としましては、美濃市に住み続けておられる方はもちろん、都市圏などへ転出された方も、将来は地元で暮らし、活躍していただけるための施策を講じています。

仕事の面では、商工会議所と連携して、県外での就職説明会に出展する市内企業への支援、市外の大学等への市内企業のPR訪問、学生を対象とした市内企業説明会の開催などにより、市外の大学や高校から美濃市での就職を考える若者のU・I・Jターンの促進を図っています。

また、美濃市産業祭において多くの市内企業による体験コーナーを設け、市内企業の魅力を発信し、子供たちに将来市内に就職してもらえるよう努めています。

さらに、市内中小企業の先端設備等の導入に対する支援のほか、工場の拡張やサービス業を含む事業所の進出が円滑に行われるよう迅速に対応するなど、若い世代が安心して働くことができる雇用の場の確保に努めています。

暮らしの面では、若い世代が家族を持ち、安心して子供を生み育てられる環境づくりとして、留守家庭児童教室による子育てと仕事の両立支援、ファミリーサポートセンター事業に

よる地域での子育て支援、豊かな自然のもとでの木育の推進などに取り組んでおります。

さらに、赤ちゃん紙おむつ購入助成や、国が進める幼児教育・保育の無償化の先行実施、保育園、幼稚園、小・中学校の給食費補助制度、高校生の入院も含む医療費の無料化なども市独自の取り組みとして評価を受けています。

このほか、このような若い世代が美濃市に住み続けられるまちづくりを進める土台として、小・中学校においてふるさと教育を推進しており、地域の産業や歴史、伝統、文化に触れ、地域の方々と交流する体験を通じて、地元に対する愛着と誇りを醸成する取り組みに力を入れています。

こうした取り組みを根気よく継続していくことが重要と考え、国や県などと連携し、また支援を受けながら進めているところでございます。

[9番議員挙手]

○議長（森 福子君） 9番 古田豊君。

○9番（古田 豊君） よくわかりました。

それでは、次に、3つ目の質問、若年層の人口減少に対する今後の方策はどうかについて、総務部長にお尋ねします。

市内では、生櫛地区や吉川町地区でも区画整理事業が進行中ですし、大矢田、極楽寺地区や松森地区においても区画整理事業を実施したいという空気があり、事業実施に向けて研究会や準備委員会ができようとしています。こうした地区では、今後、住宅ができて、子供が生まれ、人口がふえていくと思われそうですが、ここで生まれ育った子供たちが美濃市に残って、美濃市で暮らすにはどうしたらよいのか。これこそ「仕事をつくる」「人を呼ぶ」のキャッチフレーズのもとに市政を進めている美濃市でございますので、有効な政策を立案すべきだと思います。

そこで、若年層の人口減少に対する今後の方策はどのようなかについて、総務部長にお尋ねします。

○議長（森 福子君） 総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） 御質問の3点目、若年層の人口減少に対する今後の方策はどのようなかについてお答えします。

議員の御質問にもございましたように、今後迎える2025年問題、2040年問題といった超高齢化社会への対応が市としても課題となっています。

最近の就業関連の統計を見ますと、ことし10月のハローワーク関管内の有効求人倍率は1.78で、比較的高い水準です。一方、職種別で見ると、若い世代が望む事務的職業の有効求人倍率は0.68と低い値となっています。このため、こうした職種を求めて若い世代が他の地域へ流出している可能性は考えられます。

市では、人口減少社会における美濃市の将来像を、この先、まちづくりの担い手となる若い世代とともに描くことを目的に、今年度、40歳代までの若い世代約30名が参加する美濃市「未来のカタチ」創造ワークショップを全3回の日程で開催しております。

第1回が11月に行われ、「美濃市の現状把握」をテーマに議論を深めました。参加者からは、「適度に田舎で、不便もなく、住環境としてはよいところ」「子育て環境はすごくよいのに、余り知られていない」「地域のつながり強く、地元愛にあふれているが、しがらみも強いいため、若者が流出している」といった意見が多く聞かれました。また、「人手不足と言われますが、若者が望む仕事が少ない」ことや、「空き家がふえて、使いたい人もいるのに、十分に活用できていない」など、若者のニーズとの間にミスマッチがあるとの意見があり、これを解消していく必要があると考えています。

今後は10年後の将来像を市民が共有しつつ、市の総合計画や総合戦略の策定作業の中で各施策を整理し、Uターンなどを考えている若者や、市外からの移住希望者のニーズにも応えてまいりたいと思います。

その方策としては、例えば商工会議所を初めとする地元産業界やNPO法人美濃のすまいづくりなどと連携して、子供たちが将来地元で働くイメージを持ってもらうためのキャリア教育を充実させることや、若者の起業支援、空き家バンクの充実と住居・店舗・事業所への活用促進などを複合的に取り組んでいくこと。また、住まいの面では、市内で宅地を造成し、住宅を新築される方への奨励制度の拡充などが考えられます。このほか、美濃市の仕事や暮らしの情報について、東京、名古屋、大阪にある県の移住・交流センターと連携して、積極的に発信していく必要もあると考えています。

[9番議員挙手]

○議長（森 福子君） 9番 古田豊君。

○9番（古田 豊君） ありがとうございます。

要望しておきたいと思います。美濃市では、人口減少に対しても新しい補助金制度や新しい事業に取り組んでおられますが、第5次総合計画で立てた2万1,000人の人口目標は守れておりません。小さなことをこつこつと行うことも最も大切なことだと思いますが、もっと大きな夢のある事業も必要なのではないかと思います。

例えば岐阜県庁が建てかえられるそうなので、その県庁を美濃市へ誘致したら、飛騨地方からも東濃地方からも西濃地方からも便利がよくなるので、ぜひ美濃市へ誘致したらどうかと言われる方も見えますし、福岡県筑後市は人口4万8,000人の市ですが、福岡ダイエーホークスのファームの本拠地に名乗り出て、誘致に成功して、移住・定住がふえて、人口も減っていかない、活気ある市になったそうですし、美濃市には森林文化アカデミーという学校があります。この学校を4年制大学にして、生徒さんにはいろいろな資格が取れたり、就職にも有利になり、美濃市の若者の増加にも一役買っていただければありがたいと言われる市民の方もおられます。市の担当課とお話をしてみますと、現在の森林文化アカデミーは立派な学長さんもおられるし、大変意義のある授業もされていて、今のままで十分だという考えのようですが、さらにすばらしい大学にするためにも、若者がふえて、もっと活気ある美濃市にしていくためにも、これで十分だなんて保守的なことを言わずに、県に対して要望していただきますようお願いをしておきます。

次に、4つ目の質問、移住希望者への仕事面でのサポート体制はどのようなかについて、建設部長にお尋ねをしたいと思います。

大量生産、大量消費の時代が過去のものになり、若い人たちの中には、大きな企業に就職して、遅くまで残業し、自分の生活を犠牲にしてお金や地位を得る働き方ではなくて、山や川や自然に溶け込んだ心豊かな生活を求めて、田舎暮らしを希望する人がふえてきました。今やみんなが都会へ就職することに憧れる時代ではなくなってきています。田舎に住んで、きれいな空気の中で農業や林業、地場産業に取り組んでみたいと思われる方々は、そこで暮らしていくためのアドバイスや支援を行政にしてほしいと思っておられるのではないのでしょうか。

ある人は横浜から移住し、林業に取り組みたいとして、美濃市や関市など100軒ほどの空き家を見て歩いたそうです。この方は美濃市で山林を購入して、木材の運び出しをするためのワイヤーを張って、運び出しをする設備の技術を売り出すとともに、木材の搬出もしたいという希望を持って林業に取り組もうとされていました。そのためには、山の中へ入る林道の整備も必要ですし、事業を实践する山林を購入したいとも思っているのですが、どうしたらよいのかわからず途方に暮れることもあるそうです。移住先を探した結果、関市内の空き家を借りられ、自分でバックホウを購入して、たった一人で林道を整備して、自分の好きな仕事に取り組んでおられます。

よく一人でこんなことができるものだと思って聞いてみましたら、美濃市へ相談に行った際に、市やNPO法人美濃のすまいづくりの対応がばらばらで、職員によって対応のよしあしもあり、ある職員からは、それはよいことだが、勝手に一人でやってくださいとも言われたとのことです。

林業に限らず、農業をやりたいとか、カフェをやりたいとか思って、移住を希望される方が今までにもおられましたし、町並みの中で空き家を借りて商売をしている人もおられますが、大したもうけにはならないと聞いております。せっかく移住・定住されて、いろいろな事業に取り組んでおられる人たちが、今後も大したもうけがなくても美濃市に住み続けられるような対策も必要かと思えます。見知らぬ土地へ来て、いろいろな事業や商売に取り組まれるわけですので、こういう人たちに対する窓口とか、相談できるようなアドバイザーが配置されていれば、随分と移住・定住や産業振興や人口増対策にもよい結果が出ると思えます。

そこで、移住希望者への仕事面でのサポート体制はどのようなかについて、建設部長にお尋ねします。

○議長（森 福子君） 建設部長 古川雄太君。

○建設部長（古川雄太君） 人口減少対策についての4点目、移住希望者への仕事面でのサポート体制はどのようなかについてお答えいたします。

本市では、移住・定住の推進を図るため、平成27年度からNPO法人美濃のすまいづくりに移住・定住・交流事業の業務委託を行っているところです。

この間、美濃のすまいづくりでは、移住希望者と空き家所有者への総合相談窓口の開設と運営を行っており、ことし11月末時点で32世帯73人の移住・定住の実績となっています。

この業務の中で、移住・定住の相談が653件、住まい手の登録が209件、空き家の登録が45件ありました。また、移住・定住の冊子の発行を1回、空き家登録推進の冊子の発行を1回、空き家の利活用セミナーを1回、移住者と市民との交流イベントを3回開催したほか、移住希望者への就業情報提供のために関係団体との連携を行っております。

例えば農業をやりたい方にはJAの就農応援隊、林業をやりたい方には森林文化アカデミーや林業関係のNPO法人、企業就職希望者にはハローワークへの案内や美濃商工会議所への問い合わせ、案内を行っているところです。

また、移住者がスムーズに地域に溶け込んで生活をしていただくための世話役として、各地域の地元精通した方々9名を移住定住支援員として配置しているところでもあります。しかし、移住を希望される方がみえたとしても、地域での受け入れ体制にいろいろな課題があり、移住に結びつかないケースもあります。

したがいまして、議員御指摘のように、移住に合わせての就業や起業、その後の事業活動に対する専門的なアドバイスは現在の総合窓口の形態では難しいことから、今後は関係各機関との連携の強化を図り、移住希望者に寄り添いながらきめ細やかな対応ができる体制の整備を進めてまいります。

〔9番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 9番 古田豊君。

○9番（古田 豊君） 要望しておきます。

昔は県の職員でしたが、農業改良普及員という方たちが各地におられまして、全くの素人でも農林業で生計を立てようとする人たちにいろいろと技術的なアドバイスをしていただいたり、先進地視察をしたり、困ったり悩んだりしたときにはすばらしい助言をいただいたりして農林業を続けることができてきました。いつの間にかそういう人がいなくなってしまうと、せっかく美濃市で農林業に取り組もうとしても、多くの課題を一人で克服していかなければなりません。

平成31年度からは森林環境譲与税が譲与されるということになりました。全国の県と市で合計200億円が譲与される見通しだそうです。平成36年度からは600億円に増額され、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発など、自治体が自由に使える財源ができるそうですので、人材育成と担い手の確保のために、まずは優秀な農林業改良普及員を美濃市に配置されますことを要望しておきます。

それでは、次に、2つ目の大項目の質問です。固定資産税と相続税について質問をさせていただきます。

相続税については国税なので、美濃市としては答えが出せないと言われるかもしれませんが、我々は、美濃市民であると同時に、日本国民でもありますので、我々が国の政策に対して疑問を持つことに対してははっきりと意見を言いたいし、国に対して伝えてほしいと思

ますので、相続税に対しても質問をさせていただきたいと思います。

かつての相続税はお金持ちだけにかかる税金でしたが、平成25年の相続税増税で基礎控除が大幅に縮小され、普通の人でも納める税金に変わってしまいました。

今回、40年ぶりに法制度が大きく変わり、配偶者居住権ができて、夫が亡くなっても、妻は安心してその家に住めるとか、今までは亡くなった人の銀行口座は凍結されて、遺産相続が完了するまでは一円のお金も引き出せなかったのが、ある程度の金額までは引き出せるようになったとか、遺言書をワープロで打ってもオーケーになるとか、ある程度改善されました。

しかし、相続税や固定資産税は、景気が悪くなって、地価の下落が激しいし、売りたいと思っても売れない土地であったり、資産価値ゼロの土地であるにもかかわらず、しっかりと相続税と固定資産税は支払わなければなりません。

まず、相続税では土地を評価する方法には路線価方式と倍率方式があるわけですが、地方では路線価が定められていない地域が多数あるということで、土地の評価には倍率方式を使うことが一般的だということですが、そもそも路線価というのはどういうものなのか。2種類あるということですし、美濃市の場合は路線価が定められていないということですが、よくわかりません。

美濃市は、相続税でいう路線価は定められていないので、倍率方式で算出するということです。全ての宅地については、その土地の評価額の1.1倍にして課税するということですし、山林や田畑の場合は、以前に整地したり、建物があったりして、現在は建物もない土地でも雑種地として課税されて、倍率方式で課税されますので、たとえその土地の地目が山林であっても大変多額の相続税を支払わなければなりません。

一つの例を出しますと、松森の山林約9,100平米の土地は大部分が山林で、評価額は19万5,000円なんですけど、一部に雑種地があると約542万4,000円にもなってしまいます。この山林を売ろうとしてもとも542万4,000円では売れません。相続税は、相続人の人数など、それぞれ個別の事情により課せられますので一概には言えませんが、このような多額な評価をもとに税金が算出されてしまいます。

資産があるから税金を払うのは当たり前と考える人もおられるかと思いますが、バブルのころと違って地価も下がり、土地も売れなくなりました。美濃市でも固定資産税や相続税が払い切れなくなる人がふえてくると思います。今まででもそういう人たちが何人もおられました。相続税が払い切れないから、仕方なく市にその土地を寄附したという人もおられましたが、現在に至っては、市に寄附したいと思っても市から拒否されて、市に受け取っていただけないという大変な時代になってきました。

こんなことが今後も続くと、せっかくの人口増対策だの、空き家対策だのという政策でもって、人口増対策や地方経済発展対策やとって頑張っても、税金の支払いができなくて、家を捨て、土地を捨てて、美濃市を離れ、他市で暮らさざるを得ない人がふえてくるのではないのでしょうか。

今後においても、もう年をとったし、もうからないしということで、お店を閉店する計画でおられる人もおみえになりますし、今はお店などに土地を貸しているが、やがてそのお店が撤退し、商売をやめられて、土地を返却してもらっても、収入はなくなったのに固定資産税は払い続けなければならないし、相続税も払わなければならないとなると、ますます空き家がふえ、空き地がふえ、耕作放棄地がふえていきます。相続税の土地の評価は、1.1倍とか、5倍とか、10倍といった評価をされる倍率方式なのか、お尋ねをいたします。

○議長（森 福子君） 総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） 固定資産税と相続税についての1点目、相続税の土地評価には路線価方式と倍率方式があるが、なぜ美濃市は倍率方式なのかについてお答えします。

御存じのとおり相続税は国の税金であります。お尋ねの土地評価には2つの方式があり、国が主要な道路に路線価を定め、その路線に面する標準的な宅地1平方メートル当たりの価格をもとに計算した路線価方式と、路線価の定められていない地域では、市の固定資産税評価額に一定の倍率を掛けて計算した倍率方式があります。

美濃市は、国の規定で全域倍率方式とされており、県内の倍率を見ますと、1.0倍から1.4倍がありますが、美濃市では1.1倍が上限となっています。

それでは、なぜ倍率方式なのかであります。国が全国津々浦々の道路に路線価を付設することは困難で、土地の形状等を踏まえ算出した市の固定資産税評価額に全国のバランスを考慮した倍率を乗じて算定する倍率方式が適用されております。これにより、間接的に路線価方式と同様の評価がなされていると言われております。

相続税を計算する場合の評価方法については、国が発行している冊子やホームページにも詳しく掲載されておりますので、ごらんいただければと思います。

〔9番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 9番 古田豊君。

○9番（古田 豊君） ありがとうございます。

このたび、美濃市の都市整備課において、住宅取得支援に関するアンケート調査が行われました。その結果を見せていただくと、固定資産税が安くなるように支援をしてほしいと言われる方が2割もお見えになります。

倍率方式は、固定資産税評価額に一定の倍率を掛けて計算されますので、決して路線価方式と同様ではないと思われまますので、ぜひ美濃市の場合は路線価方式で課税されることを要望しておきます。

次に、2つ目の質問で、廃業したり、空き家を取り壊したときの固定資産税を減免できないかについて、総務部長にお尋ねします。

商売がもうからなくなったり、子供が後を継いでくれなくなったりして、経営をやめて、空き家になった土地に対しても、ずうっと固定資産税を払い続けることは無理です。景気がよくて、土地も売れて、借り手もある時代なら大いに税金も払うべきだと思いますが、そんな時代ではなくなっていました。

バブルの時代には日本は総中流だと言われ、貯金がふえたり、新しい仕事を始めたりできて、経済が活性化した時代だと言われましたが、そんな時代と同じように税金を掛けているから中流と言われる人たちがいなくなってしまうと、大金持ちか、貯金も余りない人たちの2層構造に世の中がなってしまうと、何とかしないと、ますます相続しない空き家や空き地や耕作放棄地がふえてしまいます。廃業したり、空き家を取り壊した土地の固定資産税は減免できないのか、総務部長に答弁を求めます。

○議長（森 福子君） 総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） 御質問の2点目、廃業したり、空き家を取り壊した土地の固定資産税を減免できないかについてお答えします。

固定資産税につきましては、地方税法第367条により、当該市町村の条例の定めるところにより固定資産税を減免することができるかと規定されており、本市においても、美濃市税条例第70条の2及び美濃市税減免取扱規則第4条、第5条において定めているところであります。

なお、この減免規定は、地方税法に示された内容で、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者や、公益のためのもの、災害やその他特別の事情であり、これは総務省の通達や逐条解説に基づいて運用をしております。

このような特別な事情が認められる場合のみ減免されるものであり、廃業したり、空き家を取り壊したりした土地に対しては、固定資産税の軽減の対象とはならないと考えております。

〔9番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 9番 古田豊君。

○9番（古田 豊君） 日本では、40年も前から人口が減って、大変なことになるということがわかっていたにもかかわらず、何の対策もしてこなかった。

美濃市においては、固定資産税や相続税が払い切れなくて、空き家になったり、住民が他市へ住所変更をして、人口が減ってしまうということを防ぐ対策を考えるべきで、廃業したり、住まなくなった家を取り壊したりした土地に対しては固定資産税は減免をするということが必要だと思いますので、知恵を絞って対策を講じていただくことを要望して、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（森 福子君） 次に、5番 古田秀文君。

○5番（古田秀文君） 皆さん、こんにちは。

発言通告に従いまして、一般質問2点を一問一答にて行いたいと思います。

まず1点目であります。美濃和紙伝承千年プロジェクト事業の充実と今後について伺っていきます。

2014年、美濃和紙の一つのカテゴリーである本美濃紙を含む「和紙：日本の手漉和紙技術」がユネスコの無形文化遺産に登録をされました。

美濃市は、この登録を千載一遇のチャンスとして広く情報発信し、1,000年後も同じ姿を

継承するために美濃和紙伝承千年プロジェクトを立ち上げ、手すき和紙技術の伝承と地域の活性化を図っています。具体的には後継者育成基金の拡充による後継者の育成、また各種研修事業、海外プロモーション事業、新商品開発による産業振興などであります。

まずその中で、平成29年度より重点的に取り組んできた本美濃紙職人育成支援事業について伺います。

これは、本美濃紙の製造技術の保存伝承、後継者育成・確保を図ることを目的に、本美濃紙保存会員の指導のもと、研修生が集中的な技術研修を実施するものであり、現在この事業に2つの補助金が使われています。1つは、研修生に対する補助金で、月に10万円、年間120万円。そのうち2分の1が田口福寿会からの助成金となっております。また、もう一つは、保存会の会員に対するもので、月5万円、年間60万円、うち2分の1が地方創生推進交付金であります。これらの補助金は、研修生が生活資金の一部を確保しつつ、研修に専念できる環境整備の一つだと思います。

そこで、産業振興部長にお伺いします。

本美濃紙後継者育成のための研修生募集は、現在、美濃にいる職人さんを対象に行っていますが、今でいうSNSを使って全国的に広く募り、若い世代にも興味を持って参加してもらえるような募集方法が必要ではないか。また、補助事業についても、今後このまま続けていくのか。例えば外部からの補助金がなくなった場合の後継者育成に対する事業はどのように考えているのか。先ほどの研修生募集の方法を含め伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（森 福子君） 産業振興部長 成瀬孝子君。

○産業振興部長（成瀬孝子君） 御質問の美濃和紙伝承千年プロジェクトの経過と今後の見通しについての1点目、本美濃紙後継者育成の今後についてお答えいたします。

本市における本美濃紙後継者育成は、昭和44年に本美濃紙が国の重要無形文化財に指定されて以降、文化庁の伝承者養成事業によって技術の伝承が開始されました。

平成6年から市独自の美濃手すき和紙後継者奨励金として、月額5万円、2年間を限度による支援を開始いたしました。今までに16人がこの奨励金を活用し、技術の研さんに努めていただいています。この奨励金は、紙すきだけではなく、和紙用具の製作の伝承にも活用されております。

また、平成29年からは従来の制度に加え、田口福寿会の助成を受けて、本美濃紙職人育成支援事業を新たに創設しました。この事業は、保存会会員の工房に入って3年から5年をめどに、集中して技術の取得ができるよう支援するもので、現在1名が研修しております。

本美濃紙保存会の会員は7名であり、会員を目指している研修生が11名で、国の補助を受けて保存会の団体研修を行い、技術の向上に努めていただいているものでございます。もう間もなく会員に認定される方が数名いると聞いております。

一方で、美濃和紙の里会館では平成9年度から和紙基礎スクールを開催しています。コースは2種類ありまして、5日間コースと1カ月コースがあります。今年度は5日間コースは

5月と9月に開催し、4名が受講し、来年2月に開催する予定の1カ月コースには既に4名が応募しています。今後、若い世代の方々から後継者の確保につながるよう和紙基礎スクールのPRをホームページで行ってまいります。

なお、手すき和紙の技術は一朝一夕に取得できるものではなく、長い時間を要するものがございます。美濃和紙の技術が末永く継承されますように引き続き支援を行ってまいります。

[5番議員挙手]

○議長（森 福子君） 5番 古田秀文君。

○5番（古田秀文君） 次に、和紙関連施設を有効に活用する方法について伺います。

美濃市蕨生にある明治5年建築の当時の紙すきの家の形式を色濃く残している旧古田行三郎邸であります。平成27年度、県の補助を受け、約3,000万円の予算をかけて、美濃手すき和紙の家旧古田行三郎邸として修復をいたしました。現在、この管理・案内については、案内ボランティア「漉き娘の会」の方々に対応してみえるようであります。

この会は、昔、紙すきの経験があるの方々によって構成された団体で、紙すきの手法、歴史等に大変精通しているということでもあります。施設が整い、そして説明者もいる中、開館日は3月から11月の土・日・祝日のみ、また12月から2月は閉館となっております。

この施設は紙すき工房も併設しており、紙すきの実演が目の前で見学できる環境でもあります。ここの現在までの見学者数は、本日午前の辻議員への答弁で理解をさせていただきましたので、私はここに併設した工房での紙すき実演の現状と、それから工房の今後の活用方法についてはどのようなか。さらに、今後、インバウンド対策として、そこにパネルやビデオでの多言語解説への対策も必要になるのではないかと。また、旧今井家住宅、美濃和紙あかりアート館、美濃和紙の里会館、美濃和紙用具ミュージアムふくべなど、和紙の関連施設を周遊する観光ルートの提案など、今後のこれらの活用方法を含めて伺いをいたします。

○議長（森 福子君） 産業振興部長 成瀬孝子君。

○産業振興部長（成瀬孝子君） 和紙関連施設は、美濃和紙の里会館、美濃紙すきの家旧古田行三郎邸、和紙の里わくわくファーム創造交流館、勘兵衛さんの川屋、楮の生産施設、美濃和紙用具ミュージアムふくべなどがございます。

旧古田行三郎邸に併設した紙すき工房では、今年度、美濃和紙の日のイベント、和紙の里ウオーキング大会の際に、美濃手すき和紙協同組合に委託し、紙すき実演を行っていただきました。しかしながら、紙すき工房の活用については、紙すき関係者と連携し、恒常的に活用していただける職人を探しましたが、手すき和紙は繊細な作業であるため、見学者を前に紙をすくことは非常にハードルが高いとのことから、対応していただける職人がいないのが現状でございます。

また、インバウンド対策としましては、美濃和紙の里会館では英語の説明パネルを追加作成し、解説をしております。また、パンフレットも英語対応をしております。ほかの関連施設においても、インバウンドの動向を見ながら外国語表記について検討してまいります。

なお、先ほど申しました和紙の里ウオーキング大会では、美濃和紙の里会館を発着点として和紙関連施設をめぐるコースで実施し、市内外から約200名の方が参加され、非常に好評を得たところでございます。

こうしたことから、和紙関連施設について、各種旅行会社や長良川鉄道などと連携し、世界遺産めぐりなど観光周遊ルートの提案を行っていきたくと存じます。

また、必要に応じて、外国語表記を含めた看板を設置するなど、施設の充実に努めてまいります。

〔5番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 5番 古田秀文君。

○5番（古田秀文君） ありがとうございます。

今の、せっかく新しくつくった紙すき工房ですね。なかなか活用がうまくいかない。今の職人さんの気持ちはよくわかります。それはそれとして、やはりせっかく補助金をもらって設備したところですので、どのような活用をしていくかということはもう少ししっかりと考えていただいて、今後に向けていただきたいなということと、それから、最後の答弁にありましたが、これらの施設を使って観光周遊ルートの提案を行っていただくということでもありますので、ぜひ楽しいルートが、またリピーターがふえるようなルート設定を考えていただきたいなということを要望しておきます。

それでは、3つ目であります。

次に、美濃和紙伝承千年プロジェクトに対する市の今後の取り組みについて、市長にお伺いをいたします。

2017年3月、岐阜県、美濃市、美濃和紙ブランド協同組合の3つで構成をしました美濃和紙ブランド価値向上研究会は、品質を国内外に正しく伝え、素材としての美濃和紙の新たな販路を見出すことを目的に、本美濃紙を含む美濃和紙の新たなブランド認定基準を示したブランドブック及び3つのブランドマークを発表いたしました。

そこで、このブランドマークを使用した製品は現在どれぐらいあるのか。また、このブランドが一般にはなかなか認知されていない現状を踏まえ、今後どのようにアピールし、ブランドを利用した新商品の開発をバックアップしていくのか。これらを含め、美濃和紙全体の販路拡大とともに、地域活性化への取り組みを伺います。

○議長（森 福子君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 美濃和紙伝承千年プロジェクトの3点目であります今後の千年プロジェクトに対する市の方針についてお答えをさせていただきます。

美濃市が取り組んでおります美濃和紙伝承千年プロジェクトや、岐阜県と連携して行っています美濃和紙活性化会議では、美濃和紙の伝承と発展、美濃和紙による地域活性化を目指して取り組んでいるところでございます。

美濃和紙活性化会議の下部組織である美濃和紙ブランド価値向上研究会は、美濃和紙として幅広に捉えられていたものを、美濃和紙ブランドとして明確に付加価値をつけた本美濃

紙、美濃手すき和紙、美濃機械すき和紙の3つに区分をし、新たな認定基準を定め、新たなブランドロゴマークを製作し、基準をクリアしたものについてブランドロゴマークを付与するよう進めてきております。

美濃和紙ブランドの認定商品数は、11月末現在で本美濃紙9商品、美濃手すき和紙で67商品、美濃機械すき和紙で57商品、合計で133商品においてブランドのロゴマークをつけております。原紙や紙の小物、雑貨、バックなど多岐にわたっており、今後さらに拡大が期待されるところでございます。

最近、一番新しいものとしましては、県民手帳に美濃和紙ブランドが出ました。その中にもきちんと美濃和紙のブランドマークが入っておりますので、できればお買い求めいただけるといいかなと思っております。

また、新商品の開発につきましては、美濃和紙ブランド研究会において、今年度、新商品開発で2社、既存商品のブラッシュアップで2社が取り組みを進めているところでございます。あわせて、市も新商品の開発に対し支援を行うよう補助制度を設けております。平成27年度は2社が、平成28年度は3社、平成29年度も3社が活用し、円空ストラップや和紙ころころ、紙糸を使用したバックなどの商品が開発されております。

今後、どのようにアピールしていくかということにつきましては、現在、知事を含めて、海外に向けたトップセールスの実施や、国内ではJR岐阜駅のアクティブGでの展示会、各種イベントでのパンフレットの配布などを行っておるところでございます。

また、美濃和紙ブランド協同組合では、ウェブによるブランドの認知と販路拡大のため、情報発信の強化に取り組んでおられます。

今後、このようにして美濃和紙ブランドが多くの方々にも認知されるよう積極的にPRを推進し、あわせて観光産業の振興にも取り組んでまいりたいと考えております。

また、美濃和紙伝承千年プロジェクトを積極的に推進するためには、やはり県の力も重要でありますので、県と連携して、和紙産業の振興に取り組んでまいりたいと思っております。

〔5番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 5番 古田秀文君。

○5番（古田秀文君） 最後に、要望を述べさせていただきます。

後継者育成募集に関して、1点目の質問でありました。これは特に20代を初め、若い層に興味を持っていただきますように、SNS、先ほどホームページを使うということでありましたけど、いろんなツールを使って有効に、それも国内外の若い方にしっかりと発信していただきたいということを再度要望しておきます。

また、和紙ブランドや和紙関連施設を有効に活用して、この地域産業、また観光の活性化もぜひしっかりと進めていっていただきたいということで、この千年プロジェクトに大変期待をしておりますので、市長を先頭にしてよろしく願いをいたします。

それでは、続きまして、2点目の質問に移らせていただきます。

うだつの上がる町並みの防災計画についてお伺いをいたします。

まだ記憶に残る一昨年(2019年)の12月22日、新潟県糸魚川市においての大規模火災では147棟を含む約4万平米が焼失をいたしました。この一帯は、主に昭和初期に建造された商店街や木造住宅の密集地域でありました。

木造を中心とした建物が並ぶうだつの上がる町並みは、高台に位置することから水に乏しく、江戸時代には4度の大火に見舞われ、明治24年の濃尾地震でも大きな被害を受けました。一度火災が起きると延焼の危険性が高く、延焼が始まると消火が困難になり、大きな被害をもたらします。

そこで、重要なのは、火災発生時における住民らによる初期消火活動であります。

平成27年12月の議会で、この重要伝統的建造物群保存地区うだつの上がる町並みの防災計画についてお伺いをしました。そのときの答弁では、文化庁の指導のもと、平成28年度に同地区の建物や居住状況などの聞き取り調査や地区説明会を行い、翌29年度には国庫補助採択を受け、地域の現状に合わせた住民の防災意識の啓発や自衛消防隊の組織強化、火災警報装置や防災倉庫、一人でも操作できる2号消火栓装置設置などを盛り込んだ総合防災計画を策定し、平成30年度以降、計画に基づいて、ハード・ソフトそれぞれの事業を行いながら、伝統的建造物群を保存し、地域住民の安心・安全な環境を整備していくということでありました。

今回、総務産業建設常任委員会の行政視察において、大分県の日田市豆田町の伝統的建造物群保存地区を視察しました。ここで、その防災計画について伺ってきました。日田市は平成16年に保存地区に認定されて、その2年後、18年には防災まちづくり計画書を策定して、その後、一部修正し、現在に至っています。豆田町伝建保存会では、計画に沿い、毎年文化財防火デーに合わせ、多くの住民参加のもと防災訓練を行っているということでありました。

そこで、伝統的建造物群保存地区うだつの上がる町並み防災計画について、現在までの経過を含めて、今後の流れはどのようなかを教育次長にお伺いいたします。

○議長(森 福子君) 教育次長 澤村浩君。

○教育次長(澤村 浩君) うだつの上がる町並みの防災計画について、現在までの経過を含め、今後の流れはどのようなかについてお答えをいたします。

美濃市の中心市街地は、平成11年5月に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、現在までに128件の修理修景事業が実施され、歴史的景観の保存と整備が進められてきました。

近年、伝統的建造物の魅力が若い世代へと受け継がれ、新たなサービスの創造やイノベーションが起こり、歴史的町並みの再生が進行しています。うだつの上がる町並みはかけがえのない歴史的財産であり、後世に伝え守ることは私たちの責務であります。

歴史的経緯から見ても、この地区は高台に位置することから水に乏しく、江戸時代には4度の大火に見舞われ、2筋の大通りは防火対策のために四間道へと拡張されました。また、

明治24年に発生した濃尾地震でも大きな被害を受けた記録が残され、地震・火災・台風災害に強いまちづくりを進めていく必要があります。

先人の知恵で生まれたうだつは、火災が起きた際の延焼防止に効果的であり、また火伏せの神様である秋葉様を各町内でまつり、八幡神社では毎年卯の日の鎮火祭などの伝統行事が行われるなど、保存地区は防火に対する意識が強い地域であります。

このため、来年度におきまして、地区内から火を出さないことを基本に、さらなる住民意識の高揚を図るため、関係機関と連携しながら地区説明会を開催していきたいと考えております。

さて、平成31年4月1日に改正文化財保護法が施行されます。今回の改正により、新たに文化財保存活用地域計画や個別の文化財保存活用計画が法律に位置づけられ、この地域計画や個別の活用計画には、防火・防犯・耐震・台風対策に関する計画を盛り込み、記載されることになります。

本市で平成29年度から策定を進めています歴史文化基本構想は、今回法律に位置づけられる文化財保存活用地域計画として平成31年度中に策定を完了する予定です。その翌年度以降に、美濃町伝統的建造物群保存地区における個別の文化財保存活用計画を策定していきたいと考えております。

地域住民の防災意識の啓蒙を第一に、地域が持つ防災資源の活用、住民と行政との連携、災害の想定と対応などを念頭に、関係機関と連携し、計画の策定に努めてまいります。

〔5番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 5番 古田秀文君。

○5番（古田秀文君） 最後に、要望を述べさせていただきます。

この保存地区では、建物の防火対策は歴史的景観に影響を及ぼすため、本当に困難なわけですね。まずは地区内から火を出さないことを基本に、仮に火災が起きても、その被害を最小限に抑えることができるような消火設備、住民との初期消火体制の整備が本当に必要になってくるということでもあります。

27年の12月議会からの流れでいきますと、ちょっとスタートが出おくれたところがありますが、これは文化庁のいろんな施策の部分もあると思いますので、今後はぜひその点、先ほど言いました点をしっかりと踏まえまして、この文化財保護活用計画の策定を進めていただきたいということを要望して、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森 福子君） お諮りいたします。本日の会議はこれにて延会としたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 福子君） 御異議がないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日はこれをもって延会し、17日の午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追っ

て配付いたします。

本日は御苦勞さまでした。

延会 午後 2 時55分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年12月14日

美濃市議会議長 森 福 子

署 名 議 員 豊 澤 正 信

署 名 議 員 梅 村 辰 郎

平成30年12月17日

平成30年第5回美濃市議会定例会会議録（第3号）

議 事 日 程 (第 3 号)

平成30年12月17日 (月曜日) 午前10時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 市政に対する一般質問

本日の会議に付した事件

第 1 及び第 2 の各事件

(追加日程)

議第79号 平成30年度美濃市一般会計補正予算 (第 6 号)

出席議員 (1 3 名)

1 番	豊 澤 正 信 君	2 番	梅 村 辰 郎 君
3 番	梅 村 栄 一 君	4 番	永 田 知 子 君
5 番	古 田 秀 文 君	6 番	岡 部 忠 敏 君
7 番	辻 文 男 君	8 番	庄 司 義 廣 君
9 番	古 田 豊 君	10 番	太 田 照 彦 君
11 番	森 福 子 君	12 番	山 口 育 男 君
13 番	佐 藤 好 夫 君		

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者

市 長	武 藤 鉄 弘 君	副 市 長	柴 田 德 美 君
教 育 長	樋 口 宜 直 君	総 務 部 長	北 村 道 弘 君
民 生 部 長 (福祉事務所長)	篠 田 博 史 君	産 業 振 興 部 長	成 瀬 孝 子 君
建 設 部 長	古 川 雄 太 君	会 計 管 理 者	古 田 和 彦 君
教 育 次 長	澤 村 浩 君	美 濃 病 院 事 務 局 長	林 信 一 君
民 生 部 参 事	辻 幸 子 君	総 務 課 長 ・ 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	瀬 瀬 敬 久 君
秘 書 課 長	西 部 睦 人 君	総 合 政 策 課 長	近 藤 宗 由 君
産 業 課 長 (農業委員会事務局長)	佐 藤 裕 之 君	美 濃 和 紙 推 進 課 長	高 橋 保 雄 君
都 市 整 備 課 長	島 田 勝 美 君	教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	家 田 陽 介 君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 市原 義 則

議会事務局書記 平 田 純 也

議会事務局次長
兼議事調査係長

石 原 まさゑ

開議の宣告

○議長（森 福子君） 皆さん、おはようございます。

議場内の皆さんにお願いします。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか電源をお切りいただくようお願いします。

ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

○議長（森 福子君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり決めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（森 福子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3番 梅村栄一君、4番 永田知子君の両君を指名いたします。

第2 市政に対する一般質問

○議長（森 福子君） 日程第2、市政に対する一般質問を行います。

14日に引き続き、順次発言を許します。

一般質問に先立ち、12番 山口育男君より資料の配付依頼がありましたので、これを許し、お手元に配付してあります。また、資料の掲示依頼がありましたので、御承知をお願いいたします。

それでは、12番 山口育男君。

○12番（山口育男君） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

今回は、大きな項目といたしまして2点、一括してお尋ねをいたします。

最初に、ユニバーサルデザインフォントの導入についてであります。

そのうちの1つ目、市の公式ホームページや広報紙に、このユニバーサルデザインフォントを使用できないか。2つ目として、教育現場での導入についてはどのようなかということについてお聞きをいたします。

1点目につきましては総務部長に、2点目については教育長にお尋ねをいたします。

フォントというのは、字の形、この書類の字は明朝体、例えばレジュメの字にはゴシック体など、それぞれの書類によってさまざまな字体が使い分けられております。また、当然のことではあります。年齢を重ねるにつれて視力はだんだんと衰えてきます。昨今の高齢化の傾向を考えますと、平均視力は年々低下していると思われ、これは今後ますます進んでいくのではと予想されます。そうしたことを踏まえた上でお尋ねをいたします。

皆さんは、ユニバーサルデザインフォントというものを御存じでしょうか。このユニバーサルデザインとは、全ての人のためのデザインを意味し、年齢や障がいの有無、性別などにかかわらず、多くの人にわかりやすく、最初から利用しやすいようにデザインすること

をいいます。最近では、いろいろなメーカーが開発に取り組んでおり、中には、これらの書体に対する客観的な評価をエビデンスとして示すために、大学との共同研究をされているところもあります。そこでは、このユニバーサルデザインフォントの性質として定義された基準に基づき評価しており、読みやすさの度合いを示す可読性、ぱっと見で見たときの見えやすさ、認識のしやすさの度合いを示す視認性、その文字とほかの文字との区別のしやすさの度合いを示す判別性、これは、例えばアルファベットのBと数字の8を思い浮かべていただくとわかりやすいかと思えます。

そこで、お手元に配付されております資料をごらんください。

これは、岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例の前文であります。上段のフォントA、これは普通に使われております明朝体、そして下段のフォントBが、いわゆるユニバーサルデザインフォントでございます。文字の大きさは、上段・下段ともどちらも同じでございます。大半の方が、下段のフォントBのほうが読みやすく感じているのではないかと思います。既に御存じの方もいらっしゃると思いますが、美濃市では、平成23年度から32年度の10年間で美濃市第5次総合計画の冊子、こちらになりますが、この字体も全てユニバーサルデザインフォントで構成をされております。

市役所内にも、こうした文書や資料をつくるとき、一定のフォントを使いなさいといったようなルールがなく、それぞれ工夫しながらさまざまな字体を使用しております。先ほども申し上げましたように、例えば御高齢の方々にとっては、現在使われている字が見にくくなるのではないかとということも懸念をされておるところであります。このユニバーサルデザインフォントのように見やすい字体・フォントも開発されているということですので、そのような字体を市のホームページや広報紙などで使用したらどうかと提案するものであります。

しかしながら、まずは、多くの人にこのユニバーサルデザインフォントを知ってもらおうということも必要でないかと思います。このUDフォントを市の広報紙媒体に導入していくことに対する考え方や取り組み方をお尋ねいたします。

次に、2つ目の質問です。

市内小・中学校の色覚特性のある児童・生徒についてです。

この質問につきましては、さらに詳細に3つの点からお尋ねをいたします。1点目として、色覚特性のある児童・生徒の人数はどのようか。2点目として、色覚特性のある児童・生徒への配慮はどのようになっているのか。3点目として、この色覚特性のある児童・生徒に有効と思われるユニバーサルカラーチョークの導入はなされているのか。

以上、3つの項目について、一括して教育長にお尋ねをいたします。

こちらの黒板をちょっとごらんになっていただきたいと思いますが、こちらは通常学校で使われているチョーク、そしてこちら側がユニバーサルデザインカラーチョーク（UDカラーチョーク）と呼ばれているものでございます。

通常に見える方には、そんなに差がないかと思われそうですが、ある程度このUDカラーチョークを使ったほうは、ちょっと文字に明るさがあったり、色覚異常と言われる色覚特性を持

つ生徒には、非常に見やすい色になっているというのが特徴でございます。こちらの文字、こういった明るさがちょっと違うということもございませけれども。

今お見せしていますように、色覚異常は、主に染色体の劣性遺伝により、男性で20人に1人、女性では500人に1人の割合であると言われております。色の識別がしにくく、赤と緑、そして赤と黒、ピンクとグレー等の色別に困難が生じます。色弱など色覚特性を持った人の6割以上は、軽い症状とはいえ、有効な治療法・手段がなく、遠視や近視のように眼鏡での修正もできないのが実情であります。

平成15年度より、色覚検査が学校の健康診断の必須項目から除外され、義務教育課程の中で一度も色覚検査を受けたことがない子供たちが、自分に色覚異常があることに気づかないで、進学や就職に際し、色覚制限があることや、自分が色覚異常であることを初めて認識することになり、進学や就職を断念せざるを得なかったという事例も報告をされております。

日本眼科医会によりますと、平成22年度、23年度に、同会が全国657の眼科医療機関を通して実施された調査で、先天性色覚異常と診断された症例は941件あったとの集計結果が報告されております。この報告によりますと、先天性色覚異常と診断された本人や保護者の50.2%は、この色覚異常に気づいていなかったと回答。これは、割合として小学校で62.6%と最も高かったということでもあります。この色覚検査は、先ほど申し上げたとおり、健康診断の必須科目より除外されましたが、完全になくなったわけではございません。保護者や本人の同意を得て、希望者には行うことができるというのが現状でございます。

しかしながら、この色覚について認識している各家庭が少数であったり、物の見え方について、他人との比較対象はできないので、色覚の問題ではなく、視力の問題だと思い込んでしまい、検査を希望するに至らないケースもあるということでもあります。こうした状況の中で、保護者に対し、色覚検査や色覚の検査に関する基本的な事項についての情報提供や周知が十分に行われていないのではないかと指摘もあります。

近年、道路・鉄道などの路線図やカレンダーなど、色彩に頼った情報が多く、微妙な色の差を見分けなければならないという場面が増加しております。これは、学校での生活上でも同様のことが言えるのではないかとこのように考えます。学校で使用するチョークの色使用によって重要度を示すことは、一般的に行われていることであり、教師に色覚に対する知識・認識がなければ、児童・生徒にとっても理解しにくい色使用をしてしまう可能性も考えられると思います。

そこで、最初に申し上げた3点についてお尋ねをいたします。

まず1点目、色覚特性のある児童・生徒の人数はどのようか。

2点目として、色覚特性のある児童・生徒への配慮はどのようになっているのか。

3点目として、このユニバーサルカラーチョークの導入はなされているのか。

このほか、まだまだ色覚特性を持った生徒には、電子教科書、電子黒板等々さまざまな問題がありますが、今回の質問では、今申し述べました3点についてをお尋ねいたします。

以上、よろしく御答弁のほどお願いいたします。

○議長（森 福子君） 総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） おはようございます。

それでは、ユニバーサルデザインフォントの導入についての1点目、市のホームページや広報紙に使用できないかについてお答えいたします。

市のホームページや広報紙は、市政情報の提供や施策に対する意見募集など、観光・イベント情報を掲載して市の魅力を伝えるなど、重要な情報発信ツールとなっています。このため、子供からお年寄りまで、また障がいのあるなしにかかわらず、より多くの方々に正しく情報が伝わるよう工夫が求められています。

市の公式ホームページにつきましては、高齢者や障がい者を含めて、誰もが支障なく利用できるウェブアクセシビリティという考え方に対応しております。特に、ホームページにアクセスされる方々が使用するパソコンやスマートフォンなど、それぞれの端末の閲覧環境に左右されず、どなたでもホームページ上の情報を取得し、支障なく機能を利用できる配慮が重要です。

また、市の広報紙につきましては、文字数や大きさ、デザイン、色使い、構成などを工夫し、限られた紙面の中でわかりやすく、かつ効率よく市民の皆様へ情報を伝える努力をしています。なお、視覚障がいのある方へは、市内の朗読ボランティアの方々のお力をかり、音声データとして希望者に配付していただいているところでございます。

議員御提案のユニバーサルデザインフォントの導入につきましては、できるだけ多くの人にとってわかりやすく読みやすい広報紙やホームページを作成するに当たって、有効な手段の一つであると考えられます。来年度以降、広報紙の発行に当たっては、これまで行ってきた工夫に加え、ユニバーサルデザインフォントを基本に紙面を構成してまいります。

ホームページへの導入については、特定のフォントを指定することで、ウェブアクセシビリティが損なわれる可能性もございますので、閲覧側の環境を見きわめ、導入を検討してまいります。

○議長（森 福子君） 教育長 樋口宜直君。

○教育長（樋口宜直君） おはようございます。

ユニバーサルデザインフォント導入についての2つ目の御質問、教育現場での導入についてはどうかについてお答えをいたします。

学校で使用しているコンピューターには、ノートパソコンとデスクトップ型のパソコンがございしますが、いずれのパソコンにも、最近開発されつつありますユニバーサルデザインフォントは入れておりません。しかし、授業で使用する学習プリント、教室の掲示物、学校だよりや学級通信など、誰からも読みやすい文字を用いることは必要なことですので、現在50ほどある日本語用フォントの中から、ユニバーサルデザインの視点から見て読みやすいものを使用するように努めております。なお、ユニバーサルデザインによるさまざまなフォントが現在開発されてきておりますので、今後導入を検討してまいります。

続きまして、市内小・中学校の色覚特性のある児童・生徒についての3つの御質問にお答

えをいたします。

まず1つ目の御質問、色覚特性のある児童・生徒の人数はどうかについてお答えをいたします。

現在、色覚特性、つまり色の見え方に違いがある児童・生徒は、小学校に4名、中学校に2名おります。しかし、この6名以外にもいる可能性もあり、教師は学校生活全般に十分な注意を払うとともに、文書等で保護者にも知らせ、気になることがあったら検査を行うことを勧め、正確な把握に努めております。

続きまして、2つ目の御質問、色覚特性のある児童・生徒への配慮はどのようなかについてお答えをいたします。

各学校では、黒板に書く文字の色は、色覚特性のある児童・生徒からも見やすい白色や黄色を基本とし、やや見づらい赤色や青色は、アンダーラインや囲み線など補助的に用いるようにしております。また、掲示物などについても、多色を避け、黒色などの見やすい色で作成しております。配慮の必要な児童・生徒には、例えば地図で示されている色分けを言葉で丁寧に説明したり、色以外の情報を加えたりするなどして、色覚の特性による困り感の軽減に努めております。

3つ目の御質問、ユニバーサルカラーチョークの導入はなされているかについてお答えをいたします。

現在、全てのチョークをユニバーサルカラーチョークにしている学校は1校、従来のチョークとユニバーサルカラーチョークを併用している学校が2校ございます。ユニバーサルチョークを導入していない学校につきましても、今後ユニバーサルカラーチョークの導入を積極的に進めていきたいと考えております。

[12番議員挙手]

○議長（森 福子君） 12番 山口育男君。

○12番（山口育男君） それぞれ総務部長、教育長より御答弁をいただきました。非常に前向きな答弁であると思って、本当にありがとうございます。

今、質問につきましては、市の広報紙の発行に当たっては、いろんな工夫を加えながら、このユニバーサルデザインフォントを基本的にして構成をしていくという本当にありがたい答弁でございます。まだまだ市の刊行物は、この広報紙だけでなく、市民生活課ですとか、いろんなものがあると思います。近い将来、そういったものも段階的にこのユニバーサルデザインフォントに変えていただければありがたいなということも思いますので、その辺は要望としてお伝えをしておきます。

また、学校関係のほうですけれども、学校だよりや、そういったものも徐々に導入をしていくと。いろんな学校だよりとか、いろんな掲示物も、そのほかにもあるかと思しますので、今後そういったものを導入を進めていただければありがたいなあとということで、要望を出させていただきます。私の質問を終わりたいと思います。

御清聴ありがとうございました。

○議長（森 福子君） 次に、8番 庄司義廣君。

○8番（庄司義廣君） 皆さん、おはようございます。

発言のお許しをいただきましたので、発言通告に従い、一般質問を一問一答にて行います。質問は、県内で発生した豚コレラの現状と対応についてをお伺いいたします。

新聞報道によりますと、9月に、岐阜市内の養豚場において家畜伝染病豚コレラの感染が確認されました。11月には岐阜市畜産センター、今月に入って県の畜産研究所、10日には関市内のイノシシ飼育場、そして一昨日には、岐阜県農業大学校において豚コレラの感染が確認されました。感染の拡大に、各地では緊張が高まっているところであります。

また豚コレラは、豚のみでなく、野生のイノシシにも強い感染力があると言われ、各地で心配されておりましたが、大変残念なことに、野生イノシシへの感染が確認され、多くの地域にも拡大している状況にあります。私も、美濃市猟友会の一員として、野生イノシシの調査捕獲に携わっておりますが、美濃市にも感染が及ぶ可能性もあるこの状況に大きな不安を感じているところであります。

そこで1つ目の質問であります。現在までの豚コレラの発生状況について、産業振興部長に答弁を求めます。よろしくお願いたします。

○議長（森 福子君） 産業振興部長 成瀬孝子君。

○産業振興部長（成瀬孝子君） 皆さん、おはようございます。

庄司議員の御質問の県内で発生した豚コレラの現状と対応についての1点目、現在の豚コレラの発生状況についてお答えいたします。

岐阜県家畜伝染病防疫対策本部の資料によりますと、9月9日、岐阜市内の養豚場で豚コレラが発生し、11月16日には岐阜市畜産センター、12月5日には県の畜産研究所、12月10日には関市内のイノシシ飼育場、そして12月15日には、岐阜県農業大学校において豚コレラが発生いたしました。

現在までの防疫措置を実施した飼養豚の頭数は合計1,146頭で、飼育イノシシの頭数は22頭と、感染が広がっている状況でございます。一方、9月14日に、岐阜市内の発生養豚場から約7キロメートル離れた場所で死亡していた野生イノシシの感染が確認されて以来、感染はとまることなく拡大し、12月15日現在、岐阜市で31頭、各務原市で22頭、関市で12頭、可児市、八百津町でそれぞれ3頭、坂祝町で2頭、山県市で1頭の合計74頭の感染が確認されております。

〔8番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 8番 庄司義廣君。

○8番（庄司義廣君） ありがとうございます。

ただいまの答弁において、養豚場4カ所、イノシシの飼育施設1カ所での発生状況や野生イノシシの感染が多く、市町で拡大していることがよくわかりました。関係機関では、豚コレラの拡散防止に向けて御努力をされていることをお察しいたします。

そこで次の質問であります。国や県による養豚場に対する拡散防止、さらには野生のイ

ノシシへの対応についてはどのようなか、お尋ねいたします。

○議長（森 福子君） 産業振興部長 成瀬孝子君。

○産業振興部長（成瀬孝子君） 2点目の国・県の対応についてお答えいたします。

岐阜県家畜伝染病防疫対策本部の資料によりますと、県は、養豚場で豚コレラが発生した場合の防疫対策として、飼養豚の殺処分、埋却、汚染物の処理、養豚場の消毒作業を実施し、養豚場周辺の防疫対策として消毒ポイントを設置します。発生場所を中心に半径3キロ圏内を移動制限区域、半径10キロメートル圏内を搬出制限区域とし、消毒ポイントを要所に設置し、感染防止に努めております。

また県は、地元説明会の開催や、豚コレラが人に感染しないことや、感染豚の肉を摂取しても人体には影響がないことなどを周知し、風評被害対策をとっていることのほか、県内全ての養豚場に、外部感染防止対策として浸入防止柵の設置を支援しております。

国は、豚コレラの発生原因の究明や蔓延防止のために、県と連携し、疫学調査チームを設置し検証を進め、対策本部員会議にて報告しております。

一方、野生のイノシシの対策としては、議員御承知のとおり、野生イノシシの感染状況の把握と個体数を減らす目的で、イノシシの豚コレラ感染が確認された場所を中心に、半径10キロメートル圏内を調査対象区域に指定し、調査捕獲を実施。さらに9月27日から、調査対象区域の外縁部2キロメートル圏内においても、浸潤状況の把握のため調査捕獲を実施しております。

また、感染した野生イノシシの周辺の拡散を防止するため、11月1日から、鳥獣保護管理法第15条の規定により区域を定め、来年3月31日までの間、狩猟禁止としております。

〔8番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 8番 庄司義廣君。

○8番（庄司義廣君） ありがとうございます。

国や県の対応をお聞きしまして、拡散防止に向けて多くの方々が御努力されており、できれば、この対策が功を奏すればありがたいと思います。

そこで、次の質問です。

市内には、養豚場はないと聞いておりますが、岐阜県猟友会から依頼され、市の猟友会員のうち、私を含めた5名が認定鳥獣捕獲事業従事者として調査捕獲に携わるなど、感染の防止に協力をしているところですが、今回のように近隣市町で豚コレラが発生した場合、及び感染拡大している野生イノシシへの市の対応はどのようなか、お尋ねいたします。

○議長（森 福子君） 産業振興部長 成瀬孝子君。

○産業振興部長（成瀬孝子君） 3点目の市の対応についてお答えいたします。

近隣市町村の養豚場において豚コレラが発生した場合は、岐阜県家畜伝染病対策本部の報告を受けた岐阜県中濃農林事務所から市へ通報がなされます。市の体制としましては、高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアルに準じて、岐阜県からの動員要請に対応することとしております。当市に対して、市内に消毒ポイントが設置される場合に、消毒ポイントの設営

の補助や約3日間の消毒作業など、8時間交代の従事を要請されることとなっております。また、市外に消毒ポイントが設置される場合にも、その状況によって動員要請がかかります。

12月10日に関市のイノシシ飼育場で豚コレラが発生した際には、消毒ポイントが4カ所設置されたうち、市内では中濃庁舎に設置がなされました。当市としましても、消毒ポイントの設置作業に職員2名が対応し、また関係車両の消毒作業に職員が8時間交代で3日間、計9名従事いたしました。

また、市内全域において、死亡した野生のイノシシが発見された場合には、岐阜県の指示を受け、当市職員が発見場所の保護、消毒、及び個体の回収を行い、岐阜県家畜衛生保健所まで運搬することとなっております。

また、市内における調査捕獲につきましては、今後、感染した野生のイノシシの発見場所によって調査範囲が広がっていくこともございますが、庄司議員を含め5名の認定鳥獣捕獲事業従事者の方が、調査対象区域内での捕獲、また市外の調査の協力もしておられ、日々御尽力いただいておりますことに、この場をおかりして感謝申し上げます。ありがとうございます。

[8番議員挙手]

○議長（森 福子君） 8番 庄司義廣君。

○8番（庄司義廣君） ありがとうございます。

近隣の養豚場で豚コレラが発生した際の消毒ポイントの従事や、死亡イノシシの発見時の対応など、市の職員の方には御苦労さまですが、適正な対応をお願いいたします。

最後の質問であります、野生のイノシシへの対策としまして、私たちが実施しております調査捕獲について、現在までの調査捕獲の結果と今後についてどのようなか、お尋ねいたします。

○議長（森 福子君） 産業振興部長 成瀬孝子君。

○産業振興部長（成瀬孝子君） 4点目の調査捕獲の結果と今後についてお答えいたします。

岐阜県家畜伝染病対策本部の資料によりますと、県内における豚コレラ感染が判明した野生イノシシの状況は、12月15日現在で、検体として持ち込まれた死亡イノシシが59頭、調査捕獲と一般捕獲を含めた捕獲イノシシが468頭で、そのうち感染頭数は、死亡イノシシが29頭、捕獲イノシシが45頭となっております。市内における捕獲頭数は33頭で、検査結果は全て陰性でございました。

また、調査捕獲の期間については、岐阜県家畜伝染病対策本部が現状を踏まえ決定していくこととなっておりますが、今後も継続して調査捕獲を実施する際には、庄司議員を初めとする美濃市鳥獣被害対策実施隊及び5名の認定鳥獣捕獲事業従事者の方の御協力を引き続きお願い申し上げます。

[8番議員挙手]

○議長（森 福子君） 8番 庄司義廣君。

○8番（庄司義廣君） ありがとうございます。

豚コレラの感染は、まだ拡散していくと見受けられます。私たちも、調査捕獲など感染拡大の防止に協力してまいります。市におかれましても、拡散防止に一層の御努力をいただき、一日も早く終息することを願い、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森 福子君） 次に、10番 太田照彦君。

○10番（太田照彦君） 発言のお許しをいただきましたので、大きく3点につきまして、一問一答にて質問を行います。

まず最初に、先月、表彰式とお披露目会が行われました美濃市土産菓子コンテストについてですが、今回初めての試みで行われたわけですが、私も先日のお披露目会に参加して、入賞された作品を試食させていただきました。このコンテストも、新聞やメディアに取り上げられるなど、大成功に至ったのではないかと感じているところであります。

そこで、このコンテストの目的と経緯について、産業振興部長にお伺いいたします。

○議長（森 福子君） 産業振興部長 成瀬孝子君。

○産業振興部長（成瀬孝子君） 太田議員の御質問の美濃市土産菓子コンテストについての1点目、今回のコンテストの目的と経緯についてお答えいたします。

美濃市を訪れる観光客の方から、美濃市らしいものは何かありますかとの問い合わせがよくあります。和紙製品はいろいろございますが、食品類、特に土産菓子についてはなかなか紹介できるものがないため、まずは市内店舗に美濃市らしい土産菓子を製造いただき、観光客に紹介できるようにという思いで、このコンテストを行いました。おかげさまで、コンテストには、市内の菓子製造店など10店から17品の応募をいただき、感謝申し上げます。審査員には、土産菓子として流通できるような美濃市らしいものとして評価いただけるよう、流通関係、観光関係、交通関係、経済界、菓子製造関係の方にお伺いいたしました。

9月3日に第1次書類審査を行い、全品が審査を通過し、10月24日に最終審査を開催し、おいしさ、美濃市らしさ、創意工夫、保存と輸送性、価格の妥当性、商品の魅力を審査の基準とし、審査されました。その結果、グランプリ2点、奨励賞3点が決まりました。

グランプリ作品の1点は、菓子名が「うだつが上がりますように」で、うだつの瓦に見立てたクルミを乗せたチョコレート風味のクルミまんじゅう、5個入り980円。もう一点は、菓子名が「美濃紙さま」で、クッキー生地を流し込んだ和洋折衷のもなか、6個入り1,050円でございます。奨励賞作品は「美濃めぐり」「紙市紙座」、そして「仙寿あん豆腐」の3点で、いずれも5個から12個入り1,200円から1,700円でございます。そして、11月23日には、旧今井家住宅美濃史料館において表彰式とお披露目会を行いました。

〔10番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 10番 太田照彦君。

○10番（太田照彦君） わかりました。

そこで2点目の質問ですが、審査につきましても、審査員に行政関係者などを入れず、流通や観光など外部の方を選ばれたとのこと。適正な審査ができたのではないかと思います。

す。また、入賞された皆さんは大変喜ばれたことと察しますが、入賞が決まってそれで終わりではなく、入賞者を含め出品された方が、今後このコンテストを契機にさらなる市の活性化に向けて御協力をいただき、美濃市らしい土産菓子づくりに前向きに取り組んでいただければ、この事業の本当の意味があるのではないかと考えています。

そこで、出品者の方々は、入賞にかかわらず、今後どのような取り組みをされていくのかをお尋ねいたします。

○議長（森 福子君） 産業振興部長 成瀬孝子君。

○産業振興部長（成瀬孝子君） 2点目の、出品者は入賞にかかわらず今後どのような取り組みをされていくのかについてお答えいたします。

10月24日の審査会后、出品いただいた皆様には各審査員の講評を伝えました。伝えた内容は、味、パッケージデザイン、価格設定に対する意見のほか、お土産やネーミングに意外性や奇抜性を求める意見も多く、出品者の皆様からは、意見を取り入れ改善していきたいというお話も聞いております。入賞された皆様は大変喜ばれ、既に商品化し、販売を行っている店舗もございます。惜しくも入賞に漏れた作品の出品者からも、いま一度、さらに工夫を加えて、より美濃市らしいお菓子づくりに取り組んでいきたいとお言葉をいただいていることから、今後さらなる商品開発が期待できるのではないかと考えております。

〔10番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 10番 太田照彦君。

○10番（太田照彦君） 私も、先日のお披露目会で入賞者のコメントもお聞きいたしましたが、皆さんそれぞれ工夫をされ、コンテストに臨まれた思いがよくわかりました。入賞作品が既に商品化されて販売されていることにつきましては、大変驚いた次第でございます。

そこで質問の3点目ですが、これから商品を改善していく意向の出品者も見えるということですが、市として、出品者に対し今後どのような支援をしていくのか、お伺いいたします。

○議長（森 福子君） 産業振興部長 成瀬孝子君。

○産業振興部長（成瀬孝子君） 3点目の、市は出品者に今後どのような支援をしていくのかについてお答えいたします。

市としましては、入賞作品を中心に、市や関係機関のホームページで紹介をするほか、出品いただいたお店はもとより、道の駅「美濃にわか茶屋」、観光協会の売店、高速道路のサービスエリア、市内のホテル・旅館などでも販売ができるよう支援をしてまいりたいと思います。また、市役所にお見えになる来賓や、こちらから訪問する際のお土産としてPRに努めていきたいと考えております。

〔10番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 10番 太田照彦君。

○10番（太田照彦君） その点、よろしくお願ひいたします。

今回のコンテストにおいては、出品者が土産菓子づくりに対し、個性を生かした取り組みの意識が感じられ、大変うれしく思った次第です。お披露目会にも、多くの市民の方がお見

えになっていました。今後は、一般のお客様にアンケートをとるなどされ、より一層の土産菓子づくりが行われることを期待して、この質問を終わります。

次に、高齢者肺炎球菌ワクチンについてお尋ねをいたします。

肺炎は、日本人の死因の第3位を占めるほど重要な疾患で、特に高齢者などは体力や抵抗力が低下し、風邪などのちょっとしたことをきっかけに肺炎にかかってしまうということが多く聞かれます。高齢者が肺炎にかかると、症状が急激に進み重症化するため、その治療だけでなく、予防など防ぐことが極めて重要であるとし、国は、平成26年10月1日から、高齢者肺炎球菌ワクチンを予防接種法に基づく定期接種としました。この助成制度は65歳の方を対象としておりますが、経過措置として、平成26年度から平成30年度までは、各年度内に、65歳から100歳まで5歳刻みの各年齢に該当する方も活用できるとしております。厚生科学審議会（感染症分科会予防接種部会ワクチン評価に関する小委員会）では、65歳の方に高齢者肺炎ワクチンを接種することで、1年当たり5,110億円の医療費削減の効果があると試算しています。

したがって、今後の高齢化社会を迎えるに当たっては、この制度を多くの人に活用していただくことが望ましいと考えます。しかしながら、この制度につきましても、なかなかわかりにくい点も幾つかあります。65歳という、高齢者の中でも若い年齢が対象となっていることで安易に受けとめ、ついつい見逃しがちになってしまい、活用に結びついていない状況があります。

そこで、質問の1点目ではありますが、この助成制度の対象が、高齢者といえども比較的若い年齢の65歳が対象とされたのはなぜかを民生部参事にお尋ねをいたします。

○議長（森 福子君） 民生部参事 辻幸子君。

○民生部参事（辻 幸子君） おはようございます。

太田議員の高齢者肺炎球菌ワクチンの1点目、なぜ予防接種の助成対象年齢が65歳になったのかについてお答えいたします。

最近、よく「65歳からの肺炎予防」という言葉を耳にいたします。今言われましたように、65歳を過ぎると体力や抵抗力、いわゆる免疫が低下し、風邪などのちょっとしたことをきっかけに肺炎になってしまうということがよくあります。65歳以上の方にとっては、決して軽視できない疾患となっています。

肺炎は、日本人の死因第3位であり、しかも、亡くなる方の約95%が65歳以上の方です。また、日常でかかる肺炎の原因菌で最も多いのが肺炎球菌、次いでインフルエンザ菌、黄色ブドウ球菌となっています。高齢者の肺炎球菌ワクチンの接種につきましても、平成22年から議論が重ねられ、平成24年に、肺炎の原因菌1位の肺炎球菌ワクチンの接種を促進していくことが望ましいと結論されました。その後、広く接種を提供する仕組みとして、接種の対象者や方法等についての協議が進められ、その結果、一定の調整ができたとし、予防接種法政省令の改正により、平成26年10月1日から定期予防接種として実施されることになりました。

肺炎球菌ワクチンの接種対象者は、65歳以上とされていますが、ワクチン接種年齢が高齢になるほど有効性が低くなり、効果の減少も早くなるというような傾向が見られたことにより、できるだけ早くの接種が望ましいとして、助成制度の対象者は65歳とされました。65歳で接種しても、一定の有効期間は保たれるということでもあります。そのほかに、60歳以上65歳未満の心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能の障害、またはヒト免疫機能障害を有する方も助成の対象としています。

[10番議員挙手]

○議長（森 福子君） 10番 太田照彦君。

○10番（太田照彦君） そこで、65歳といいますと、今の時代、まだ親がいるような状況の方も多く、自分自身が高齢者肺炎球菌ワクチン接種の助成対象者であること自体、余り意識、認識がないように思われます。しかし、できるだけ若いうちの接種が有効であるとのことで、65歳の対象者には、今後も接種を呼びかけていただきたいと思います。

また、この制度ができましたときに、5年間の経過措置というものがとられています。65歳での接種はわかりましたが、この間、比較的高齢者も助成の対象になっているため、もう少し後に接種と話される方も多くあります。また、どうしても5年間で耳に残り、5年に1回の接種が必要なのかという声も聞かれます。

そこで、質問の2点目ではありますが、この平成26年から30年度までの経過措置とはどういうものか。また、5年に1回の接種が必要なのかをお尋ねいたします。

○議長（森 福子君） 民生部参事 辻幸子君。

○民生部参事（辻 幸子君） 質問の2点目、5年間の経過措置がとられた経緯と、今後5年に1回の接種が必要なのかについてですが、平成26年10月1日の法整備では、助成対象者は65歳といたしました。しかし、このときに66歳以上の全ての方に対しても1回の接種機会を提供するとし、平成26年10月1日から平成31年3月31日までの5年間で整理するために、時限措置として、各年度65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳または100歳到達者に対して助成を行うこととしました。初年度は、加えて100歳以上の方も接種の対象者としています。これが5年間の経過措置です。今年度で、65歳以上の方全てに機会が与えられたとして、経過措置の対応は終了となります。

5年に1回の接種が必要かということに関しましては、制度化を進める協議の中では、1回目の接種後、数年以内に再接種を行った場合、高い率で重篤な局所反応、例えば注射部位がずきずきするような痛みの疼痛、皮膚が赤くなる紅斑、接種したところがかたくなる硬結など、こうしたことが発生する可能性があるとして指摘されたために、5年以内は再接種できないということも議論の対象となりました。

ですので、5年に1回ということではなく、再接種は最低5年以上経過した後としたのですが、2回目の接種につきましては、1回目ほど抗体の価が上昇しないことや、2回以上接種することによる有効性の有意な上昇が認められないなどが報告されており、また先ほども申しましたように、数年以内に再接種を行った場合、高い率で重篤な局所反応が発生する可

能性があることも報告されておりますので、まずは、一度も接種をされたことがない方を定期接種の対象者としています。

よって、自費で1回目を受けたという方についても、同じようなことが当てはまることとなります。2回目以降の接種につきましては、その必要性も含めて今後の議論の対象とされております。

[10番議員挙手]

○議長（森 福子君） 10番 太田照彦君。

○10番（太田照彦君） 5年間の経過措置の間に、65歳以上全ての方に接種ということで機会を与えていただいております。31年度以降は、同じように助成対象者となるわけではないということですので、周知もしっかりお願いいたします。

5年に1回なのかということも、今のお話でおおむねわかりました。2回目以降の接種については、現在のところは、必要性の可否等を含めて検討中ということですが、ぜひとも助成の対象となることを望みます。

そこで質問の3点目ですが、今年度で経過措置も終了となりますが、経過措置を理解しておらず、接種機会を見逃すといったことがあります。また、全国的にも接種率は低く、それが課題とされていることは確認しております。そこで平成31年度から、この制度は対象者などどのようになるのかをお伺いいたします。

○議長（森 福子君） 民生部参事 辻幸子君。

○民生部参事（辻 幸子君） 3点目の質問の経過措置終了後の制度はどのようなかについてですが、経過措置も終了したことから、平成31年度からは、年度内に65歳とされる方を対象に助成制度を周知してまいります。

来年度以降、最初の接種から5年経過した方が徐々に出てきます。日本では安全性が確認できていないとし、2回目の接種は助成対象外としてきましたが、海外では、条件に応じて再接種を実施している国がふえてきております。そのため、日本感染症学会肺炎球菌ワクチン再接種問題検討委員会でも、継続してこの審議がされつつあります。

また、経過措置終了と同時に、接種機会を逃している方も多いと見受けられます。議員が申されましたように、全国的に見ても接種率は低く、当市におきましても各年代25%から30%くらいの接種率となっています。国としましても、こうしたことを課題としており、31年度以降の接種対象者は、経過措置の間の接種状況や接種記録の保管体制の状況等を踏まえ、改めて検討することとしています。今後、どのような結果になるのかはわかりませんが、注視してまいりたいと思います。

[10番議員挙手]

○議長（森 福子君） 10番 太田照彦君。

○10番（太田照彦君） せっかくの機会です。接種率が低いのは、単に理解不足だけではなく、制度の趣旨や対象者などが周知されず、十分に活用されていないことにも原因があるかと思えます。今のところは、来年度からの助成対象者は65歳ということですが、今お伺いし

たようなことをしっかり市民に周知していただければ、制度の活用、強いては医療費の抑制につながると思いますので、よろしく願いいたします。まだまだ課題も検討されつつありますので、状況が変わるようでありましたら、市民の皆様をしっかり周知していただきますようよろしくお願いいたしますして、この質問は終わります。

次に、最後の質問ですが、旧美濃病院跡地の有効利用をすることも目的の一つとして建設計画が進められています（仮称）市民わくわくふれあいセンターは、平成28年度に基本設計、平成29年度に実施設計が完了し、平成30年度は個別施設管理計画を策定中であると聞いております。集約化の対象となる施設は、老朽化が進み、耐震性能の不安もあると聞いております。できるだけ早く建設工事を進めていくべきと考えております。そんな中、平成29年の12月議会では、平成30年度の着工を目指しますと答弁もありましたが、既に平成30年度もあわずかになってきました。

そこで1点目の質問ですが、建設工事の今後の予定はどのようなか、建設部長にお尋ねいたします。

○議長（森 福子君） 建設部長 古川雄太君。

○建設部長（古川雄太君） 皆さん、おはようございます。

（仮称）市民わくわくふれあいセンターに関する議員御質問の1点目、建設工事の今後の予定はどのようなかについてお答えいたします。

予定の建物は、鉄筋コンクリート造2階建てで、延べ面積2,921.31平方メートルあり、統合と集約化される老人福祉センター、児童センター、保健センター、勤労青少年ホーム、グリーンプラザ小倉山の従前の機能に加え、約300人収容の多目的ホールを備えています。この施設は、平成31、32の2カ年度での建設を考えており、平成31年度当初予算に工事費を計上していく予定としております。

工期としましては、約1年半を想定しており、平成32年度の後半には竣工する予定でございます。手順としましては、新しい建物の竣工後に、敷地内に残った旧保健センターを解体し、駐車場整備工事と外構工事を行い、全ての工事が完了となります。

〔10番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 10番 太田照彦君。

○10番（太田照彦君） わかりました。

では、次に2点目の施設の名称について質問したいと思います。

現在のところ、（仮称）市民わくわくふれあいセンターと仮の名称となっておりますが、今後、この施設の名称についてはどのように考えていますか。建設工事が進んでいきますと、いつまでも仮称のままでは、施設へのイメージや愛着が湧きにくい状態となってきます。

例えば、隣の関市では、関市総合体育館を「せきしんふれ愛アリーナ」、可児市では、可児市運動公園スタジアムを「KYBスタジアム」、県でも、岐阜県民体育館を「OKBぎふ清流アリーナ」といったようなネーミングライツが導入されています。ネーミングライツの導入によって、少しでも維持管理経費の負担を減らそうとしているところがふえております。

そこで提案であります、今回の施設についても、ネーミングライツの導入を図ったほうがよいかと思いますが、建設部長に名称についての考え方をお聞きいたします。

○議長（森 福子君） 建設部長 古川雄太君。

○建設部長（古川雄太君） 議員御質問の2点目、名称はどのように考えているのかについてお答えいたします。

名称については、市民の皆様にはわかりやすく、呼びやすく、親しんでもらえる、こういったものが望ましいと考えております。当初は、市民による公募を考えておりましたが、議員御指摘のように、最近では、施設に企業等の名前を付与する命名権を有料で与えるネーミングライツが普及し始めており、この制度の導入により維持管理費の軽減が見込まれますので、本市としましても、まずは施設の本質を示す名前を決めた後にネーミングライツの導入を図っていきたくと考えております。工事着工とともにネーミングライツによる名称の公募を行う予定ですが、市内外を問わず、たくさんの応募をいただけるようお願いしております。

〔10番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 10番 太田照彦君。

○10番（太田照彦君） 建物の命名権を有料で付与するネーミングライツ制度は、既に国やほかの自治体でも採用されております。本市においても、できる限りネーミングライツを導入していただき、維持管理経費の一部でも軽減される努力をされますようお願い申し上げます。私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森 福子君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時15分

○議長（森 福子君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番 佐藤好夫君。

○13番（佐藤好夫君） おはようございます。

私は、発言通告に従いまして一般質問1点、花みこしを活用した観光誘客についてお尋ねをいたします。一問一答方式で行います。

まず最初に、花みこしの展示・組み立て作業の一般公開の検証結果はどのようなか。その中でも一つ、1町内の自治会しか参加できなかった原因についてを産業振興部長にお尋ねいたします。

○議長（森 福子君） 産業振興部長 成瀬孝子君。

○産業振興部長（成瀬孝子君） 佐藤議員の御質問の花みこしを活用した観光誘客についての1点目、花みこしの展示・組み立て作業の一般公開の検証結果はどのようなかについてお答えいたします。

花みこしの展示・組み立ての作業の一般公開は、ことし4月8日（日曜日）から13日（金曜日）までの6日間実施いたしました。4月8日（日曜日）午前8時から、3団体の関係者らにより制作が始め

られ、完成後、展示を始めました。展示期間の6日間で約740人が見学されました。経費につきましては、95万9,000円でございます。

展示期間中に、101名からアンケート調査の回答をいただきました。アンケート結果を見ますと、来場者の66%が市外の方で、年齢は60歳以上が64%を占めています。また、交通手段としましては、自家用車が72%となっております。「観光ふれあい広場での花みこし展示についてどう思うか」につきましては、97%の方から「非常によい」という回答をいただきました。自由記述意見では、「祭りに向かって気分が盛り上がりよい」「展示を見て祭りに興味が湧いた」という意見がございました。

また、実施後の反省点及び課題としましては、みこしの花が日に焼けて変色したことや、雨が降り込みぬれたこと、事前のPRや案内看板、見学者への説明などが不足していたことが上げられます。実施した結果としましては、展示について多くの方々から好評を得ることができ、観光誘客と美濃和紙の発信の一助になったと考えております。

この事業には、4基のみこしに参加をいただき、みこしをごらんになった方々に感動を与えたものと思っています。なお、関係自治会に御案内いたしました、初めて実施する事業ということもあり、十分に趣旨、詳細が浸透しなかったことや各自治会の事情もあったと思われ、結果的に1町内の参加になったと考えております。

[13番議員挙手]

○議長（森 福子君） 13番 佐藤好夫君。

○13番（佐藤好夫君） 今、答弁がありましたが、740名の見学があったと。その中で、66%が市外の方ですね。少しでも市外の方が多かったということは、大変よかったかなあというふうには思います。

しかし、740名のうちの66%ということは、市外からの見学の方は500名以下ということですね。そうしたことをこうして進めていくということは、私考えますと、ちょっとどうかなあ。そうした中で、また今の話のように、同時に2つとも一緒にやってもらったで、2つとも今ここで質問でするんですが、自治会も初めてで、なかなか協力してもらえなんだとか、そういうことであつたら、本来なら私は見送って、また1年越しにやるとか、いろいろ考えてもよかったのではないかと、これは答弁は要りません。

そのように考えておりますが、1つだけ。この740名のうちに、スタッフとか、関係者の方は入っていますか。それだけちょっとお答えください。

○議長（森 福子君） 産業振興部長 成瀬孝子君。

○産業振興部長（成瀬孝子君） アンケートのうちに、スタッフや関係者は入っております。

[13番議員挙手]

○議長（森 福子君） 13番 佐藤好夫君。

○13番（佐藤好夫君） こうして関係者を入れるということは、ちょっとそれはおかしいと思うんです、私は。要は、見学者を募って、その中に当日100名というのは、要は常盤町の自治会の皆さんや、め組のみこしの皆さん、JCの皆さん、初日の100というのは、ほとん

どそれやないかなあと。私も、これについては大変昨年担当課と意見の疎通が合わなくて、何度もやりとりをしました。その中で、答弁がやるたびに違ってくるということは、大変僕も遺憾に思いましたし、いろいろできることならと思いましたが、1回やってみたらという声も、ほかの議員からも聞いたりして、今回はこうしてやっていただいた結果のこういう形で終わったということは、本当に残念には思います。

また、当初は5つのテントの枠がある見積もりをとっていただきました。それが4つになって90万、それは値段が一緒やということも、これも答弁は要りませんが、こういうことなかかも、どうしてこうなったのかなあとという思いがありますので、またいずれのときに、そうした報告もしていただけたらと思います。

それでは、2つ目の今後の花みこしの一般公開についてはどのようなことにつきまして、市長にお尋ねいたします。

この事業を、今後も事業として続けたほうがいいのかということも1つ目。多分答弁を見ますと一緒になっていきますので、もう一つは、厳しい中での100万を超える予算をこのみこし展示にかけるなら、ほかにもっと有効的ないい方法があるのではないかとということをお尋ねいたします。

○議長（森 福子君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 佐藤議員からの今後の一般公開についての御質問がありました。

ちょっとその前に、今の先生の中で、740名というのは期間中にお見えになった方々のカウントでございまして、66%というのは、アンケート調査をやった101名のうちの66%が市外の方ということでございますので、その辺については、ちょっとお間違えのないようお願いしたいと思っております。また、ただ101名の中には市民の方も入っていますし、関係者の方も何人か入ってみえると思えますけれども、何人かというのはちょっと調査していませんが、少なくとも66%の方は、だから101名ですので、66名、67名の方は市外の方が書かれたと、こういうふうにご理解いただくとありがたいと思っております。

そこで、今後のみこしについてでありますけれども、美濃市が今、観光振興をどうやってやっていくのかという中で、一番大きな資源としましては、美濃まつりと、それに、あかりアート展、要は美濃和紙関係ということでございますが、基本的には、全体としては美濃和紙関係となりますけれども、大きなものとして、4月の花みこしというのは、やはり大きな美濃市の観光の大変な資源であります。

そういった中で、毎年4月の第2土曜日、翌日曜日に美濃まつりが開催されると。祭りの主役であります花みこしは、土曜日に行われております。例年多くの観光客の方でにぎわいを見せておりますし、特に泉町の交差点、あるいはうだつの町並みといったところでは、すばらしい乱舞がなされます。そういったときに、市のほうに、どこで見られるんですかとか、雨が降ったら中止になるんですかとか、雨天で延期した場合、遅く来たら見られなかったとか、こんなような意見もございました。昨年のように、雨が降り順延になった場合は、せっかく来たのに大変残念だと、こんなような御意見もありました。そんな中で、こうした要望

に少しでもお応えができないかなあと、美濃市の観光産業の振興に役立てないかなあと、こんな思いの中での花みこしの展示というのを計画したわけでございます。

これまでも、美濃まつりの花みこしにつきましては、美濃市の観光誘客の一助になったものと考えております。国内でも唯一のものであります。美濃和紙のPRや観光誘客と、こういった美濃市の大変重要な地域資源というふうに位置づけております。今までにも、ポスターへの活用、あるいは万国博覧会や国体、ハワイなどへの出演など、美濃市のPRに一役も二役もかかっていただいております。来年度もぜひ開催をして、美濃市のPRに使っていきたいと、こんな思いをしておりますけれども、ただ残念ながら、市が幾らやろうとしても、自治会の方々、あるいはみこしを持っている方々の協力をなくしてはできませんので、我々としては、昨年、こつこつと反省点を踏まえて、新たに誘客につながるようなことをお願いしながら、また例えば道の駅では、曾代の地区の方々が花をつけるイベントをやっています。大変多くの方々が楽しんでやられております。こんなことも美濃和紙でできると、さらに観光客がふえるかなあと考えておりますし、こういったみこしが、市内で10基、15基、20基というような形で乱舞するところを見ていただくことも、大変重要な観光施策と考えておりますので、できれば、ぜひ多くの皆様方の協力をいただく中で、あるいは賛同いただく中で開催をし、美濃市の観光振興の推進にやっていきたいと思っております。

そういった面で、100万円という話もございましたけれども、100万円が高いか安いかわかるのはいろいろ判断があるかと思いますが、私として、1週間ぐらい前からそういった花みこしをつくる、あるいは見ていただく、こういったことによって多くの方々が美濃市へ来ていただければ、決して高いものというふうには考えておりません。ただ、1,000万、2,000万かかりますよと言われれば、それはちょっとまずいですねという話があるかも知れませんが、幾らが適切かというのは、なかなか判断が私のほうではできません。私としては、100万、150万といったような形であれば、観光資源としての活用として、町内の方々の御理解がいただければ、ぜひやっていきたいと、こんな思いであります。ぜひ地方創生の一環としても進めていく必要があると考えておりますので、御理解いただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

[13番議員挙手]

○議長（森 福子君） 13番 佐藤好夫君。

○13番（佐藤好夫君） 市長の今御答弁いただきましたが、100万円が安い高いという件につきましても、初めにどこへ行ったら花みこしが見えるとか、雨天で延期になったときに遅く来たら終わっていたとか、これはやっぱりこの花みこしを飾るのはまた違ったことで、これは、やっぱりそうしたことが、観光客の方にはっきり把握をしてもらえるような方法を考えなければいけないと思います。

そして、今の（仮称）市民わくわくふれあいセンターの駐車場でやるのか、またみこしを見てもらうということであれば、町の中に、目の字の中にも、そうしたみこしをつる町内が幾つもあります。加治屋町がいつも言われるのは、町内のみこしを見せてもらってもいいか

など言っ、見られる方が結構あるそうです。ふれあいセンターのほうで、あの駐車場で、わざわざこれだけ100万の金をかけるのは、僕は高いと思います。これが1,000人、2,000人と観光客が来てくだされば、また話は違いますが、結果的にこういう結果が出た。であるなら、こうした予算をつけなくても、町内の中にそうして見せてくれる町内があれば、そういう町内に協力を願ったほうが私はいいと思いますが、これは、どこまでいっても思いの違いで、一つにはならないと思いますが、今、美濃市のそうした町内は、みこしを担いで参加してくださる町内は人手不足で、みこしをつるのも大変なところを、この祭りをなくしたくないということで、それぞれの小さな町内は努力して、こうして続けていただいております。こうした負担を、またわくわくふれあいセンターのほうへみこしを持って行って、朝、またとりに行って、そして町並みへ繰り出す。こういう負担をかけていくということは、やはり町並みでやれば、そういう負担もなくなりますし、ふれあいセンターでやることによって、市役所に車をとめたり、そして文化会館のところにとめたりして、目の字に入った方は、わざわざそのみこしの展示場まで行って見る方は、まずいないと思います。ふれあい駐車場に車をとめて、わくわくふれあいセンターのほうでとめて町並みへ来た人もみこしは見られる、町並みで見せていただければ。どこからでも、目の字へ入った人は、そのみこしを見てもらうチャンスはあるんです。

私は、あそこで、これほど市長がこだわって、あそこしかあかんというような形で進められるのは、ちょっと判断を、どうしてこれだけあそこにこだわるのかということがちょっとわかりませんので、もう一度その点について答弁いただけたらと思います。

○議長（森 福子君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 今、こだわっておるという話がありましたが、私、何にもこだわっておるなんて一言も言ったことはありませんが、1基だけ見て楽しいのかなあと。やっぱり複数あったほうがいいんじゃないのかなあと。美濃まつりというのは、1基だけやっておるんじゃないなくて、やっぱり多くのみこしが乱舞するって、こんなすごいことないですねというのが私の思いでありますので、できれば2基、3基、4基、できれば10基でも出ていただければ一番いいなあと。それだけたくさん、一番やっぱり祭りのときに人気が出るのはいつどこかなあとというと、泉町の交差点で3基、4基が全部が並んでいて、あそこで3基、4基が乱舞すると。あんなすごい光景ってないですよと私も思っていますし、何回も見に行きました。

ただ、残念ながら、狭いこともあって、危険なこともあってだめですが、できればそういったところを、事前に祭りを盛り上げていくと。いや、実はここではこんなことが行われるんですよと、こんなことを事前にPRすることで、より多くの方が美濃市に来ていただければ、これはこれで一つ観光施策としては非常に重要であると思います。

ただ、私、強制的に各町内に割り当てをして、ここへ来い、あそこへ来いと、こんなことを言っていることは一回もありません。多くの方が協力いただければありがたいということで、決して昨年でも、ことしやったものについても、強制的にどことどことどこが出てきて

くれと、こんなことを言った記憶は全くございませんので、あくまでも各自治会の任意の思いの中でやっていただけたところがあればいいなあと。そして、花みこしを見せるのが目的でございますので、やはり複数欲しいなあと、こんなことはありますけれども、1基であれば、今、佐藤議員が言われましたように、どこかの町内がここで見せてくれると言われれば、それはいいかもわかりませんが、やっぱり複数あってPRになるなあと、こんな思いでございますので、別に祭り会館のところをこだわっておるわけじゃありませんが、場所的に見て、あそこ以外にどこかありますかと。小倉公園でやったらどうでしょうねと、どうなりますかと、そういうのはあるかもわかりません。あるいは、市役所の駐車場を全部車を出して市役所でやったらどうですかと、これはあるかもわかりません。いろんな考え方の中ですが、決してふれあい会館のところをこだわっておるわけじゃなくて、あそこが一番、観光客の方の駐車場もあるし、バスも入るし、一番目につくだらうなあと、こんな思いの中でやっておるのであります、決してこだわっておるとか、強制的に出させると、こんなことは全くございません。あくまでも各自治会にお願いをして、協力いただけたところがあれば来ていただくと。あるいは、ほかのみこしもあれば、ぜひやってみたいですよと、いいですよと言われれば、私としては受け入れていきたいと、こんな思いでございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 13番 佐藤好夫君。

○13番（佐藤好夫君） もし、こだわりがなかったのなら、町並みのほうも検討してもらいたいなあとと思います。

祭りというものは、私が思うには、並べたみこしを1基2基、とまっておるみこしを見せても、それほど感動はないと思います。こうしたアンケートには、私たちも視察に行って、祭り会館を見て、そしてどうでしたかと。そんなとか、そういうふうに批判したようなことは言えません。ああ、素晴らしいですねと言ってやってきます。ですから、このアンケートというものは、やっぱりそういうことも入っていますし、祭りというものは展示して見てもらうんでなくて、本番の祭りを見てもらって、どのくらい観光客が感動して、美濃の祭りはすごい、そういうふうに思われるのではないかと思います。

先ほど、市長が泉町でと言われましたが、それは広岡町の間違いじゃないかというふうに思いますけれども、これは、やっぱりあの狭いところで2基3基が入って、そして危ない、大丈夫かと思いつつながら、観光客の方や見学者が見て、感動するものであります。やはりこの三十数基のみこしが、美濃の目の字、またまちのそうしたみこしを出した町内渡りをしながら、観光客がいて、担ぎ手がいて、この花みこしが初めて素晴らしいと感じるものです。展示をして、私はそれほど、そういう感覚はないというふうに思っておりますので、できれば町内の皆さんにも、それほど今以上にそうした手間をかけさせずに、今、花をつくるにしても大変な町内もある。いろんなところへお願いして、やられるところもあります。ですから、できれば僕は、この展示というものは別にやらなくても、自然に町なかで見せていただけたらいいと思っております。これは、市長のお考えはおかわりないとい

うことをございます。

ですから、この祭りをPRするのであれば、この美濃まつりだけでなく、大矢田のひんこや、美濃市のそうしたいろんな祭りになることを、何かのシティプロモーションビデオとか、そして、スマホでそうしたものを流したり、そうしたことをすれば、一々それをやらなくてもPRできますし、もし今のまま町内で見てもらうなら、年間1回やると100万かかる、90万かかる、そうしたテント代も必要ありません。もし、町なかでそうした飾るところがないと、空き地はあっても。そうしたら、そういうところに予算を上げて、補助金を上げて、じゃあこれだけ出すから、町内で考えて、ぜひ観光客に見てもらえるようお願いしますということをしていけば、そのテント代も生きてくると思うんですが、よくても悪くても毎年そこでやるとすると、このテントは金がかかるわけをございます。

加治屋町では、40年ばかり前にあのテントをつくったそうです。そして、今はかなり傷んでおるということをございますので、40年使えるテント代、これは市から補助金も何もなしで、町内で作ったということであるそうです。町並みでやれば、俵町が一番見やすいところに置いてあるし、それぞれの町内でも中にしまっているところはあるんですが、そういう提案をしたときには、協力をしていただけることが多くなるのではないかというふうに思います。

今回のこの展示については、いろいろ反省点があると思います。我々が聞いたのは、昨年の9月に聞きました、こういうことがあるということは。9月に聞いたんやないね、一般質問がありました。そして、もうずうっとその前から、ことしはみこしを展示するから、みこしを出してくださいと町内をお願いをしてあるということもいろいろ聞きました。

こういうわけのわからないところで、そういう物事が進んでおるような気がしますし、そして、これは市長、大変失礼ですが、僕らが口出すことじゃないですが、先ほど部長のほうからいろいろ失敗、反省点をございました。看板とか、そしてPR不足。これはやっぱり私が思うには、人事に口出すことではないんですけど、1年間それに向けてやってきた担当課が、課長、部長が入れかわって、その1週間後にこの展示をする。やはりそういう点もやっぱり考えてもらわないと、こうした担当課が一生懸命やっても、やっぱりそういうミスは起きると思いますので、今後そのような点も考えていただいて、やっていただけたらというふうに思います。

私は、今の（仮称）市民わくわくふれあいセンターのほうで展示ということには、はなから賛成をしておりますので、これはやっぱり本当にいいことであつたらやってもらっても結構ですが、私も議員として、いいことは進めてほしいし、問題があれば考えてほしい。考えてもらえなければ、やっぱり常任委員会や会派や、議員の皆さんと相談してでも考えていかなければならないというふうに思っております。

大変あっちへ飛んだり、こっちへ飛んだりしてわかりにくかったかもわからないし、失礼な点もあつたかもわかりません。しかし、もうちょっとそうした反対なら反対で話を聞いてほしい。今の、はなからもう町並みではやらんよというようにしか僕には聞こえませんが、

そういう点も、これからは、やっぱりもうちょっと意見を聞いていただけたらと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（森 福子君） 市長、先ほど泉町が広岡町だと言われましたけど、あれはそれでよろしいですか。

○市長（武藤鉄弘君） はい、いいです。

○議長（森 福子君） わかりました。

以上をもちまして市政に対する一般質問を終わります。

これより暫時休憩いたします。

〔追加議案配付〕

休憩 午前11時45分

再開 午前11時46分

○議長（森 福子君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまお手元に配付いたしましたとおり、議第79号が提出されました。

お諮りいたします。この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いを。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 福子君） 御異議がないものと認めます。よって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議第79号（提案説明・質疑）

○議長（森 福子君） 議第79号について議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に、議第79号について、総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） それでは、議第79号 平成30年度美濃市一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、国の補正予算に伴う小・中学校のブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金の補助内示がありましたので、小中学校空調機器設置事業費の補正をお願いするものでございます。

赤スタンプ3の議案集2ページをお開きください。

第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ7,530万1,000円を追加し、補正後の予算の総額を99億3,514万4,000円とするものです。

補正をいたします款項の区分、補正額、補正後の予算額は、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、繰越明許費で「第2表 繰越明許費」によるものでございます。

第3条は、地方債の補正で「第3表 地方債補正」によるものでございます。

それでは、補正の内容につきまして御説明いたしますので、4ページをお開きください。

第2表の繰越明許費につきましては、小学校空調設置事業と中学校空調設置事業で、それぞれの繰越額は表のとおりでございます。

5ページをごらんになってください。

第3表の地方債補正につきましては、小中学校空調設置事業を追加するものでございます。

それでは、補正の内容につきまして御説明いたしますので、6ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括、歳出の表により、歳入もあわせて御説明申し上げます。

10款 教育費は、7,530万1,000円を増額し、11億2,942万6,000円とするものです。内訳は、各小・中学校にある特別教室17室に空調機器を設置する事業費の増額でございます。財源は、国県支出金が1,198万2,000円、地方債2,320万円、一般財源4,011万9,000円をそれぞれ増額し、一般財源は、地方交付税を3,056万7,000円、繰越金を955万2,000円増額するものでございます。

7ページ以降につきましては説明を省略させていただきまして、以上で議第79号の説明を終わります。

○議長（森 福子君） 以上で説明は終わりました。

なお、本議案の質疑の通告は、本日11時53分までに事務局へ御提出ください。

これより議案精読のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午前11時53分

○議長（森 福子君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 福子君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより議案付託表を配付いたさせます。

〔議案付託表配付〕

○議長（森 福子君） ただいま議題となっている議第63号から議第79号までの17案件につきましては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ各常任委員会に審査を付託いたします。

なお、各常任委員会は、総務産業建設常任委員会は12月18日午前10時から、民生教育常任委員会は12月19日午前10時からそれぞれ開催する旨、各常任委員長にかわって告知いたします。

お諮りいたします。議事の都合により、あすから12月20日までの3日間休会いたしたいと思っております。これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 福子君） 御異議がないものと認めます。よって、あすから12月20日までの3日間休会することに決定いたしました。

散会の宣告

○議長（森 福子君） 本日はこれをもって散会いたします。

12月21日は、午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。

本日は御苦勞さまでした。

散会 午前11時56分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年12月17日

美濃市議会議長 森 福 子

署 名 議 員 梅 村 栄 一

署 名 議 員 永 田 知 子

平成30年12月21日

平成30年第5回美濃市議会定例会会議録（第4号）

議 事 日 程 (第 4 号)

平成30年12月21日 (金曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議第63号 平成30年度美濃市一般会計補正予算 (第 5 号)
- 第 3 議第64号 平成30年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 4 議第65号 平成30年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 5 議第66号 平成30年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 6 議第67号 平成30年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 7 議第68号 平成30年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 8 議第69号 平成30年度美濃市上水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 9 議第70号 美濃市犯罪被害者等支援条例について
- 第10 議第71号 美濃市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する
条例について
- 第11 議第72号 美濃市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について
- 第12 議第73号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
について
- 第13 議第74号 美濃市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第14 議第75号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第15 議第76号 美濃市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例について
- 第16 議第77号 岐阜地域児童発達支援センター組合からの脱退について
- 第17 議第78号 市道路線の認定について
- 第18 議第79号 平成30年度美濃市一般会計補正予算 (第 6 号)

本日の会議に付した事件

第 1 から第18までの各事件

(追加日程)

議第80号 工事請負契約の変更契約締結について

出席議員 (1 3 名)

1 番	豊 澤 正 信 君	2 番	梅 村 辰 郎 君
3 番	梅 村 栄 一 君	4 番	永 田 知 子 君
5 番	古 田 秀 文 君	6 番	岡 部 忠 敏 君
7 番	辻 文 男 君	8 番	庄 司 義 廣 君
9 番	古 田 豊 君	10 番	太 田 照 彦 君
11 番	森 福 子 君	12 番	山 口 育 男 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	武藤鉄弘君	副市長	柴田徳美君
教育長	樋口宜直君	総務部長	北村道弘君
民生部長 (福祉事務所長)	篠田博史君	産業振興部長	成瀬孝子君
建設部長	古川雄太君	会計管理者	古田和彦君
教育次長	澤村浩君	美濃病院事務局長	林信一君
民生部参事	辻幸子君	総務課長・ 選挙管理委員会 事務局長	瀬瀬敬久君
秘書課長	西部睦人君		

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	市原義則	議会事務局次長 兼議事調査係長	石原まさる
議会事務局書記	平田純也		

開議の宣告

○議長（森 福子君） 皆さん、おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

○議長（森 福子君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり定めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（森 福子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5番 古田秀文君、6番 岡部忠敏君の両君を指名いたします。

第2 議第63号から第18 議第79号まで（委員長報告・修正案の説明・質疑・討論・採決）

○議長（森 福子君） 日程第2、議第63号から日程第18、議第79号までの17案件を一括して議題といたします。

これら17案件について、各常任委員会における審査の結果を求めます。

最初に、総務産業建設常任委員会委員長 梅村辰郎君。

○総務産業建設常任委員会委員長（梅村辰郎君） 皆さん、おはようございます。

今期定例会において総務産業建設常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る12月18日午前10時から、委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いましたその経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

最初に、議第63号 平成30年度美濃市一般会計補正予算（第5号）中、総務産業建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第65号 平成30年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第66号 平成30年度美濃市下水道特別会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第69号 平成30年度美濃市上水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第70号 美濃市犯罪被害者等支援条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可

決すべきものと決定いたしました。

次に、議第71号 美濃市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第72号 美濃市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第73号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第74号 美濃市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第75号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第78号 市道路線の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（森 福子君） 次に、民生教育常任委員会委員長 梅村栄一君。

○民生教育常任委員会委員長（梅村栄一君） 皆さん、おはようございます。

今期定例会において民生教育常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る12月19日午前10時から、委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いましたその経過と結果につきまして、御報告を申し上げます。

最初に、議第63号 平成30年度美濃市一般会計補正予算（第5号）中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第64号 平成30年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第67号 平成30年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第68号 平成30年度美濃市病院事業会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原

案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第76号 美濃市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第77号 岐阜地域児童発達支援センター組合からの脱退についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第79号 平成30年度美濃市一般会計補正予算（第6号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（森 福子君） 以上で各常任委員会委員長の報告を終わりました。

ここで御報告申し上げます。

議第63号 平成30年度美濃市一般会計補正予算（第5号）について、7番 辻文男君、4番 永田知子君から、12月19日付で修正動議が文書をもって提出されました。

本動議については、既に所定の賛成者がありますので動議は成立いたしました。よって、本動議を直ちに議題といたします。

提出者の説明を求めます。

議第63号の修正案について、7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） 皆さん、おはようございます。

地方自治法第115条の3及び美濃市議会会議規則第16条により提出いたしました、議第63号 平成30年度美濃市一般会計補正予算（第5号）の減額修正案について、初めに修正内容を説明いたしますので、お手元資料の2枚目を参照してください。

第1条第1項中、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,964万1,000円を追加するところを305万7,000円減額し、1,658万4,000円として歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億5,678万6,000円に改めます。

次に、「第1表 歳入歳出予算補正」は、歳入、18款 繰入金、1項 基金繰入金の補正額を305万7,000円減額し、原案4億9,308万円を4億9,002万3,000円とし、歳入合計を98億5,678万6,000円、歳出におきましては、7款 商工費、1目 商工費の補正額を305万7,000円減額し、原案3億2,901万3,000円を3億2,595万6,000円とし、歳出合計を98億5,678万6,000円に改めます。

次のページには、参考に歳入歳出予算事項別明細書が添付してありますので、ごらんいただければと思います。

続きまして、減額修正案の提案理由を御説明いたします。

本予算の歳出、7款 商工費、1項 商工費、3目 観光費、美濃市観光キャンペーン推進事業費について行った4点の質疑に対し、それぞれ答弁をいただきましたので、検証を行

いました。

検証その1として、ランタンフェスティバルへの参加招聘は7月30日に岐阜県知事宛てにあり、同日、美濃市はその写しをメールにて受け取り検討を始めたが、最終的には10月10日に県知事との協議において参加を決定し、岐阜県知事が参加報告したことにより、屏東県知事からあかりアート作品の出展と開会式出席を含む招聘があり、そこから実施計画を進めたという答弁でありました。

一方、昨年度参加の折に、嘉義県知事から来年も参加を検討してほしいと要望されていたこと、ランタンフェスティバルは世界的なイベントとして有名で、2,000万人規模の参加者があり、昨年出展時には高い評価を得ていたことや、美濃和紙の発展、和紙産業の活性化、観光誘客（インバウンド）につながることなど、多くの効果が期待できることも参加決定の背景として答弁をいただきました。

ここで、7月に県知事宛てに参加招聘があった時点で、昨年実績を考慮して具体的な検討を開始していたのなら、9月議会開催を含め数回開催された全員協議会の場において、また先日開催されました会派別懇談会においても、議会、議員に対して情報開示をして協議する機会があったはずですが、にもかかわらず、今議会における全員協議会開催まで議会にも議員にも知らされていなかったのは、やはり議会、議員軽視であると思われました。

検証その2として、昨年も12月定例会に今議会と同様に、美濃市観光キャンペーン推進事業として嘉義ランタンフェスティバル参加委託費用224万7,000円が計上され、全会一致で可決されています。このときは、財源には100万円の県商工費補助金がランタンフェスティバル参加事業費として計上されていました。このことは、補正予算の計上をするときには既に県の補助金が確定したということの意味しており、十分な連携が成り立っていたこととなります。

では一方、ことしはどうかといいますと、今年度の補正予算では、さきの質疑で岐阜県からの補助金をいただくことになっているとの答弁がありましたが、財源内訳には一般財源としており、県の補助金の計上はされておらず、補助金が確定したときに財源つけかえで対応すると、そういう形の内訳になっていました。

美濃市は県の補助金を財源に観光協会へ委託するのですから、逆に岐阜県から美濃市観光協会へあかりアート作品出展事業として直接委託していただけるんなら、美濃市としても、市長、議長、随行者の旅費負担で済むわけです。県と協議するときの要件として、こうしたことを提案してみる価値はあったのではないかなということを考えました。

議会に情報を開示して協議案件としておれば、こういう検討もできておったのではないかなというふうに、ちょっと残念に思いました。

検証その3としまして、あかりアート作品展示数を100個とした根拠については説得力に乏しいと思われました。

ランタンフェスティバルは空間に注目が集まるイベントで、ネット検索でも空間を撮影したものがたくさん見受けられます。あかりアート作品は地上に置かれる作品なので、注目を

集め、アピール効果を狙うには相当の知恵とアイデアを出す必要があると考えます。

提供されたブースの面積ありきという答弁を受けましたが、美濃和紙をPRする目的なら、一番効率のよい展示方法や必要スペースは最も大事な要件ですから、費用対効果もあわせて十二分な検討が必要だとも思いました。

参加展示よりも、むしろうだつの町並みに映えるあかりアート作品を動画やインスタ映える画像に仕立てて、再生回数やアクセス回数を100万回以上目指すといったような企画のほうがアピール効果が高いのではないのでしょうか。観光協会と密接な連携をとって、アピール効果を期待するイベントとしてじっくり計画する必要があるのではないかなというふうに考えます。

検証その4として、市長、議長の参加は、美濃和紙の発信、うだつの町並みに映える本場あかりアート展への観光誘客、いわゆるインバウンドを目的とする。

そうであるならば、次の年に開催する台湾の県知事へ、美濃市が参加したい思いを伝え招聘を依頼するなどの根回しをするロビー活動こそ本当の大事な重要任務だと考えます。すなわち、トップセールスをするなら、わざわざ台湾へ出向かなくても、訪日台湾人観光客700万人を掲げた日台観光サミットへの参加なども視野に入れるべきではないかと思えます。

ちなみに、この日台観光サミットというのは2009年から始まっており、日本と台湾で1年置きに開催されています。日本では、静岡県、石川県、三重県、山形県、四国4県でも開催されておりまして、来年2019年には富山県で開催が予定されています。

こうした検証結果から総合的に評価をしまして、当該事業は昨年引き続き補正予算として計上された事業ではありますが、効果を期待する事業として位置づけするならば、より参加規模を十分検証し、費用対効果の検討を重ねて、結果の検証が判断できるまでは継続事業としてやっぱり当初予算に計上するべきであると考え、また今年度の事業の起案に至る過程において議会との連携がちょっと軽視されている、そういうふうには言わざるを得ないこと、この2点の理由によって、当該する事業費については事業実施は見合わせるべきであるというふうの結論に至り、今回この事業費を削除した一般会計修正の補正予算案を提出したものでございます。

御審議のほどよろしくお願いたします。以上で説明を終わります。

○議長（森 福子君） ただいまから委員長報告及び修正案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 福子君） 特に質疑はないものと認めます。よって、委員長報告及び修正案に対する質疑を終わります。

これより原案及び修正案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 福子君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議第63号について採決をいたします。

あらかじめ申し上げます。採決は、7番 辻文男君、4番 永田知子君から提出された修正案、次に原案の順に採決をいたします。

最初に、議第63号の修正案について採決をいたします。

本修正案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手少数であります。よって、議第63号の修正案は否決いたしました。次に原案について採決をいたします。

本案について、各常任委員長報告は原案を可決であります。本案を各常任委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手多数であります。よって、議第63号は各委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第64号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって、議第64号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第65号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって、議第65号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第66号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって、議第66号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第67号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって、議第67号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第68号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって、議第68号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第69号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって、議第69号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第70号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって、議第70号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第71号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって、議第71号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第72号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって、議第72号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第73号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって、議第73号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第74号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって、議第74号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第75号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって、議第75号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第76号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって、議第76号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第77号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって、議第77号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第78号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって、議第78号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第79号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって、議第79号は委員長報告のとおり可決いたしました。

これより暫時休憩いたします。

〔追加議案配付〕

休憩 午前10時31分

再開 午前10時32分

○議長（森 福子君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまお手元に配付いたしましたとおり、議第80号が提出されました。

お諮りいたします。この際、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 福子君） 御異議がないものと認めます。よって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議第80号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（森 福子君） 議第80号を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

議第80号について、総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） おはようございます。

それでは、赤スタンプ4、議案集の1ページをお開きください。

議第80号 工事請負契約の変更契約締結について御説明申し上げます。

平成30年第3回美濃市議会定例会において議決をいただきました美濃小学校大規模改造工事（第2期）請負契約につきまして、内部壁のひび割れ補修等の増により変更契約の締結が必要となりましたので、12月18日付で、西村・高瀬特定建設工事共同企業体と変更仮契約を締結いたしました。

つきましては、美濃市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、この変更契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。

それでは、変更契約の内容につきまして御説明させていただきます。

変更契約の内容につきましては、変更前契約金額2億2,374万3,600円を2億2,988万3,400円とするものでございます。

契約の相手方は、西村・高瀬特定建設工事共同企業体で、代表構成員は美濃市片知2716番地、株式会社西村工建、代表取締役 加藤公由、構成員は美濃市松森1034番地4、高瀬建設株式会社、代表取締役 高瀬寿一でございます。

以上で議第80号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森 福子君） 以上で説明は終わりました。

なお、本議案の質疑及び討論の通告は、本日10時38分までに事務局へ御提出ください。

これより議案精読のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時39分

○議長（森 福子君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 福子君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいまの議題については、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 福子君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいまの議題については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 福子君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

議第80号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって、議第80号は原案のとおり可決いたしました。

閉会の宣告

○議長（森 福子君） 以上をもちまして、この定例会の会議に付議されました案件は全て議了いたしましたので、これをもって本日の会議を閉じ、平成30年第5回美濃市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時40分

市長挨拶

○議長（森 福子君） 閉会に当たり、市長の挨拶があります。

市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 皆さん、おはようございます。

平成30年第5回美濃市議会定例会「美濃和紙議会」の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

このたびの定例会におきましては、平成30年度の美濃市補正予算を初めとする19件の議案につきまして慎重に御審議を賜り、いずれも原案のとおり承認並びに議決をいただきましてまことにありがとうございます。適正な事務事業の執行に努めるとともに、会期中に議員各位から賜りました御意見・御要望につきましても十分検討させていただきます。その中で、市民に対する行政サービスの向上、あるいは地域の活性化に努めてまいりたいと考えております。

さて、本年も残り少なくなりました。来年のえとはいのししであります。十二支の中でも最後の年に当たります。過去のいのしし年にどんなことがあったのかと、ちょっと調べてみました。

12年前の平成19年には、最大震度6弱を観測した新潟県中越沖地震、能登半島地震が発生しています。また、24年前の平成7年には、最大震度7を観測した阪神・淡路大震災が発生しています。多くの自然災害が発生をしているところでございます。

しかしながら、経済面に目を向けてみますと、12年前の平成19年にはバブル後から脱却し、

いざなぎ景気を超える73カ月間と続いたいざなみ景気として戦後最長の好景気となりました。

また、本年はアメリカ大リーグで大谷翔平選手が二刀流として活躍し、新人王を獲得しましたが、24年前の平成7年には、野茂英雄投手がアメリカ大リーグのドジャースに入団し、新人王に輝く活躍を見せるなど、現在の多くの日本人が活躍する大リーグの先駆者となり、私たち日本人に対して勇気と希望を与えてくれております。

このように、迎えるいのしし年は私たちにとりまして明るく希望あふれる年となることを願っておるところでございます。

終わりに当たりまして、議員各位には、寒さが増してきておりますので、なお一層御自愛いただくとともに、議員の皆様とともに市民の皆様の幸せを願いながら輝かしい年を迎えたいと思います。

以上をもちまして閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森 福子君） 本定例会には、平成30年度美濃市一般会補正予算を初め重要案件が提出されましたが、議員各位の熱心な審議により、ここに全ての案件を議了することができました。議事運営に対する御協力に対し、厚く御礼を申し上げます。

執行部におかれましては、成立した案件の執行に当たり、議会の意向を十分に尊重されまして、市政進展に尽くされますようお願いを申し上げます。

年末年始を事故等に御注意くださいます。輝かしい新年をお迎えになるよう祈念申し上げます。閉会といたします。本日は御苦労さまでした。

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年12月21日

美濃市議会議長 森 福 子

署 名 議 員 古 田 秀 文

署 名 議 員 岡 部 忠 敏

総務産業建設常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	結果
議第63号	平成30年度美濃市一般会計補正予算（第5号）中所管部に関する事項	原案可決
議第65号	平成30年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議第66号	平成30年度美濃市下水道特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議第69号	平成30年度美濃市上水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決
議第70号	美濃市犯罪被害者等支援条例について	原案可決
議第71号	美濃市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第72号	美濃市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第73号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第74号	美濃市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第75号	美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第78号	市道路線の認定について	原案可決

平成30年12月18日

総務産業建設常任委員会委員長 梅村辰郎

美濃市議会議長 森 福子 様

民生教育常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	結果
議第63号	平成30年度美濃市一般会計補正予算（第5号）中所管部に関する事項	原案可決
議第64号	平成30年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議第67号	平成30年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議第68号	平成30年度美濃市病院事業会計補正予算（第1号）	原案可決
議第76号	美濃市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第77号	岐阜地域児童発達支援センター組合からの脱退について	原案可決
議第79号	平成30年度美濃市一般会計補正予算（第6号）	原案可決

平成30年12月19日

民生教育常任委員会委員長 梅村 栄一

美濃市議会議長 森 福子 様